

羽生市地域防災計画

資 料 編

資料 1 条例・規程・規則

1-1 羽生市防災会議条例

昭和49年3月28日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、羽生市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 羽生市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めて任命する者

6 前項の委員の定数は、30人以内とする。

7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県職員の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、防災会議にはかつて会長が定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 改正後の第3条第5項第8号及び第9号の規定により新たに任命される委員の最初の任期は、改正後の第3条第7項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の残任期間と同期間とする。

1-2 羽生市防災会議運営規程

令和2年3月31日

訓令第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、羽生市防災会議条例（昭和49年条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長を代理する委員)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員をもって充てる。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の処理事項)

第4条 防災会議の権限に属する事項で、特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干名を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務に参画する。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、地域振興課において処理する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

1-3 羽生市災害対策本部条例

昭和39年3月30日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、羽生市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月21日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年11月8日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 羽生市災害対策本部規程

令和2年3月31日

訓令第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、羽生市災害対策本部条例（昭和39年条例第9号。以下「条例」という。）

第4条の規程に基づき、災害対策本部（以下「対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部長)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長をもって充てる。

(副本部長)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副市長をもって充てる。

(本部長付)

第4条 対策本部に災害対策本部長付（以下「本部長付」という。）を置き、教育長をもって充てる。

2 本部長付は、本部長を補佐し、本部長及び副本部長ともに事故あるときは、その職務を代理する。

(本部員会議)

第5条 対策本部に災害予防及び災害応急対策の実施について協議するため災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部長付及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）をもって構成する。

3 本部員会議は、必要の都度本部長が招集し、その議長となる。

(部及び班)

第6条 条例第3条第1項に規定する部は、班をもって組織する。

2 班に班長を置く。

3 班長は、上司の命を受けて班務を掌理し、所属員を指揮監督する。

4 部の組織並びに条例第3条第2項及び第3項に規定するそれぞれの本部員は、羽生市地域防災計画のとおりとする。

(部掌事務)

第7条 班において分掌する事務は、おおむね羽生市地域防災計画のとおりとする。

(本部付)

第8条 本部長は、対策本部の活動に万全を期するため、官公庁その他民間諸団体及び法人の長又は職員で必要と認めるものを本部付として委嘱し、または任命することができる。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

1-5 羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例

羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例改正に伴い、改正後の条文を掲載

昭和49年10月1日

条例第25号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

2 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた当時、市内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、次いで実父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民（以下「障がい者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対しその生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）がなく、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金の貸付けの利率は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める利率とする。

(1) 保証人を立てる場合 無利子

(2) 保証人を立てない場合 据置期間中は無利子、据置期間経過後は延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める利率

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者が当該債務を履行しなかったときに、当該債務を履行する責任を負うものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を含むものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年6月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年3月19日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年6月23日条例第17号)

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日条例第17号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月10日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月21日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則 (令和元年7月11日条例第4号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月27日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-6 羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状況となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、障がい者に対し法別表に規定する障がいを有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(利率)

第6条 条例第14条第2項第2号の規則で定める利率は、年1パーセントとする。

(借入れの申込み)

第7条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第8条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付決定通知書（様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用書（様式第5号。保証人を立てる場合は、保証人の連署したもの）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第11条 市長は、前条の借用書の提出があったときは、貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第12条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第13条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第16条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第17条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第18条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届けるものとする。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月18日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月11日規則第3号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

3 この規則の施行の際この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和元年12月27日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

1-7 災害救助法の適用基準

○災害救助法等の制度の対象となる自然災害

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村

<参考>

災害救助法施行令 別表第1（第1号関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30
5,000 人以上 15,000 人未満	40
15,000 人以上 30,000 人未満	50
30,000 人以上 50,000 人未満	60
50,000 人以上 100,000 人未満	80
100,000 人以上 300,000 人未満	100
300,000 人以上	150

災害救助法施行令 別表第2（第2号関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	1,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000
3,000,000 人以上	2,500

※住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなされる。

- ① 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ② 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ③ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ④ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
- ⑥ 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑦ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

1-8 災害救助被災者調査原票

- 適用被害世帯数の被害判定は「被害判定基準」を用いて行う。
- 集計に当たっては、「災害救助被災者調査原票」の作成を行い被害の集計を行う。

○災害救助被災者調査原票

調査番号

世帯主氏名				住所			調査者氏名			
被害程度		全焼 %、全壊 %、流失 %、半壊 %、床上浸水 cm、床下浸水 cm、								
応急救助を必要とする家族状況	氏 名	性別	年齢	職業	在学学校名及び学年別	死亡	行方不明	負傷		要助産
		男女						重傷	軽傷	
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
		計	人			小学校 人 中学校 人	人	人	人	人
半壊、床上浸水世帯の土砂流入状況		有 無		面積 m ²		高さ cm				
住家及び非住家の棟数及び所有別		住家 棟		自家 貸家		非住家 棟		住民登録状況		有 無
避難先	縁故先、所有地等				避難場所、所在地、名称等					
備考										

● 記載上の注意

- この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、世帯人員及び小、中学校児童、生徒の有無については留意すること。
- 被害程度の判定基準は下記によること。
 - 全壊、全焼、流失とは、延床面積70%以上が損壊、焼失、流失したものまたは、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達したもの
 - 住家の半壊、半焼とは、延床面積20%以上70%未満の損壊、損傷のものまたは主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。（補修しても住家として使用不能の場合は、全壊、全焼、流失に含める。）
 - 床上浸水とは、浸水が住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等のたい積により一時的に居住できない状態となったもの（ア、イは除く。）
- 死亡、行方不明、負傷、要助産欄は該当欄に○印を付すること。
- 重軽傷の区分は下記によること。
 - 重傷とは、1カ月以上の治療を要する見込みのもの
 - 軽傷とは、1カ月未満で治癒できる見込みのもの
- 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を用いて該当欄に記入すること。

1-9 被害報告判定基準

被害区分		判 定 基 準
人の被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行 方 不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住 家 の 被 害	住 家	現実に住居のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの独立した建物とする。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のもとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは却除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害をうけたもの。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

被害区分		判 定 基 準
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田畑の流出・埋没	田の耕土が流出した状態、埋没は、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害をうけたもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道 路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	決 壊	道路の全部又は一部が破損し又は崩土により通行不可能となったもの及び応急修理が必要なもの。
	冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が行われる程度の被害をうけたもの。
	通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能となったもの。
橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
河 川 海 岸		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、または準用される河川もしくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	破 堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
港 湾		港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、いり留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂 防		砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖くずれ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
鉄道不通		汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
船舶被害		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水 道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。
電 話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
電 気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。
ガ ス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者

被害区分		判 定 基 準
		については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
(注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。
避難の指示の状況		災害対策基本法第 60 条に基づき、避難の指示を行った場合、その概況を記入すること。 この場合、避難の指示を行った日時、地区及び避難している人員等を記入すること。

(注) この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に掲載すること。

1-10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(救助の方法、程度、期間 早見表) 「令和4年度災害救助基準」

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間	備 考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を受入れる「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。				災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することがある。				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	(建設型応急住宅) 1 限度額 1戸当たり 6,285,000円以内 ※設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 ※供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 (賃貸型応急住宅) 1 規模 世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模。 2 基本額 地域の実情に応じた額 (実費)				(建設型応急住宅) 災害発生の日から20日以内着工 (賃貸型応急住宅) 災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	(建設型応急住宅) 1 平均1戸当たり 29.7㎡、5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満でも個数に応じた小規模な施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上受入れる「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間最高2年以内 5 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 (賃貸型応急住宅) 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なもの。 2 供与期間は、2年以内				
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事できない者	1人1日当たり 1,180円以内				災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1／3日)				
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	1 水の購入費 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。				
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯				4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全 壊	夏	18,700	24,000				35,600	42,500	53,900

救助の 種類	対 象	費用の限度額					期 間	備 考		
		全流	焼失	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半半	壊焼	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
		床上浸水	焼	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・国民保険診療報酬の額以内 3 施術者・協定料金の額以内					災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額					分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費として当該地域における通常の実費					災害発生の日から 3 日以内 (死体の搜索の場合は 10 日以内)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者 3 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内					災害発生の日から 3 か月以内 (※)	※災害対策基本法第 23 条の 1 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 か月以内)		
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700 円 中学生生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円					災害発生の日から 1 か月以内 (教科書) (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。		
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 213,800 円以内 小人 (12 歳未満) 170,900 円以内					災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。		
死体の処理 (死体の搜索は被災者の救出を参照)	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 洗浄、消毒等 1 体当たり 3,500 円以内 2 一時保存 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外： 1 体当たり 5,400 円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金					災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。		

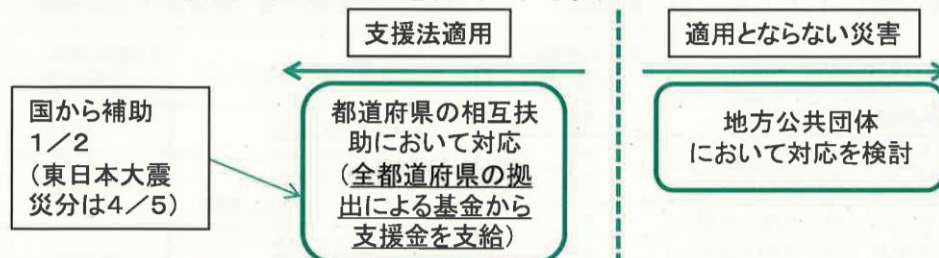
救助の 種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の 除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,300 円以内	災害発生の日から10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第一項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第二項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金の職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第10 条第1 号から第4 号までに規定する者	災害救助法第24 条第1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1-11 被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

5. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村
 (申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等
 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
 (申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
 加算支援金: 災害発生日から37月以内

※基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができる。

資料２ 応援協定

2-1 災害時における相互応援に関する協定書（友好都市）

※吹上町は、平成１７年１０月１日鴻巣市と合併

埼玉県羽生市、鴻巣市及び福島県金山町、（以下「協定市町」という。）は、相互に理解を深め、今後の友好を願い、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

記

（趣旨）

第１条 この協定は、災害が発生し、協定市町が独自では十分に被災者の救援等の応援措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条の規定に基づき協定市町が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条 前条に規定する応援の内容は次のとおりとする。

- （１）食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （２）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （３）被災者の救出・医療・防疫・施設の応援復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （４）救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等の職員の派遣
- （５）被災者を一時収容するための施設の提供
- （６）被災者及び被災児童・生徒等の一時受入れ
- （７）前各号に掲げるもののほか、協定市町が特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の窓口）

第３条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したとき、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援要請の手続）

第４条 応援を受けようとする協定市町は、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （１）被害の状況
- （２）必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量
- （３）必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- （４）一時避難を希望する者の人数及び期間
- （５）応援の場所及び応援場所への経路
- （６）その他応援を必要とする事項

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条 応援のため派遣された職員は、要請した協定市町の長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた協定市町の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う協定市町の負担とする。

1 応援を受けた協定市町が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた協定市町から要請があった場合には、応援した協定市町は、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 第2条の規定により派遣され、応援活動に従事した職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 前項の職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた協定市町が、応援を受ける協定市町への往復途中に生じたものについては応援を行う協定市町が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

(情報の交換)

第8条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換等を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定の定めのない事項については、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

(施行)

第10条 この協定は、平成9年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定市町記名押印の上、各々1通を保有する。

平成9年3月22日

2-2 災害発生時における羽生市と羽生市内郵便局の協力に関する協定

羽生市(以下「甲」という。)と羽生市内郵便局(以下「乙」という。)は、羽生市内において発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

第2条第1号に規定する災害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、羽生市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時における郵便業務に係る次に掲げる災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うために必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条の規定による協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 羽生市 総務部長

乙 日本郵便株式会社 羽生郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し、決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附則

平成20年4月1日締結の災害時における郵便事業(株)・羽生市間の協力に関する覚書は、廃止する。

平成28年8月29日

2-3 災害時における相互応援に関する協定書（北埼玉地区）

※南河原村は、平成18年1月1日に行田市と合併

※川里村は、平成13年5月1日町制施行、平成17年10月1日に鴻巣市と合併

※騎西町、北川辺町及び大利根町は、平成22年3月23日に加須市と合併

行田市、加須市、羽生市、騎西町、南河原村、川里村、北川辺町及び大利根町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、行田市、加須市、羽生市、騎西町、南河原村、川里村、北川辺町及び大利根町（以下「協定市町村」という。）の区域において災害が発生し、被災した市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災した市町村からの応援要請に応え、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）ボランティアの斡旋
- （6）被災者の一時収容のための施設の提供
- （7）前各号に定めるもののほか、被災した市町村が特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の手続）

第3条 協定市町村は、応援を受けようとする場合、次の事項を明らかにして電話等により要請し、後日災害応援要請書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及び応援場所への経路
- （3）応援の期間
- （4）必要とする食糧、生活必需物資、機械器具及び資材の品名並びに数量
- （5）必要とする職員の職種別人員
- （6）一時避難を希望する者の人数及び期間
- （7）その他応援を必要とする事項

(経費の負担)

第4条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

2 応援に要する経費（次号に掲げる経費を除く。）は、応援を受けた協定市町村の負担とする。
職員の派遣に要する経費は、応援した協定市町村の負担とする。

応援した協定市町村は、応援を受けた協定市町村が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、
かつ、応援を受けた協定市町村が要請した場合には、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(情報の交換)

第5条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行う
ものとする。

(連絡担当部課)

第6条 協定市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは
速やかに相互に連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協
定市町村が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成10年5月8日から施行する。

この協定の締結を証するため、各市町村記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年5月8日

2-4 大規模災害時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、藤岡市、富岡市、羽生市、春日部市、富士見市、藤沢市、藤枝市、江南市及び津島市（以下「協定市」という。）において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市では、十分に被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定市は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(応援の要請)

第3条 協定市は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣及び車両の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

(応援の経費)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。

(災害補償等)

第6条 応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、応援を要請した協定市が賠償の責めを負い、応援を要請した協定市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定市が賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成16年9月1日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、協定市は、記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成16年9月1日

群馬県藤岡市長	新	井	利	明
群馬県富岡市長	今	井	清	二郎
埼玉県羽生市長	今	成	守	雄
埼玉県春日部市長	三	枝	安	茂
埼玉県富士見市長	浦	野		清
神奈川県藤沢市長	山	本	捷	雄
静岡県藤枝市長	松	野	輝	洋
愛知県江南市長	堀			元
愛知県津島市長	三	輪		優

2-5 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県環境部消防防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、応援するものとする。

前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の職員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記入押印の上それぞれ一通を所持する。

平成3年3月29日

2-6 埼玉県下消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

第2章 相互応援

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が指定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両及び資機材を必要と認める場合

2 前条に規定する県に対する報告及び前項に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第6条 応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事項の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において、連絡会議を開くものとする。

(連絡協議事項)

第12条 連絡会議は次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定市町村等間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。
- (2) 第7条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

第5章 雑則

(実施細部)

第14条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあっては消防団長。）が協議して定めるものとする。

（疑義）

第15条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

（協定書の補完）

第16条 この協定を証するため、協定市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年7月1日から効力を生ずる。
- 2 埼玉県下消防相互応援協定（昭和60年4月1日締結）は廃止する。

2-7 消防相互応援協定書（行田市）

第1条 本協定は、消防組織法第21条の規定により羽生市（以下「甲地区」という。）と行田市（以下「乙地区」という。）の消防相互応援について定めるものである。

第2条 本協定は、水火震災時若しくはこれらにより発生する諸事態時に際し、甲地区、乙地区相互間の消防力を活用して災害時における人的及び物的被害を最小限に防圧し、治安維持の完璧を期するをもって目的とする。

第3条 本協定により出動する消防部隊は、甲地区側にあつては羽生市消防署・消防団、乙地区側にあつては行田市消防署・消防団とする。

第4条 相互応援を区分して、普通応援及び特別応援とする。

2 普通応援とは、第2条の目的を達成するため第5条に定める応援地区内に発生した災害を認知し、若しくは、受報した場合に被応援地の要請を俟たずして応援出動することをいう。

3 特別応援とは、前項に定める普通応援以上の応援を必要とする場合において被応援地消防長の要請により第5条の規定にかかわらず出動することをいう。

第5条 普通応援の出動部隊は1隊とし、応援に出動すべき区域及び出動部隊は次のとおりである。

地区別	応援部隊	出動部隊	ポンプの種類及び台数		備 考
			自動車	計	
甲地区側	羽生市	消防署	1台	3台	新 郷 須 影
		第2分団	1台		
		第6分団	1台		
乙地区側	行田市	消防署	1台	4台	須 加 荒 木 長 野
		第6分団	1台		
		第7分団	1台		
		第8分団	1台		

第6条 特別応援の出動部隊数は、応援地の責任者が状況により決定する。

第7条 応援出動部隊は、すべて現場における被応援地の最高指揮者の指揮に従うものとする。

第8条 出動部隊の長は、現場到着及び引揚時並びに、消防活動状況等を現場最高指揮者に連絡しなければならない。

第9条 応援部隊の受けた人的及び物的等の損傷並びに消耗品はそれぞれ応援した側の負担とする。

第10条 本協定に規定した以外の事項にして協定の必要を生じた場合はその都度協議決定する。

第11条 本協定は、昭和39年8月1日から実施する。

上記のとおり協定する。

2-8 消防相互応援協定書（埼玉東部消防組合消防局）

羽生市（以下「甲」という。）と埼玉東部消防組合（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて住民の安全を図るため、甲及び乙相互の協力体制を確立することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において、災害とは、火災（大規模災害、特殊災害を含む。）及び救急事故等（多数傷病者発生救急事故、長時間の活動を要する救助事故及び水難事故を含む。）で応援を要するものをいう。

（応援の種別）

第3条 この協定による応援の形態は、次による区分する。

（1）普通応援

甲又は乙の相互に隣接する地域で災害が発生し、発生地の市長又は管理者の要請を待たずに派遣するものをいう。

（2）特別応援

甲又は乙の行政区域において災害が発生し、発生地の市長又は管理者の要請に基づいて派遣するものをいう。

（対象区域）

第4条 この協定はに定める区域は、甲及び乙相互の相互の行政区域とし、普通応援の出動区域は、別表1のとおりとする。

（応援要請の手続）

第5条 甲又は乙は、この協定に基づき応援を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話、その他の方法により応援を要請するものとし、通報連絡先は別表2のとおりとする。

（1）災害の種別及びその概要

（2）必要とする資機材等の種別並びに数量

（3）必要とする活動部隊、職員数及び応援期間

（4）応援場所及び応援場所への経路

（5）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(職員の派遣及び報告)

第6条 前条の規定により応援の要請を受けた市長又は管理者は、自らの行政区域内の災害の対応に支障のない範囲において消防職員を派遣するものとする。

2 消防職員が応援出動した場合は、事後に受援側の市長又は管理者へ応援側の活動報告書の写しにより、活動状況を報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を行った側の負担とする。

2 前項の規定により難い場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第8条 第3条の規定により派遣された消防職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保有)

第11条 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成25年4月1日から施行する。

2 羽生市・加須地区消防組合消防相互応援協定書(平成22年11月1日締結)は、廃止する。
平成25年4月1日

別表 1

	羽生市への応援区域	埼玉東部消防組合への応援区域
普通応援	●羽生市 境界線付近の羽生市の地域	●加須市 境界線付近の加須市の地域

別表 2

応援要請時の連絡先

甲の名称及び所在地		連絡先の名称及び電話番号	
羽生市	羽生市藤井下組 9 9 0 番地 1	羽生市消防本部 通信指令室	(TEL) 048-565-1919 (FAX) 048-565-1166

乙の名称及び所在地		連絡先の名称及び電話番号	
埼玉東部消防組合	久喜市上早見 3 9 6 番地	消防局指令課	(TEL) 0480-21-0119 (FAX) 0480-23-1542

2-9 救急業務相互応援協定書（行田市）

羽生市（以下「甲」という。）及び行田市（以下「乙」という。）は、消防組織法第21条第2項により、甲及び乙の救急業務の相互応援につき、次のとおり協定を締結する。

（応援）

第1条 甲及び乙は、救急業務を適切かつ迅速に行うため、相互に応援するものとする。

（応援区分）

第2条 応援は、普通応援及び特別応援とする。

2 普通応援とは、甲及び乙の境界附近において発生した交通事故その他の災害等により傷病者が発生した場合において、その通報を受けた消防署の救急隊が管轄区域外であっても、その現場を管轄する市の長の要請によることなく出動することをいう。

3 特別応援とは、大規模な交通事故その他の災害により多数の傷病者が発生した場合において、その現場を管轄する市の長の要請により出動することをいう。

（指揮）

第3条 応援部隊の指揮は、普通応援にあつては当該救急隊長が、特別応援にあつては当該事故発生地の最高指揮者（以下「最高指揮者」という。）が行うものとする。

（連絡）

第4条 普通応援として救急業務を行ったときは、その業務終了後すみやかに当該地域を管轄する消防署の長に連絡するものとする。

2 特別応援の場合は、応援部隊の長は、現場到着時及び引揚時にその活動状況を最高指揮者に連絡するものとする。

（経費負担）

第5条 応援出動部隊の経費及び事故等により人員、物件等を損傷した時の経費は、応援した側の負担とする。

（追加協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は甲乙協議して定めるものとする。

（発効）

第7条 この協定は、昭和45年3月1日から実施する。

昭和45年3月1日

2-10 東北高速道路管内市（組合）間の消防相互応援協定

第1条 消防組織法第39条の規定に基づく、東北高速道路における消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急事故の災害発生の際、沿線市（組合）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は次のとおりとする。

（1）救急出場

ア 川口～館林間における各市（組合）の分担区域は別表のとおりとする。

イ 川口～館林間における東北高速道路上に発生した特殊の救急事故等で被応援側の長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において救急隊が出場するものとする。

（2）火災出場

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、担当区域から出場し、応援を要請する場合は（1）の救急出場に準じる。

（3）特別応援

川口～館林間の高速道路等において大火災又は大事故が発生し、応援を必要とする場合は、前号にかかわらず、被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊等については、応援側の状況によりその都度応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側の最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防（救急）行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 この協定に規定した事項以外のものが必要があるときは、その都度協議の上決定し相互円滑なる運用を図るものとする。

第7条 本協定を証するため、協定書を作成し、市（組合）ごとに各1通を保管するものとする。

附則

この協定は、平成4年3月21日から施行する。

附則

この協定は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この協定は、平成25年12月1日から施行する。

附則

この協定は、平成27年3月29日から施行する。

平成27年3月27日

川 口 市 長	奥ノ木 信 夫
さいたま市長	清 水 勇 人
蓮 田 市 長	中 野 和 信
埼玉東部消防組合管理者	田 中 暄 二
羽 生 市 長	河 田 晃 明
館林地区消防組合管理者	安 樂 岡 一 雄

別表

消防（局）本部名	分 担 区 域
川口市消防局	川口ジャンクションから浦和インターまでの下り路線
さいたま市消防局	岩槻インターから川口ジャンクションまでの上り路線及び浦和インターから久喜白岡ジャンクションまでの下り路線
埼玉東部消防組合消防局	加須インターから岩槻インターまでの上り路線及び久喜白岡ジャンクションから羽生インターまでの下り路線
羽生市消防本部	羽生インターから加須インターまでの上り路線及び館林インターまでの下り路線
館林地区消防組合消防本部	館林インターから羽生インターまでの上り路線

2-11 災害時における救援物資の供給協力に関する協定書

※（JAほくさい、羽生正味会、羽生菓子商工組合、LPガス協会北埼玉支部、羽生薬業会、羽生市書店商業組合、埼玉県米穀商業協同組合、羽生市荒物雑貨卸商組合、埼玉県石油協同組合羽生本部羽生班）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、羽生市内に地震・台風その他の災害が発生し、または発生する恐れのある場合において、被災者に対する救援物資の供給を確保するため、羽生市（以下「甲」という。）と※各位（以下「乙」という。）との間において、必要な事項を定めるものとする。

（協定の内容）

第2条 乙は、災害時に甲の要請に対し、在庫量の範囲内で優先的に応じるものとする。

2 乙は、営業時間外においても、甲よりこの協定に基づく要請があったときは、速やかにその要請に応じられる態勢を平常時より確立するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、この協定による協力を要請するときは、商品出荷要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により手続きをするものとする。ただし、要請書により要請の手続きをするいとまがないときは、電話等により要請の手続きを行い、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

（業務の内容）

第4条 乙は、甲の要請に対し指定数量の指定物資を乙の所蔵・保管している場所において甲に引き渡す。ただし、乙による輸送が可能なときは、乙は甲の指定する納入場所に納入する。

（代金の支払）

第5条 乙は、物資納入後、甲に対して物資の代金及び所要経費を請求する。

2 物資の代金は災害時直前の価格として、所要経費については甲・乙協議のうえ決定する。

3 甲は、第1項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ支払うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

(協定の効力)

第7条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

なお、この協定の解除に関しては、甲・乙協議のうえ行うものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成3年4月1日

2-12 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

(イオングループ イオン株式会社ジャスコ羽生店)

羽生市（以下「甲」という。）イオングループのイオン株式会社ジャスコ羽生店（以下「乙」とう。） 、イオンモール株式会社（以下「丙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生する恐れがある場合において、甲から乙、丙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙、丙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

2 甲は、乙に対して協力要請の連絡をするものとする。乙は、甲の要請に基づき、丙と協力して対応する。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに対応するとともに乙、丙の対応が乙が一本化して、甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、乙、丙が保有または調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。乙は甲の出荷要請を丙に連絡する。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙または丙において搬送するものとし、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙、丙が供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙、丙に対し、30日以内に代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(避難場所の提供)

第9条 乙、丙は災害時において、乙、丙が所有または管理する駐車場を、一時避難場所として提供するものとする。

(改正または廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙、丙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知しない限り、その効力を維持するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を3通作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年10月26日

2-13 協定書一覧

令和7年11月1日現在

(1) 相互応援協定

No.	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
1	災害時相互応援協定	鴻巣市 福島県金山町	H9. 3. 22	支援物資の提供等、車両等の提供、職員の派遣等、避難施設の提供、被災者の一時受入
2	災害時相互応援協定	行田市、加須市	H10. 5. 8	支援物資の提供等、車両等の提供、職員の派遣等、避難施設の提供
3	大規模災害時の相互応援協定	春日部市、富士見市、群馬県藤岡市、群馬県富岡市、神奈川県藤沢市、静岡県藤枝市、愛知県江南市、愛知県津島市	H16. 9. 1	支援物資の提供等、職員の派遣等
4	大規模災害時の相互応援協定	富士河口湖町	H25. 4. 20	支援物資の提供等、ホームページの代理掲載、その他災害時の情報発信協力、職員の派遣等、避難施設の提供
5	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	茨城県水戸市	H30. 12. 25	原子力災害時の水戸市民の県外広域避難の受入、当市被災時の水戸市からの支援
6	災害時における利根川両岸3市3町相互応援に関する協定	行田市、加須市、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町	H31. 2. 4	支援物資の提供等、車両等の提供、職員の派遣等、避難施設の提供、被災者の一時受入

「消防相互応援協定」、「県と県内市町村間の応援協定」は含まない。

(2) 食料・飲料・生活必需品関係

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
1	羽生正味会	災害時における救援物資の供給協力に関する協定書	H3. 4. 1	保有商品の優先的供給（副食、調味料の調達）
2	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	災害時における救援物資提供に関する協定書	H20. 11. 14	地域貢献型自動販売機の機内在庫品の無償提供、飲料水の優先的供給
3	株式会社東洋食品	大規模災害時における炊き出し等に関する協定書	H24. 3. 30	災害時における炊き出し等による食事の提供
4	生活協同組合コープみらい	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	H27. 1. 1	応急生活物資の調達及び供給、物資搬送車両の確保、被災状況等の情報提供
5	セッツカートン株式会社 J パックス株式会社	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	R2. 7. 1	災害時における応急生活物資（段ボールベッド、段ボール製シート、段ボール製間仕切り等）の供給に関すること
6	株式会社テクノフォーム ジャパン埼玉工場	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	R2. 8. 21	災害時における応急生活物資（ジョイントマット等）の供給に関すること
7	株式会社カインズ	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	R2. 10. 22	災害時における生活物資の供給協力に関すること
8	株式会社ケンゾー	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	R2. 12. 22	災害発生時における応急生活物資の供給に関すること
9	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給に関する協定書	R3. 9. 1	災害時における物資の供給に関すること
10	ほくさい農業協同組合	災害発生時における応	R4. 10. 19	災害発生時における応急生活物資

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
		急生活物資の供給に関する協定書		の供給に関すること
11	株式会社ベシア	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	R4. 10. 25	災害時における応急生活物資の供給に関すること
12	株式会社丸武	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	R5. 9. 19	災害時における応急生活物資の供給に関すること
13	株式会社セキ薬品	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	R5. 10. 25	災害時における応急生活物資の供給に関すること
14	株式会社ベルク	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	R5. 11. 16	災害時における応急生活物資の供給に関すること
15	Burger Big Bang.Pj 株式会社	大規模災害時における炊き出し等に関する協定書	R6. 12. 12	災害時における炊き出し等による食事の提供

(3) 電気・ガス・水道・燃料関係

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
1	社団法人埼玉県エルピーガス協会北埼玉支部	災害時における救援物資の供給協力に関する協定書	H3. 4. 1	保有商品の優先的供給（燃料等の調達）
2	埼玉県電気工事工業組合	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	H21. 4. 15	公共施設等の電気設備の優先的供給
3	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	H29. 9. 20	単独では災害時に下水道管路施設の被害に対して十分な応急対応を実施することができない場合において、復旧支援を要請できる。
4	東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	R5. 3. 1	災害時における電力復旧に係る応急措置、障害物の除去、保有施設や駐車場の利用情報の提供、広報活動
5	トヨタカローラ埼玉株式会社	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給等の協力に関する協定	R7. 3. 12	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給等の協力に関すること。 店舗及び車両の避難所としての利用に関すること。
6	久喜三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	R7. 3. 19	災害時における電動車両等の支援に関すること。

(4) 交通・輸送関係

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
1	一般社団法人埼玉県トラック協会北埼玉支部	災害時における物資の輸送に関する協定書	H24. 6. 1	災害時における物資の輸送
2	有限会社県北自動車バス	災害時におけるバス利用に関する協定書	H30. 8. 9	災害時における避難所への移動手段又は一時的な避難所としてのバス利用に関する事
3	株式会社スター交通	災害時におけるバス利用に関する協定書	H30. 8. 9	災害時における避難所への移動手段又は一時的な避難所としてのバス利用に関する事
4	館林観光バス株式会社	災害時におけるバス利用に関する協定書	H30. 8. 9	災害時における避難所への移動手段又は一時的な避難所としてのバス利用に関する事
5	朝日自動車株式会社	災害時におけるバス利用に関する協定書	H30. 8. 9	災害時における避難所への移動手段又は一時的な避難所としてのバス利用に関する事

(5) 避難所・帰宅困難者関係

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
1	ジャスコ羽生店、イオンモール羽生株式会社	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	H19. 10. 26	災害時における保有物資等の供給、駐車場を避難場所として提供
2	埼玉県営繕・公園事務所	災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書（羽生水郷公園）	H23. 3. 4	災害時における避難地及び防災施設の活用
3	ルートインジャパン株式会社	大規模災害時における宿泊施設等の確保に関する協定書	H28. 5. 25	大規模災害時における宿泊施設等の確保
4	学校法人 純真学園 埼玉純真短期大学	災害時における民間建物等の利用に関する協定書	R3. 10. 14	災害時における建物等の避難所としての利用に関する事
5	曙ブレーキ工業株式会社	災害時における民間建物等の利用に関する協定書	R4. 10. 12	災害時における建物等の避難所としての利用に関する事
6	ほくさい農業協同組合	災害時における民間建物等の利用に関する協定書	R4. 10. 19	災害時における建物等の避難所としての利用に関する事
7	日清ヨーク株式会社 関東工場	災害時における民間建物等の利用に関する協定書	R4. 11. 25	災害時における建物等の避難所としての利用に関する事
8	金子農機株式会社	災害時における民間建物等の利用に関する協定書	R4. 12. 26	災害時における建物等の避難所としての利用に関する事
9	県立羽生実業高等学校	災害時における県立学校の使用に関する覚書	R5. 9. 20	災害時における県立学校等の使用に関する事
10	県立誠和福祉高等学校	災害時における県立学校の使用に関する覚書	R5. 10. 1	災害時における県立学校等の使用に関する事
11	株式会社ダイナム	災害時等における施設利用の協力に関する協定書	R5. 11. 6	災害時等における施設利用の協力に関する事
12	県立羽生第一高等学校	災害時における県立学校の使用に関する覚書	R5. 12. 15	災害時における県立学校等の使用に関する事
13	県立羽生ふじ高等学園	災害時における県立学	R6. 1. 18	災害時における県立学校等の使用

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
		校の使用に関する覚書		に関すること
14	県立羽生高等学校	災害時における県立学校の使用に関する覚書	R6. 10. 1	災害時における県立学校等の使用に関すること
15	日の出物流システム株式会社	災害時における民間建物等の利用に関する協定	R7. 12. 15	災害時における建物等の一時避難場所としての利用に関すること

(6) 医療・救護・救助関係

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
1	一般社団法人羽生市医師会	災害時の医療救護に関する協定書	H30. 4. 25	災害時の医療救護に関すること
2	羽生市歯科医師会	災害時の歯科医療救護に関する協定書	H30. 4. 25	災害時の歯科医療救護に関すること
3	羽生市薬剤師会	災害時の医療救護に関する協定書	H30. 4. 25	災害時の医療救護に関すること

(7) 土木・建築・設備関係

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
1	羽生市建設業協会	災害時における救援物資の供給協力に関する協定書	H3. 4. 1	保有商品の優先的供給（応急仮設住宅の建築、住宅修理用資材の調達）
2	建設災害防止協力会	災害時における応急対策業務協力に関する協定書	H20. 6. 2	災害時における応急復旧活動
3	埼玉土地家屋調査士会	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	H24. 6. 1	災害時における家屋被害認定調査に対する支援
4	羽生市建設業協会	災害時における応急対策業務協力に関する協定書	H29. 6. 8	災害時における建設資機材・労力等の提供
5	羽生市防災協議会	災害時における応急対策業務協力に関する協定書	R2. 8. 27	災害時における公共公益施設における応急対策業務の協力に関すること
6	株式会社アクティオ	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	R2. 11. 11	災害時におけるレンタル機材の提供に関すること
7	三協フロンテア株式会社	災害時における物資の供給に関する協定書	R3. 9. 1	災害時における物資の供給に関すること
8	羽生市清掃組合	災害時における仮設トイレ等のし尿の収集運搬に関する協定書	R7. 1. 20	災害時における仮設トイレ等から発生するし尿の収集運搬業務に関すること

(8) 情報・通信・報道・広報・その他

No.	相手方	応援協定名	締結年月日	協定内容
1	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	H23. 1. 7	災害時における各種情報交換等
2	東電タウンプランニング株式会社	地域貢献型電柱広告に関する協定書	H27. 4. 1	地域に必要な公共的な情報を発信
3	埼玉司法書士会	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	H28. 7. 27	災害発生時における被災者等相談の実施
4	羽生市内郵便局	災害発生時における羽生市と羽生市内郵便局の協力に関する協定	H28. 8. 29	災害時における車両の提供、情報の相互提供、郵便局ネットワークを活用した広報活動、災害特別事務取扱及び援護対策、避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便物の取集・交付等並びにこれらを行うために必要な事項、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取り扱い、その他協力できる事項
5	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H29. 8. 18	災害対策本部を設置したときの地図製品等の供給及び利用等に関すること
6	埼玉県行政書士会	災害時における被災者支援に関する協定	H30. 3. 26	災害時における被災者支援のための業務相談の実施に関すること
7	一般社団法人全国防災共助協会	減災を目的とした防災A Rに関する協定書	H30. 4. 11	スマートフォン等の携帯端末向け防災A Rシステム等を活用した情報伝達に関すること
8	埼玉県北部生コンクリート協同組合	大規模火災発生時の消火用水搬送協力に関する協定	H30. 7. 5	大規模火災発生時における消火用水の搬送協力に関すること
9	社会福祉法人羽生市社会福祉協議会	羽生市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書	R1. 8. 16	災害時におけるボランティアセンターの設置及び運営に関すること
10	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定書	R2. 4. 1	災害に係る情報発信等に関すること
11	有限会社羽生モータースクール 行田ドローンスクール	災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書	R3. 4. 19	災害時における無人航空機による協力活動等に関すること
12	佐川急便株式会社	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	R3. 12. 7	災害時における支援物資の受入及び配送等に関すること
13	羽生市書店商業組合	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	R4. 12. 19	保有商品の優先的供給（文房具、学用品の調達）

資料3 防災関連施設・設備・資機材等

3-1 現有消防無線

○現有消防無線

設置 機関	施設の 種類	局の区分	台 数	常置場所	電源
消防本部	消防専用 無線電話機	基地局 共通予備方式 6波、6装置	2	○指令室	交流電源 蓄電池 発電設備
		移動局 (車載型無線装 置)	15	○消防本部 指令車 広報車 ○消防署 指揮車 13mブーム付多目的消防ポンプ自動車 化学消防ポンプ自動車 消防ポンプ自動車2・3号車 救助工作車 救急車1・2・3・4号車 ○西分署 水槽付消防ポンプ自動車西1 号車 消防ポンプ自動車西2号車 救急車羽生西1号車	車両用 蓄電池
		移動局 (可搬型無線装 置)	2	○消防署・指令室	充電式専用 電池
		移動局 (携帯型無線装 置)	25	○各車両に積載	充電式専用 電池
		卓上型受令機	4	○消防本部 ○消防署・指令室 ○西分署	交流電源 発電設備
		車載型受令機	12	○消防団車	充電式専用 電池

令和7年11月1日現在

3-2 羽生市防災行政無線子局設備設置場所一覧

○羽生市防災行政無線子局設備 設置場所一覧

番号	子局番号	屋 外 子 局 名	場 所
1	00	羽生市役所屋上	東6丁目
2	01	羽生南小学校	南6丁目
3	02	元町会館	南2丁目
4	03	大天白公園	北2丁目
5	04	西分署	上岩瀬
6	05	西中学校	羽生
7	06	中央公民館	中央2丁目
8	07	中央公園	東9丁目
9	08	栄町公会堂	西4丁目
10	09	旭会館	中央5丁目
11	10	栄町公園	西2丁目
12	11	東2丁目	東2丁目
13	12	南3丁目	南3丁目
14	13	東7丁目	東7丁目
15	14	新郷第一小学校	上新郷
16	15	須影小学校	須影
17	16	長良神社	本川俣
18	17	羽生東小学校	藤井上組
19	18	手子林運動場	下手子林
20	19	第4保育所	与兵衛新田
21	20	旧村君小学校	堤
22	21	清和園	上岩瀬
23	22	新郷第二小学校	下新郷
24	23	南中学校	中岩瀬
25	24	市営駐輪場	中央1丁目
26	25	稲子前公園	東3丁目
27	26	新田公園	西5丁目
28	27	新郷団地集会所	下新郷
29	28	藤木集会所	下新郷
30	29	下新田栄新寺前	下新田
31	30	住吉自衛消防小屋	上新郷

番号	子局番号	屋 外 子 局 名	場 所
32	31	別所集会所	上新郷
33	32	愛宕神社	上新郷
34	33	消防団第2分団	上新郷
35	34	中新田東第9区集会所	上新郷
36	35	中新田上火の見	上新郷
37	36	下川崎集会所	下川崎
38	37	上川崎集会所	上川崎
39	38	白山姫神社	南羽生4丁目
40	39	砂山集会所	砂山
41	40	秀安第1集会所	秀安
42	41	ワークヒルズ羽生	下羽生
43	42	市営南羽生団地	南羽生3丁目
44	43	消防団第3分団	上岩瀬
45	44	白山神社	下岩瀬
46	45	下岩瀬集会所	下岩瀬
47	46	小松神社	小松
48	47	桑崎集会所	桑崎
49	48	上川俣天神様	上川俣
50	49	稲子集会所	稲子
51	50	小須賀集会所	小須賀
52	51	今泉八幡神社	今泉
53	52	発戸地区不燃物置場	発戸
54	53	藤井上組西部公会堂	藤井上組
55	54	千代めん付近児童公園	藤井下組
56	55	尾崎農業研修所	尾崎
57	56	北袋石橋	北袋
58	57	水質浄化センター	大沼2丁目
59	58	新田雷電宮	上手子林
60	59	上手子林稲荷神社	上手子林
61	60	清浄院	下手子林
62	61	下手子林稲荷神社	下手子林
63	62	中手子林天満宮	中手子林
64	63	中手子林農民センター	中手子林
65	64	手子林農協南部支庫	神戸
66	65	三田ヶ谷1区集会所	三田ヶ谷

番号	子局番号	屋 外 子 局 名	場 所
67	66	宝蔵寺2区集荷所	三田ヶ谷
68	67	三田ヶ谷農協	三田ヶ谷
69	68	田舎教師記念碑	弥勒
70	69	弥勒精米所前	弥勒
71	70	無量寺東	喜右エ門新田
72	71	上村君区民前	上村君
73	72	松の木集荷所	下村君
74	73	名集会所	名
75	74	常木集荷所	常木
76	75	西新田集荷所	上新郷
77	76	下川崎バイパス小室宅前	下川崎
78	77	下川崎上集会所	下川崎
79	78	県営住宅須影団地内公園	南羽生3丁目
80	79	前原集会所	今泉
81	80	今泉諏訪神社参道	今泉
82	81	村田宅前今戸川水路敷	発戸
83	82	吉田豆腐店前	尾崎
84	83	千眼寺	南羽生2丁目
85	84	町屋天神様	町屋
86	85	北荻島天満社	北荻島
87	86	恩田宅裏	三田ヶ谷
88	87	巢の子庚申様	三田ヶ谷
89	88	三田ヶ谷ほ場整備事業碑	三田ヶ谷
90	89	谷ヶ浦百合宅前防火水槽	弥勒
91	90	喜右衛門新田愛宕様	喜右エ門新田
92	91	上村君風張稲荷様	上村君
93	92	舘岡宅西防火水槽	上村君
94	93	鷺宮神社	下村君
95	94	常木神社	常木
96	95	小林ヨネ宅南地藏様	羽生
97	96	薬師堂	北1丁目
98	97	栃木東公園	東3丁目
99	98	小松工業団地南公園	小松台
100	99	下羽生集会所	下羽生
101	100	秀安ゲートボール場	秀安

番号	子局番号	屋 外 子 局 名	場 所
102	101	須影公民館	須影
103	102	柿沼八之助宅南防火水槽	上岩瀬
104	103	木村佐吉宅南	中岩瀬
105	104	生明英一宅南防火水槽	藤井上組
106	105	葛西親水公園	本川俣
107	106	川俣公民館	本川俣
108	107	須永政之助宅南防火水槽	上川俣
109	108	山崎被服東防火水槽	中手子林
110	109	日野庚申様	日野手新田
111	110	勤労婦人ホーム	南5丁目
112	111	宮田1号公園	南7丁目
113	112	八幡稻荷様	加羽ヶ崎
114	113	栗田清治宅西防火水槽	下岩瀬
115	114	消防署	藤井下組
116	115	吉田武士宅東防火水槽	藤井下組
117	116	今戸用水路敷	中手子林
118	117	神鳥荻島土地改良記念碑	喜右ヱ門新田
119	118	大和町公園	北3丁目
120	119	小松道下公園	南2丁目
121	120	羽生高等技術専門校跡地	東1丁目
122	121	天神社	下新郷
123	122	中村米二宅東防火水槽	上川崎
124	123	村山等宅南防火水槽	本川俣
125	124	中村陸三宅西防火水槽	藤井上組
126	125	北袋集会所	北袋
127	126	小松道上公園	西3丁目
128	127	毘沙門	西1丁目
129	128	市民農園	東4丁目
130	129	保健センター	東7丁目
131	130	中岩瀬上集会所	中岩瀬
132	131	白石勝則宅西防火水槽	小松
133	132	下手子林竹田集会所	下手子林
134	133	太陽の公園	南羽生2丁目
135	134	岡戸ミサオ宅北地蔵様	町屋
136	135	尾上春夫宅防火水槽	下村君

番号	子局番号	屋 外 子 局 名	場 所
137	136	延命寺東田墓地	堤
138	137	川辺タバコ店東	南3丁目
139	138	山崎辰五郎宅北	小須賀
140	139	西田勘一宅北	稲子
141	140	喜右エ門新田庚申塔	喜右エ門新田
142	141	三田ヶ谷公民館	弥勒
143	142	光の公園	南羽生3丁目
144	143	越沼敏雄宅北東	中手子林
145	144	常木沖集会所	常木
146	145	磯野幸夫宅南防火水槽	小須賀
147	146	羽生市民プラザ	中央3丁目
148	147	宮田2号公園	南7丁目
149	148	宮田3号公園	南8丁目
150	149	下手子林防火水槽	下手子林
151	150	須永義雄宅南	弥勒
152	151	下村君東部集会所	下村君
153	152	東耕地集会所	下新郷
154	153	小松交差点脇	小松
155	154	小子松	下新郷

令和7年11月1日現在

3-3 施設設備及び資機材の現況

1 水防施設設備・資機材一覧

施設設備・資機材名	保有数量	施設設備・資機材名	保有数量
水防倉庫	3	小鎌	60
鋸	36	竹	25
掛矢	84	縄 (m)	6,300
シャベル	240	シート	144
照明器具	12	杉丸太	276
モッコ	24	鉄線	600
斧	24	土のう袋	20,800

令和7年11月1日現在

2 消防施設

(1) 消防車両状況

	普通消防ポンプ車	タンク車	化学車	救助工作車	救急車	その他車両	計
本署	3	0	1	1	4	8	17
西分署	1	1			1		3
消防団	11					1	12
計	15	1	1	1	5	9	32

令和7年11月1日現在

(2) 消防署の現有機械器具状況

① 一般救助器具

機械名	保有数	機械名	保有数
かぎ付き梯子	6	三連梯子	7
ワイヤー梯子	1	空気式救助マット	1
救命索発射銃	2	救助用縛帯	2
平担架	1	バスケット担架	2
スケッド担架	3		

令和7年11月1日現在

② 重量物排除器具等

機械名	保有数	機械名	保有数
油圧ジャッキ	3	可搬ウインチ	2
マンホール救助器具	1	マット型空気ジャッキ	1
大型油圧スプレッダー	1		

令和7年11月1日現在

③ 切断破碎用具

機械名	保有数	機械名	保有数
油圧切断機	1	エンジンカッター	3
酸素溶断機	1	チェーンソー	4
鉄線カッター	7	空気鋸	2
大型油圧切断機	1	万能斧	16
ハンマー	6	携帯用コンクリート破壊器具	1
削岩機	1	ハンマードリル	1
電気鋸	1	ハリガンツール	2

令和7年11月1日現在

④ 測定機械

機械名	保有数	機械名	保有数
可燃性ガス測定器	1	有毒ガス測定器	1
酸素濃度測定器	1	放射線測定器	2

令和7年11月1日現在

⑤ 隊員保護用用具

機械名	保有数	機械名	保有数
空気呼吸器	28	簡易呼吸器	2
防塵マスク	22	送排風機	2
耐電衣一式	3	防塵メガネ	9
携帯警報機	22	防毒マスク	15
化学防護服	11	陽圧式化学防護服	3
耐熱服	2	放射線防護服	3

令和7年11月1日現在

⑥ 水難救助器具

機械名	保有数	機械名	保有数
潜水器具	6	救命胴衣	45
救命浮環	4	浮標	2
救命ボート	2	船外機	2

令和7年11月1日現在

⑦ 高度救助用器具

機械名	保有数	機械名	保有数
画像探索器	1	熱画像直視装置	3

令和7年11月1日現在

⑧ その他

機械名	保有数	機械名	保有数
高圧ガス製造設備	2	総合気象観測装置	1
消防指令台	1		

令和7年11月1日現在

(3) 現有消防水利の状況

地区名	消火栓	有蓋 貯水槽	無蓋 貯水槽	プール	井水	池水	導水溝	計
羽生	431	88 (38)		7	19			545
新郷	85	41 (27)	24	2	26			178
岩瀬	109	65 (45)	26	1	16			217
川俣	50	27 (20)	9	1	6			93
井泉	86	59 (35)	35	2	13	1		196
須影	99	101 (78)	35	1	13			249
手子林	119	67 (38)	32	1	5			224
村君	19	15 (12)	23	1	26			84
三田ヶ谷	29	20 (16)	42	1	25		4	121
計	1,027	483 (309)	226	17	149	1	4	1,907

※()内の数字は耐震性防火水槽

令和7年11月1日現在

(4) 消防センター一覧

No.	名称	所在地
1	羽生第1消防センター	中央4丁目 4297-1・4298-1の一部
2	羽生第2消防センター	中央2丁目 79-1の一部
3	新郷消防センター	上新郷 5956-4
4	岩瀬消防センター	中岩瀬 1324の一部 外9筆
5	川俣消防センター	本川俣 527-2
6	井泉消防センター	藤井上組 148-2
7	須影消防センター	須影 1582-7
8	手子林消防センター	下手子林 920-1
9	村君消防センター	下村君 1615-1の一部
10	三田ヶ谷消防センター	与兵エ新田 121-1・122・123

令和7年11月1日現在

3-4 防疫用資材の現況

仕様	数量	在庫場所
肩掛・背負式（電動）	13	各地区衛生協力会
肩掛・背負式（人力）	1	〃
その他（電動）	41	〃
その他（動力）	33	〃

※仕様「その他」は、キャスター移動式など「肩掛・背負式」以外を指す。

令和5年4月1日現在

3-5 清掃機材の状況

種別	数量	所在
バキュームカー	13台	市内許可業者 13台
じん芥収集車	12台	市役所環境課 3台、委託業者 9台
深ダンプ	3台	市役所環境課 3台、委託業者 0台（なし）
ホイールローダー	1台	市役所環境課 1台

令和5年12月1日現在

3-6 指定緊急避難場所一覧

No.	名称	所在地	面積 (ha)	収容 人数	浸水深
1	羽生中央公園	東9丁目地内・藤井下組地内	10.69	53,450	3.0～5.0m 未満
2	羽生西公園	小須賀110	2.77	13,850	0.5～3.0m 未満
3	栄町公園	西2-12	0.27	1,350	0.5～3.0m 未満
4	小松道上公園	西3-16	0.41	2,050	3.0～5.0m 未満
5	大和町公園	北3-7	0.45	2,250	3.0～5.0m 未満
6	羽生平和公園	東6-2	0.43	2,150	3.0～5.0m 未満
7	旭町公園	南5-13	0.50	2,500	3.0～5.0m 未満
8	小松道下公園	南2-27	0.15	750	3.0～5.0m 未満
9	元町公園	南2-12	0.23	1,150	3.0～5.0m 未満
10	上新郷公園	上新郷1822・1823-1	0.23	1,150	0.5～3.0m 未満
11	大道公園	西5-8	0.18	900	3.0～5.0m 未満
12	新田公園	西5-17	0.46	2,300	3.0～5.0m 未満
13	新田前公園	西4-8	0.48	2,400	3.0～5.0m 未満
14	宮田1号公園	南7-15-1	0.49	2,450	3.0～5.0m 未満
15	宮田2号公園	南7-20-1	0.22	1,100	3.0～5.0m 未満
16	宮田3号公園	南8-5-1	0.17	850	3.0～5.0m 未満
17	前谷公園	南6-4-1	0.29	1,450	3.0～5.0m 未満
18	城沼公園	東7-8-5	0.29	1,450	3.0～5.0m 未満
19	稲子前公園	東3-45	0.18	900	3.0～5.0m 未満
20	栃木東公園	東3-19	0.19	950	3.0～5.0m 未満
21	栃木西公園	東3-13	0.47	2,350	3.0～5.0m 未満
22	大天白公園	北2-9	0.89	4,450	3.0～5.0m 未満
23	羽生水郷公園	三田ヶ谷、与兵衛新田ほか地内	53.60	268,000	5.0～10.0m 未満
24	羽生スカイスポーツ公園	常木1175	15.27	76,350	5.0～10.0m 未満
25	大沼公園	大沼2-75	1.82	9,100	3.0～5.0m 未満
26	相生町緑地公園	中央1-2	0.02	100	0.5～3.0m 未満
27	小松公園	小松280	0.25	1,250	0.5～3.0m 未満
28	小松東公園	小松台2-705-9	0.96	4,800	5.0～10.0m 未満
29	小松南公園	小松台1-603-39	0.82	4,100	0.5～3.0m 未満
30	小松北公園	小松台1-516-9	0.42	2,100	0.5～3.0m 未満
31	葛西親水公園	本川俣1013-1ほか	0.25	1,250	5.0～10.0m 未満
32	風の公園	南羽生4-12-3	0.30	1,500	0.5～3.0m 未満
33	山の公園	南羽生2-31-13	0.34	1,700	0.5～3.0m 未満
34	空の公園	南羽生1-20-1	0.82	4,100	0.5～3.0m 未満
35	光の公園	南羽生3-18	0.31	1,550	0.5～3.0m 未満

No.	名称	所在地	面積 (ha)	収容 人数	浸水深
36	上新郷町並公園	上新郷 5988-1 ほか	0.14	700	3.0～5.0m 未満
37	太陽の公園	南羽生 2-24-1	0.15	750	0.5～3.0m 未満
38	上川崎公園	川崎 2-267-1 ほか	0.40	2,000	0.5～3.0m 未満
39	下川崎公園	川崎 2-281-30	1.17	5,850	0.5～3.0m 未満
40	岩瀬第8公園	中岩瀬 220 (岩瀬土地区画整理事業 1 2 9 街区)	0.24	1,200	0.5～3.0m 未満
41	本川俣公園	本川俣 540-2	0.45	2,200	3.0～5.0m 未満
42	上岩瀬産業団地公園	上岩瀬 737-3	0.22	1,050	3.0～5.0m 未満
43	羽生北小学校	北 2-1-1	0.91	4,550	3.0～5.0m 未満
44	羽生南小学校	南 6-5-1	1.46	7,300	3.0～5.0m 未満
45	西中学校	羽生 120	1.71	8,550	3.0～5.0m 未満
46	羽生実業高等学校	羽生 323	2.19	10,950	0.5～3.0m 未満
47	羽生高等学校	加羽ヶ崎 303-1	2.14	10,700	3.0～5.0m 未満
48	羽生第一高等学校	下岩瀬 153	2.73	13,650	0.5～3.0m 未満
49	羽生ふじ高等学園	下羽生 320-1	0.47	2,350	3.0～5.0m 未満
50	誠和福祉高等学校	神戸 706	1.97	9,850	0.5～3.0m 未満
51	新郷第一小学校	上新郷 5716	0.91	4,550	0.5～3.0m 未満
52	新郷第二小学校	下新郷 1099	0.93	4,650	0.5～3.0m 未満
53	須影小学校	須影 672	0.96	4,800	0.5～3.0m 未満
54	南中学校	中岩瀬 226	1.55	7,750	0.5～3.0m 未満
55	岩瀬小学校	上岩瀬 1756	1.42	7,100	0.5～3.0m 未満
56	川俣小学校	本川俣 629	1.21	6,050	3.0～5.0m 未満
57	羽生東小学校	藤井上組 270	1.02	5,100	0.5～3.0m 未満
58	東中学校	今泉 1448	1.66	8,300	3.0～5.0m 未満
59	手子林小学校	下手子林 555	1.01	5,050	0.5～3.0m 未満
60	旧三田ヶ谷小学校	弥勒 87	0.97	4,850	3.0～5.0m 未満
61	旧村君小学校	堤 107	0.66	3,300	3.0～5.0m 未満
合計				621,250	

令和 7 年 1 1 月 1 日現在

※収容人数は、面積 ÷ 2 m² で計算している。

※指定避難所となっている学校も指定緊急避難場所として位置付けており、面積は屋外運動場部分の面積を記載している。

※No. 1 (羽生中央公園)、23 (羽生水郷公園)、24 (羽生スカイスポーツ公園) は広域避難場所としても位置付けられている。

※水害の程度や降雨量等の状況により浸水するおそれがある。

3-7 指定避難所一覧

No.	施設名	所在地	電話番号	収容人員		浸水深	収容地域
				地震	洪水		
1	羽生北小学校	北2-1-1	561-0058	645 人	88 人	3.0～5.0m 未満	羽生
2	羽生南小学校	南6-5-1	562-1901	494 人	104 人	3.0～5.0m 未満	羽生
3	西中学校	羽生120	561-0161	816 人	280 人	0.5～3.0m 未満	羽生
4	中央地域活動センター	中央2-8-10	562-1558	148 人	85 人	3.0～5.0m 未満	羽生
5	羽生市体育館	東9-1-1	563-0150	1,025 人	—	3.0～5.0m 未満	羽生
6	市民プラザ	中央3-7-5	560-3111	889 人	372 人	0.5～3.0m 未満	羽生
7	ワークヒルズ羽生	下羽生1014-1	563-5111	213 人	35 人	0.5～3.0m 未満	羽生・須影
8	水質浄化センター	大沼2-63	565-1551	30 人	30 人	0.5～3.0m 未満	手子林・井泉
9	羽生実業高等学校	羽生323	561-0341	1,097 人	328 人	0.5～3.0m 未満	羽生・川俣
10	羽生高等学校	加羽ヶ崎303-1	561-0718	567 人	149 人	3.0～5.0m 未満	羽生・須影
11	羽生第一高等学校	下岩瀬153	561-6511	962 人	308 人	0.5～3.0m 未満	羽生・岩瀬
12	羽生ふじ高等学園	下羽生320-1	560-2020	675 人	94 人	3.0～5.0m 未満	羽生・須影
13	誠和福祉高等学校	神戸706	561-6651	815 人	815 人	0.0～0.5m 未満	手子林・須影・南羽生
14	新郷第一小学校	上新郷5716	561-0409	369 人	109 人	0.5～3.0m 未満	新郷
15	新郷第二小学校	下新郷1099	561-0778	229 人	87 人	0.5～3.0m 未満	新郷・須影
16	新郷地域活動センター※	上新郷5630-4	561-1013	40 人	—	0.5～3.0m 未満	新郷
17	須影小学校	須影672	561-0666	399 人	89 人	0.5～3.0m 未満	須影・南羽生
18	須影地域活動センター	須影714	561-0667	41 人	30 人	0.5～3.0m 未満	須影・南羽生
19	南中学校	中岩瀬226	563-0253	686 人	245 人	0.5～3.0m 未満	岩瀬・須影・羽生・南羽生
20	岩瀬小学校	上岩瀬1756	561-0803	374 人	91 人	0.5～3.0m 未満	岩瀬
21	岩瀬地域活動センター	上岩瀬2367	561-5070	40 人	19 人	0.5～3.0m 未満	岩瀬
22	川俣小学校	本川俣629	561-1006	317 人	—	3.0～5.0m 未満	川俣
23	川俣地域活動センター	本川俣630	562-0321	57 人	—	3.0～5.0m 未満	川俣
24	羽生東小学校	藤井上組270	565-2320	421 人	255 人	0.5～3.0m 未満	井泉
25	井泉地域活動センター	藤井上組275	565-1009	42 人	4 人	0.5～3.0m 未満	井泉
26	東中学校	今泉1448	565-3741	657 人	187 人	3.0～5.0m 未満	井泉・手子林・三田ヶ谷
27	手子林小学校	下手子林555	565-1069	429 人	194 人	0.5～3.0m 未満	手子林
28	手子林地域活動センター	下手子林805	565-2668	42 人	4 人	0.5～3.0m 未満	手子林
29	旧三田ヶ谷小学校	弥勒87	—	289 人	68 人	3.0～5.0m 未満	三田ヶ谷
30	三田ヶ谷地域活動センター	弥勒634-1	565-0040	58 人	19 人	0.5～3.0m 未満	三田ヶ谷
31	旧村君小学校	堤107	—	235 人	—	3.0～5.0m 未満	村君
32	村君地域活動センター	下村君2227	565-3538	40 人	—	0.5～3.0m 未満	村君

No.	施設名	所在地	電話 番号	収容人員		浸水深	収容地域
				地震	洪水		
計 32 カ所				13,141 人	4,089 人		

令和 7 年 1 1 月 1 日現在

- ※ 収容可能人員は、収容可能有効面積÷4㎡（避難者占有面積×2）である。なお、収容可能有効面積は、建築基準法上の面積ではなく、階段や柱、固定された棚など居住スペースとして利用できない面積を差し引いた面積であり、各施設管理者により調査して把握したもので、避難者動線確保スペースを含む面積である。避難者占有面積は就寝可能な面積（2㎡）とした。
- ※ 収容人員（洪水時）は、想定最大規模降雨による浸水想定に基づき、各施設の使用可能な階の収容人員を記載した。水害の程度や降雨量等の状況に合わせて開設を判断する。収容人数が「－」となっている避難所は、家屋倒壊等危険想定区域内にある、または想定浸水深よりも居住スペース等の位置が低いため使用不可。
- ※ 浸水被害が想定されないその他の災害時の収容人員は地震欄を参照する。

3-8 福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地	連絡先	種別	浸水深
1	あしび寮	砂山210	561-2362	障害者支援施設	0.5～3.0m 未満
2	希望の里	下手子林2410	565-1311	障害者支援施設	0.5～3.0m 未満
3	はくちょう園	上川俣1486-1	563-2051	障害者支援施設	3.0～5.0m 未満
4	むさしの園	上川俣1476	563-0551	障害者支援施設	3.0～5.0m 未満
5	くわの実	下新郷660	563-5088	特別養護老人ホーム	0.5～3.0m 未満
6	くわの実	下新郷660	563-5088	ケアハウス	0.5～3.0m 未満
7	ふれんど	下新郷666	560-5866	児童養護施設	0.5～3.0m 未満
8	清輝苑	下村君1169	565-1165	特別養護老人ホーム	3.0～5.0m 未満
9	シティ・オブ・ホープ	上新郷5555-1	562-5250	ケアハウス	0.5～3.0m 未満
10	薫藤園	秀安351	563-0910	特別養護老人ホーム	3.0～5.0m 未満
11	カノープス・羽生	本川俣1305	563-3322	老人保健施設	3.0～5.0m 未満
12	あいの郷	桑崎196-1	562-3100	老人保健施設	3.0～5.0m 未満
13	あゆみ学園	上岩瀬370	562-1221	児童養護施設	0.5～3.0m 未満
14	清和園	上岩瀬379	561-1150	養護老人ホーム	0.5～3.0m 未満

※災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定に基づくもの（令和元年10月1日現在）

3-9 医療機関一覧

医療病院名	診療科目	所在地	電話番号	浸水深
新井整形外科	整・リハ	藤井上組 1009	563-2326	0.5～3.0m 未満
池沢小児科医院	小	神戸 1269-1	561-5665	0.5～3.0m 未満
池沢神経科病院	精神	下新郷 551	561-2721	0.5～3.0m 未満
いしばし糖尿病内分泌 内科クリニック	糖内・代内・内内・脂内	下手子林 1448	594-9336	0.5～3.0m 未満
いのうえ内科・呼吸器内 科クリニック	内・呼内・アレ	中岩瀬 323-1	598-8733	0.5～3.0m 未満
今成医院	内・消・皮	下川崎 818	561-2317	0.5～3.0m 未満
漆原医院	内・循・消・小・婦・理	下新郷 1035-3	562-1551	0.5～3.0m 未満
太田整形外科クリニック	整・リハ・形・リハ・眼	南 2-20-22	562-6700	0.5～3.0m 未満
柿沼クリニック	内・外・胃・泌・皮	南 4-7-26	561-0241	3.0～5.0m 未満
神山クリニック	内・循・消・小	上手子林 62-2	565-1802	0.5～3.0m 未満
栗原眼科病院	眼	下岩瀬 289	562-0070	0.5～3.0m 未満
こぼり皮膚科クリニック	皮・内・小・アレ	東 6-1-15	560-1655	3.0～5.0m 未満
清水内科クリニック	内・胃	南羽生 3-7-14	562-2501	0.5～3.0m 未満
つばさ訪問ケアクリニック	内・腫内・血内・精	中央 3-2-23	561-0283	0.5～3.0m 未満
出井医院	内・小	下羽生 211-1	561-0411	3.0～5.0m 未満
富田脳外科クリニック	脳・神内・放・麻	南 3-3-11	563-0050	0.5～3.0m 未満
中原整形外科医院	整・リハ・リハ	南 4-2-8	561-0758	0.5～3.0m 未満
なかむら皮膚科クリニッ ク	皮	東 5-17-31 スポーツフィールド'羽 生 2F	562-5454	3.0～5.0m 未満
中村レディースクリニック	産・婦・小	中岩瀬 612	562-3505	0.5～3.0m 未満
萩原医院	内・小・皮	西 4-1-6	561-0976	0.5～3.0m 未満
羽生アイクリニック	眼	川崎 2-281-3 イオンモール羽生1F	560-0164	0.5～3.0m 未満
羽生総合病院	内・呼内・循内・消内・血 内・神・漢・外・呼外・心血・ 消外・整・脳・小・産婦・眼・ 耳・リハ・皮・泌・放診・放 治・歯外・麻・病診・臨検・ 救急科・形・精・膠・緩	下岩瀬 446	562-3000	0.5～3.0m 未満
平野医院	内・小・産・婦	中央 4-1-20	561-0672	0.5～3.0m 未満
平野クリニック	内・胃・循・外	東 7-8-6	563-2841	3.0～5.0m 未満
ひらの内科胃腸科	内・胃	藤井上組 858-1	560-1385	0.5～3.0m 未満
メディモ・羽生内科	内・呼内・循・アレ・麻・皮・ 小	川崎 2-281-3 イオンモール羽生1F	580-5558	0.5～3.0m 未満
山田クリニック	内・脳・外・小	上新郷 5939	561-0177	0.5～3.0m 未満
よしだ耳鼻咽喉科	耳	東 5-17-27 ASUKA ビル 3F	560-3387	3.0～5.0m 未満
渡辺医院	内・消	北 1-5-13	561-0021	3.0～5.0m 未満
わたなべ耳鼻咽喉科クリ ニック	耳	藤井下組 146-1	566-3387	3.0～5.0m 未満
渡辺小児科内科医院	小・内	北 3-12-3	561-8230	3.0～5.0m 未満

令和7年11月1日現在

※施設内医療機関を除く

※診療科目の略号

内:内科 消内:消化器内科 呼内:呼吸器内科 循内:循環器内科 血内:血液内科 糖内:糖尿病内科

代内:代謝内科 内内:内分泌内科 脂内:脂質代謝内科 腫内:腫瘍内科 漢:漢方内科 外:外科 消外:消化器外科

呼外:呼吸器外科 心血:心臓血管外科 歯外:歯科口腔外科 小:小児科 精神:精神神経科 精:精神科 神:神経科

呼:呼吸器科 脳:脳神経外科 神内:神経内科 皮:皮膚科 眼:眼科 耳:耳鼻咽喉科 循:循環器科 消:消化器科

胃:胃腸科 産:産科 婦:婦人科 産婦:産婦人科 泌:泌尿器科 整:整形外科 形:形成外科 アレ:アレルギー科

リハ:リハビリテーション科 リウ:リウマチ科 放:放射線科 放診:放射線診断科 放治:放射線治療科

救急:救急総合診療科 病診:病理診断科 臨検:臨床検査科 理:理学療法科 膠:膠原リウマチ科 緩:緩和ケア科

3-10 建設型応急住宅設置予定場所

設置予定場所	敷地有効面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)	地区	備考
羽生中央公園	39,010	557	羽生	指定緊急避難場所
羽生西公園	27,688	395	川俣	指定緊急避難場所
大和町公園	2,200	24	羽生	指定緊急避難場所
旭町公園	2,900	32	羽生	指定緊急避難場所
元町公園	1,100	12	羽生	指定緊急避難場所
新田公園	1,680	18	羽生	指定緊急避難場所
新田前公園	3,984	44	羽生	指定緊急避難場所
宮田1号公園	2,861	31	羽生	指定緊急避難場所
栃木西公園	4,106	45	羽生	指定緊急避難場所
小松南公園	4,921	54	岩瀬	指定緊急避難場所
小松北公園	1,428	15	岩瀬	指定緊急避難場所
空の公園	6,560	72	手子林	指定緊急避難場所
太陽の公園	1,217	13	手子林	指定緊急避難場所
光の公園	2,796	31	須影	指定緊急避難場所
上川崎公園	1,290	14	須影	指定緊急避難場所
下川崎公園	4,213	46	須影	指定緊急避難場所
前谷公園	1,268	14	羽生	指定緊急避難場所
城沼公園	1,448	16	羽生	指定緊急避難場所
計18箇所	110,670	1,433	※選定基準に関しては、共通編 第3章 第4節 第2 1 (5) <表—建設型応急住宅設置予定場所及び適地選定の基準>に記載。	

令和5年12月1日現在

3-11 し尿汲取許可業者一覧

名称	所在地	電話番号
(有)サカイ	中央 5-15-1	579-5912
(有)総合管理センター	北袋 518-1	501-8240
(有)羽生清掃舎	羽生 1248-1	561-8722
(有)羽生サービス	今泉 178-1	565-1712

令和 7 年 1 1 月 1 日現在

3-12 遺体の収容所及び火葬場

1 遺体の収容所

名称	所在地	電話番号
建福寺	南 1-3-21	561-2209
正光寺	北 2-5-9	561-4336
正覚院	南 3-9-17	561-2228
祥雲寺	上新郷 6019	561-3686
岩松寺	上岩瀬 1753	561-6233
源長寺	藤井上組 1274	561-3826
千手院	本川俣 1028	561-1115
千眼寺	南羽生 2-31-3	561-1286
永明寺	下村君 2278	565-0020
円照寺	弥勒 1536	565-0319
栄新寺	下新田 419	561-1639
観乗院	発戸 2219	565-1930
西福寺	町屋 651	565-2437
清浄院	下手子林 1404	565-2706
真光寺	下羽生 993	561-3882
大光院	下新郷 720	561-1230
大聖院	中央 3-3-30	563-0288
長光寺	今泉 815	565-1350
富徳寺	南羽生 1-29-10	561-3138
法性寺	上新郷 5601	561-2653

令和元 10 月 1 日現在

2 火葬場

名称	所在地	処理能力	電話番号
羽生市斎場	東 3-42-2	1 日 6 体	561-0436

令和 4 年 7 月 1 日現在

3-13 市有車一覧

所管課	普通車		小型車		軽自動車		特殊車両			その他	計
	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	普通	小型	軽		
秘書広報課				1							1
地域振興課				1		1					2
人権推進課						1					1
財政課	5		3	1	4	4					13
税務課			1		1						2
収納課			4		1						1
社会福祉課					2	1					3
こども家庭課			1		2	1					4
児童保育課(保育所)						4					4
高齢介護課					8						8
健康づくり推進課					1						1
商工課			1								1
観光プロモーション課	1	1				2					4
農政課					4	4					4
環境課		1		2		5	3				11
まちづくり政策課			1			2					3
建設課				2	1	2		1			6
企業誘致推進課			1								1
下水道課			1			1					2
水道課			1	1		3					5
消防本部	2			1		4	25	1			33
教育総務課						1					1
学校教育課			1		1						2
〃 (給食センター)					1						1
生涯学習課			1			2					3
〃 (公民館)						9					9
スポーツ振興課						1					1
図書館・郷土資料館					1	2					3
合計	8	2	12	9	19	50	28	2	0	0	130

令和7年11月1日現在

注：総務課、市民生活課、企画課、国保年金課、会計課、議会事務局は車を管理していない。

資料4 災害時に配慮すべき施設等

4-1 危険物施設一覧

	製造所	貯蔵所数								取扱所数						合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	営業用給油取扱所	自家給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	一般取扱所	小計	
本署	2	24	20	0	24	0	4	7	81	7	5	0	0	26	38	119
西分署	3	24	11	2	19	0	8	4	71	4	5	0	0	13	22	93

令和7年11月1日現在

4-2 市内所在指定文化財一覧

1 国指定

種別	名称	所在	所有者（管理者）	予想災害
天記	宝蔵寺沼ムジナモ自生地	三田ヶ谷	羽生市	水害

令和7年11月1日現在

2 県指定

種別	名称	所在	所有者（管理者）	予想災害
天記	勘兵衛マツ	上新郷	(羽生市)	風水害
天記	中川低地の河畔砂丘群桑崎砂丘	桑崎	桑崎三神社	風水害地震
古文書	川俣関所関係文書付川俣関係用具	上新郷 (さいたま市)	個人蔵 (一部県立博物館)	火災虫地震水害
旧跡	川俣関所跡	上新郷	(羽生市)	水害地震
〃	川俣締切跡	上新郷	(羽生市)	水害地震
史跡	永明寺古墳	下村君	永明寺ほか	風水害地震

令和7年11月1日現在

3 市指定

種 別	名 称	所 在	所有者（管理者）	予想災害
建造物	小松神社本殿	小松	小松神社	火災地震
書跡	隠元の墨跡	南	建福寺	火災虫害
〃	「天満宮」の額	東	天神社	火災
〃	亀田鵬斉の書	東	個人蔵	火災虫害
〃	薬師尊の額	下村君	永明寺	火災
〃	亀田鵬斉為書	下羽生	個人（市立郷土資料館）	火災虫害
絵画	富士山の図	上新郷	個人	火災虫害
〃	不得道可夫妻画像	藤井上組	源長寺	火災虫害
〃	雪兆の幟	下村君	個人	火災虫害
〃	亀田鵬斉肖像画	下羽生	個人（市立郷土資料館）	火災虫害
古文書	黒沢翁満の書	上新郷	個人	火災虫害
〃	佐藤延昌の箱書	上新郷	個人	火災
〃	徳川斉昭の和歌	上新郷	個人	火災虫害
〃	正覚院古文書4点	南	正覚院	火災虫害
〃	平野家古文書	下羽生	個人（市立郷土資料館）	火災虫害
〃	武田家の高札	藤井上組	源長寺	火災虫害
〃	延命寺朱印状	下村君	延命寺（永明寺）	火災虫害
〃	長光寺朱印状	今泉	長光寺	火災虫害
〃	総願寺不動尊堂側面図	下羽生	個人（市立郷土資料館）	火災虫害
〃	正覚院有珍授尊海印信8点	南	正覚院	火災虫害
〃	正覚院古文書4点	南	正覚院	火災虫害
〃	小菅家文書	下羽生	個人（市立郷土資料館）	火災虫害
考古資料	釈迦阿弥陀種子板石塔婆	西	毘沙門堂	地震
〃	妙法蓮華経板石塔婆	南	本立寺	地震
〃	小松古墳群1号墳出土品	下羽生	羽生市（市立郷土資料館）	風水害地震
〃	永明寺古墳出土品	下羽生	羽生市（市立郷土資料館）	風水害地震
彫刻	木造毘沙門天立像	三田ヶ谷	蓮台寺	火災
〃	須影八幡社彫刻	須影	八幡社	火災
〃	木造阿弥陀如来坐像	今泉	熊野塚	火災
〃	鉄造阿弥陀如来立像	さいたま市	天宗寺（県立博物館）	火災
〃	木造聖観音立像	上新郷	祥雲寺	火災
〃	永明寺石造二王像	下村君	永明寺	火災地震

種 別	名 称	所 在	所有者（管理者）	予想災害
〃	木造十一面観音坐像	下羽生	小松神社（市立郷土資料館）	火災
〃	木造阿弥陀如来坐像	下羽生	小松神社（市立郷土資料館）	火災
〃	木造不動明王坐像	下村君	永明寺	火災
〃	木造恵比須・大黒天像	下村君	個人	火災
〃	木造恵比須・大黒天像 付 新刻料金払済覚	下村君	個人	火災
〃	木造大黒天立像付厨子	下村君	永明寺	火災
〃	木造聖観音菩薩立像	発戸	観乗院	火災
有形民俗文化財	小松神社算額	小松	小松神社	火災
〃	朝鮮使節来朝	小松	小松神社	火災
〃	河川改修図	上新郷	天神社	火災
〃	上新郷西新田の隠居獅子頭	下羽生	羽生市	火災地震
天記	永明寺のイチョウ	下村君	永明寺	風水害
〃	上新郷のシイノキ	上新郷	個人蔵	風水害
〃	上岩瀬のシイノキ	上岩瀬	医王寺	風水害
史跡	田舎教師の墓	南	建福寺	地震
〃	岡田十松建立墓碑	砂山	個人	地震
〃	徳川家康鷹狩の跡	上新郷	（羽生市）	地震
〃	堀田相模守生祠	北	大天白神社	地震
〃	松平大和守生祠	本川俣	長良神社	地震
〃	森玉岡翁墓碣銘の碑	西	毘沙門堂	地震
〃	羽生菅公廟梅樹記の碑	東	天神社	地震
〃	清水誓信墓碑	北	正光寺	地震
〃	羽生城跡	東	天神社	水害地震
〃	葛西用水取入口跡	本川俣	（羽生市）	水害
〃	伝堀越館跡	藤井上組	羽生市	風水害地震
〃	堀越家五輪塔	藤井上組	個人	地震
工芸品	金銅仏ねはん像	下村君	延命寺（永明寺）	火災

令和7年11月1日現在

4-3 要配慮者利用施設関係

○要配慮者利用施設一覧（日中や夜間に要配慮者を預かっている施設）

（１）児童福祉施設

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
保育所	第一保育所	中央 1-3-23	561-3572	0.5～3.0m 未満
	第三保育所	北 2-5-22	561-1021	3.0～5.0m 未満
	いわせ保育所	上岩瀬 1797-1	561-9288	0.5～3.0m 未満
保育園	須影保育園	須影 757	561-1029	0.0～0.5m 未満
	いずみ保育園	藤井下組 1013-1	565-2020	3.0～5.0m 未満
認定こども園	きむら認定こども園	上手子林 76-3	565-2114	0.5～3.0m 未満
	とねの会こども園	上川俣 87	561-6200	0.5～3.0m 未満
	かなくぼこども園キラリ	北荻島 430-1	565-3675	3.0～5.0m 未満
	認定こども園建福寺幼稚園	南 1-3-12	561-2209	0.5～3.0m 未満
児童養護施設	あゆみ学園	上岩瀬 370	562-1211	0.0～0.5m 未満
	ふれんど	下新郷 666	560-5866	0.5～3.0m 未満
乳児院	つぼみ	下新郷 662-1	594-8088	0.5～3.0m 未満
市立学童保育室	羽生南第 1 学童保育室	南 6-5-1	561-3599	0.5～3.0m 未満
	羽生南第 2 学童保育室	南 6-5-1	561-3599	3.0～5.0m 未満
	羽生北第 1 学童保育室	北 2-1-1	563-5013	3.0～5.0m 未満
	羽生北第 2 学童保育室	北 2-1-1	563-5013	3.0～5.0m 未満
	岩瀬第 1 学童保育室	中岩瀬 627-2	563-4365	0.5～3.0m 未満
	岩瀬第 2 学童保育室	中岩瀬 627-2	563-4365	0.5～3.0m 未満
	新郷第 1 学童保育室	上新郷 5716	561-1481	0.5～3.0m 未満
	新郷第 2 学童保育室	下新郷 1099	562-5130	0.5～3.0m 未満
	川俣学童保育室	本川俣 629	561-1070	3.0～5.0m 未満
	羽生東第 1 学童保育室	藤井上組 270	577-3605	3.0～5.0m 未満
	羽生東第 2 学童保育室	藤井上組 270	577-3605	3.0～5.0m 未満
私立学童クラブ	すかぎ児童クラブ	須影 757-2	561-1029	0.0～0.5m 未満
	南羽生第 1 学童クラブ	上手子林 76-3	565-2114	0.5～3.0m 未満
	南羽生第 2 学童クラブ	上手子林 76-3	565-2114	0.5～3.0m 未満

令和 7 年 1 月 1 日現在

(2) 高齢者関係施設

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
介護老人 福祉施設	清輝苑 (デイ含む)	下村君 1169	565-1165	3.0～5.0m 未満
	薫藤園 (デイ含む)	秀安 351	563-0910	0.5～3.0m 未満
	くわの実 (デイ含む)	下新郷 660	563-5088	0.5～3.0m 未満
	木犀館	下川崎 1406-4	577-5603	0.5～3.0m 未満
介護老人 保健施設	カノープス・羽生	本川俣 1305	563-3322	3.0～5.0m 未満
	あいの郷 (デイ含む)	桑崎 196-1	562-3100	0.5～3.0m 未満
有料老人 ホーム	さくら苑	町屋 177-1	594-7131	0.5～3.0m 未満
	ルミエール (デイ含む)	上岩瀬 1806	580-7560	0.5～3.0m 未満
	ベストライフ羽生	西 4-12-1	560-6100	3.0～5.0m 未満
	ヴィベル羽生 (デイ含む)	中岩瀬 188	562-2010	0.5～3.0m 未満
	しえあはうす あいな羽 生 (デイ含む)	西 5-13-7	580-4330	3.0～5.0m 未満
ケアハウス	くわの実	下新郷 660	563-5088	0.5～3.0m 未満
	シティ・オブ・ホープ (デイ含む)	上新郷 5555-1	562-5250	0.5～3.0m 未満
グループホー ム	羽生市もくせいの里	下手子林 691-2	565-1175	0.5～3.0m 未満
	グループホームエフビー 羽生	藤井上組 399-1	562-2727	0.5～3.0m 未満
	須影ほのぼのホーム (デイ含む)	下川崎 394-1	594-7373	0.5～3.0m 未満
	ルミエール (小規模多機能含む)	上岩瀬 1792-1	580-7564	0.5～3.0m 未満
デイサービスセン ター	デイサービス ニパータ 羽生	東 3-23-7	560-3202	3.0～5.0m 未満
	笑いデイサービスセンタ ー	下新田 41-2	501-2336	0.5～3.0m 未満
	ケアステーションあさひ 羽生	東 2-6-4	560-6676	0.5～3.0m 未満
	デイサービスセンター彩 優	桑崎 533-3	578-4455	0.5～3.0m 未満
	デイサービス未来 南羽 生	南羽生 1-15-29	561-0828	0.5～3.0m 未満
	GENKI NEXT イオンモー ル羽生店	川崎 2-281-3 伏見 羽生 1F	560-0395	0.5～3.0m 未満
	デイサービス井泉	藤井上組 97-2	565-2910	0.5～3.0m 未満
デイサービスセン	あずみ苑羽生	中央 3-3-21	560-5803	0.5～3.0m 未満

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
ター	デイサービスセンター リハ・トリム	南 8-3-10	577-5115	0.5～3.0m 未満
	カノープス・デイサービス センター	本川俣 1384-1	501-8680	0.5～3.0m 未満
	コンパスウォーク羽生藤 井	藤井上組 1341-2	578-5011	3.0～5.0m 未満
	デイサービス未来 元町	南 2-4-9	598-6016	3.0～5.0m 未満
小規模多機能	小規模多機能あったかほ ーむ藤井	藤井上組 357-1	594-6610	0.5～3.0m 未満
サービス付 高齢者向け住宅	ふるさとホーム羽生	東 2-6-4	560-6677	0.5～3.0m 未満
	ル・レーヴ羽生古島	下羽生 1039-1	598-6015	0.5～3.0m 未満
養護老人 ホーム	清和園	上岩瀬 379	561-1150	0.5～3.0m 未満

令和7年11月1日現在

(3) 障がい児・者関係施設

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
障がい児・者 入所施設	共愛学園 (児童部・成人部)	砂山 210	561-2362	0.5～3.0m 未満
	ときわ寮	砂山 22	561-2362	0.0～0.5m 未満
	あしび寮	砂山 8-1	561-2362	0.5～3.0m 未満
	共愛会職業センター	下川崎 1414	563-1041	0.5～3.0m 未満
	むさしの園	上川俣 1476	563-0551	3.0～5.0m 未満
	はくちょう園	上川俣 1486-1	563-2051	3.0～5.0m 未満
	オベストはくちょう	上川俣 1486-1	563-2616	3.0～5.0m 未満
	希望の里	下手子林 2410	565-1311	0.5～3.0m 未満
障がい者通所 施設	ワークショップ南羽生	須影 745-1	560-1733	0.5～3.0m 未満
	ライフケア かわまた	上川俣 1436-1	598-8632	0.5～3.0m 未満
	ワークピア・はにゅう	上手子林 845	565-4322	0.5～3.0m 未満
	あかりワークス岩瀬	上岩瀬 440-3	580-7707	0.5～3.0m 未満
	色えんぴつ	加羽ヶ崎 281-2	563-1708	0.5～3.0m 未満
	空と雲の家福祉作業所	常木 1104-3	565-1646	0.5～3.0m 未満
	チューリップ	上手子林 467	563-4060	0.5～3.0m 未満
	とんぼ	南 4-1-7	501-5266	0.5～3.0m 未満
	ひまわり	南 4-1-5	577-5596	0.5～3.0m 未満
	ネリア	東 3-4-6	501-2536	3.0～5.0m 未満
	DreamBase	西 3-23-10	578-5008	0.5～3.0m 未満

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
	なないろ	東3-6-35	565-4565	3.0～5.0m 未満
障がい児通所施設	児童発達支援センター きらめき園	南1-7-7	594-7842	0.5～3.0m 未満
	中高生デイサービス みのり園	南2-14-21	594-7842	0.5～3.0m 未満
	中高生デイサービス いぶき園	砂山1106-1	594-7842	0.5～3.0m 未満
	子どもデイサービス の のか園	南7-14-1	594-7842	0.5～3.0m 未満
	縁	南7-14-4、南7-14-5	501-5335	0.5～3.0m 未満
	D r e a m B a s e	西3-23-10	578-5008	0.5～3.0m 未満
	めぶき	上手子林76-7	577-4681	0.5～3.0m 未満
	くれーる ToNe	上川俣87	090-1250-4674	0.5～3.0m 未満
グループホーム	共愛会グリーンハイツ	下川崎1139-2	563-1041	0.5～3.0m 未満
	共愛会第2グリーンハイ ツ	砂山420-3	563-1041	0.5～3.0m 未満
	共愛会第3グリーンハイ ツ	南羽生2-8-13	563-1041	0.5～3.0m 未満
	共愛会第4グリーンハイ ツ (A・B棟)	南羽生4-11-17	563-1041	0.5～3.0m 未満
	共愛会第5グリーンハイ ツ	南羽生2-8-12	563-1041	0.5～3.0m 未満
	共愛会第6グリーンハイ ツ (A・B棟)	下岩瀬301	563-1041	0.5～3.0m 未満
	アイリバーハウス	小須賀1076-1	598-7592	3.0～5.0m 未満
	アイフラワーハウス	小須賀1049-1	598-7592	0.5～3.0m 未満
	アイサンサンハウス	小須賀1056-1	598-7592	3.0～5.0m 未満
	グループホーム海	藤井上組1382-11	563-1708	3.0～5.0m 未満
	グループホーム空	今泉762-2	563-1708	0.5～3.0m 未満
	グループホーム音	南羽生1-17-14	563-1708	0.5～3.0m 未満
	グループホーム 風と花	常木1107-1	565-1646	0.5～3.0m 未満
	グループホーム ぽぷら	下岩瀬279-3	501-6982	0.5～3.0m 未満
	グループホーム おりーぶ	上新郷6727	501-6982	3.0～5.0m 未満
	グループホームあべりあ I	北2-12-14	501-6982	0.5～3.0m 未満

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
	グループホームあべりあⅡ	北2-12-14	501-6982	0.5～3.0m 未満
	カノン	西1-2-16	562-5810	0.5～3.0m 未満
	アリアⅡ	南羽生2-8-6	562-5810	0.5～3.0m 未満
	ここ	東3-27-45	563-5588	3.0～5.0m 未満
	みやび	東7-6-2	070-3626-3261	3.0～5.0m 未満
	みゆき	中央5-3-11	070-3626-3261	0.5～3.0m 未満
	ゆうが	南8-14-1	070-3626-3261	0.5～3.0m 未満
	シャインⅠ	東7-18-10	562-5810	3.0～5.0m 未満
	シャインⅡ	東7-18-10	562-5810	3.0～5.0m 未満
	マドカⅠ	東3-21-32	562-5810	3.0～5.0m 未満
	マドカⅡ	東3-21-32	562-5810	3.0～5.0m 未満
	輝心	上新郷1828-4	562-5810	0.5～3.0m 未満
	たんたんハウス	南2-1-56	090-2554-6382	0.5～3.0m 未満
	DreamBase A	西3-23-7 1階	578-5008	0.5～3.0m 未満
	DreamBase B	西3-23-7 2階	578-5008	0.5～3.0m 未満
	グループホーム ていーだ	南2-25-4	565-4565	0.5～3.0m 未満
	グループホーム かりー	南7-1-6 第1 おかどハイツ 102、103 号室	565-4565	0.5～3.0m 未満
	ショーシャルインクルー ホーム羽生東Ⅰ	東2-4-15	580-7130	3.0～5.0m 未満
	ショーシャルインクルー ホーム羽生東Ⅱ	東2-4-15	580-7130	3.0～5.0m 未満
	Uno Piu	西5-4-58	579-5150	0.5～3.0m 未満
	ダリアホーム羽生1階	南4-1-28	563-0030	0.5～3.0m 未満

令和7年11月1日現在

(4) 幼稚園施設

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
私立 幼稚園	春山幼稚園	稲子37-1	561-1388	0.5～3.0m 未満
	増子幼稚園	東2-4-41	561-0806	0.5～3.0m 未満

令和7年11月1日現在

(5) 医療施設

施設の区分	医療機関名	診療科目	所在地	電話番号	浸水深
病院 診療所	池沢神経科病院	精神	下新郷 551	561-2721	0.5～3.0m 未満
	栗原眼科病院	眼	下岩瀬 289	562-0070	0.5～3.0m 未満
	中村レディースクリニック	産・婦・小	中岩瀬 612	562-3505	0.5～3.0m 未満
	羽生総合病院	内・呼内・循内・ 消内・血内・神・ 漢・外・呼外・ 心血・消外・整・ 脳・小・産婦・ 眼・耳・リハ・ 皮・泌・放診・ 放治・歯外・麻・ 病診・臨検・救 急科・形	下岩瀬 446	562-3000	0.5～3.0m 未満

令和4年8月4日現在

(6) 小・中学校

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
小学校	羽生北小学校	北 2-1-1	561-0058	3.0～5.0m 未満
	新郷第一小学校	上新郷 5716	561-0409	0.5～3.0m 未満
	新郷第二小学校	下新郷 1099	561-0778	0.5～3.0m 未満
	須影小学校	須影 672	561-0666	0.5～3.0m 未満
	岩瀬小学校	上岩瀬 1756	561-0803	0.5～3.0m 未満
	川俣小学校	本川俣 629	561-1006	3.0～5.0m 未満
	羽生東小学校	藤井上組 270	565-2320	0.5～3.0m 未満
	手子林小学校	下手子林 555	565-1069	0.5～3.0m 未満
	羽生南小学校	南 6-5-1	562-1901	3.0～5.0m 未満
中学校	西中学校	羽生 120	561-0161	0.5～3.0m 未満
	南中学校	中岩瀬 226	563-0253	0.5～3.0m 未満
	東中学校	今泉 1448	565-3741	3.0～5.0m 未満

令和7年11月現在

(7) その他の施設

施設の区分	名称	所在地	電話番号	浸水深
救護施設	羽生園	砂山 91	561-0491	0.5～3.0m 未満

令和2年11月1日現在

はじめに

大規模な地震や風水害などによる災害が発生した場合、被害を最小限に抑えるため防災関係機関・団体は、総力をあげて災害応急活動に取り組むことになります。しかしながら、大規模な地震などの災害では、同時多発的な火災の発生をはじめ、道路の寸断や建物の倒壊、断水や電力供給のストップなども想定され、また、災害応急活動に従事する者や市役所、消防署、警察署などの公共機関も被災する可能性があります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は地震の規模がマグニチュード9.0という気象庁観測史上最大の地震を記録し、この地震により発生した大津波は東北地方から関東地方の太平洋岸に襲来し、各地に甚大な被害をもたらしました。また、その後の福島第一原子力発電所において、放射性物質が漏えいする重大事故が発生し、多くの住民が避難生活を余儀なくされる事態となりました。

本市でも、東日本大震災では家屋の半壊やブロック塀の倒壊などの被害が発生しました。また、昭和22年にはカスリーン台風による利根川堤防の決壊により三田ヶ谷、須影、手子林地区で多くの浸水被害が発生した経験があります。近年では、令和元年東日本台風を始めとする豪雨災害が日本列島に毎年のように被害をもたらしています。しかし、本市では、市内に避難所を開設して多くの住民が避難するという経験がないことから、大規模な災害が発生し、いざ、避難所を開設しようとしたときに、どのように対処すればよいのか困惑することが予想されます。

羽生市地域防災計画では、災害による被害を軽減するために、「自らの生命は自ら守る」という個人の自覚に根ざした“自助”、「自分たちのまちは自分たちで守る」という身近なコミュニティによる“共助”の考え方を具体化し、地域の“協働”による安全・安心なまちづくりに向け、地域の自主防災組織の活動を強化して災害に強いまちづくりを推進することとしています。

災害時の避難については、地震や風水害などの災害種別、規模により、様々な被害状況が予想されることから、避難所の開設場所や運営方法も被害の状況に合わせる必要があります。

加えて、避難所における感染症対策に配慮する必要があります。

そこで、災害時の避難所運営に活用されるよう、また、避難所に集まる全ての方の協力のもとで避難所運営が行われるよう、ここに避難所運営マニュアルを作成しました。

第1 避難所の考え方

1 羽生市の避難所に関する考え方

(1) 避難所の対象者と役割

避難所は、「避難を必要とする方」を受け入れる施設です。

避難を必要とする方とは	・災害による家屋の倒壊、焼失、流出、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者 ・延焼拡大等の危険性の迫った地域住民 ・帰宅できない人 ・避難指示等の発令により緊急避難の必要がある方 など
避難所の役割	避難所は、避難を必要とする方が臨時に生活するための拠点となる施設です。

<ワンポイント>	・「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は避難をする必要はありません。 ・避難先は避難所だけではありません。「安全な親戚・知人宅への避難」や自宅の安全な場所（上の階など）に避難する「屋内安全確保」も避難のひとつです。
----------	--

(2) 避難所を利用できる期間

避難所は、避難者を“一時的に”受け入れる施設です。

避難所の開設期間	避難所として活用する施設は、施設本来の用途があります。避難者の受入れは、一時的なものであり、自宅に戻ることでできる方や仮設住宅などへの受入れが決まった方には退所を促し、施設本来の用途の回復を目指します。 ※避難所の開設期間は「災害発生の日から7日以内」としています（災害救助法施行細則第2条別表第一、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実質弁償の基準第2条第1号）。また、必要に応じて手続き・措置を講じて延長することができます（災害救助法施行令第3条）。
----------	--

(3) 避難所の機能

避難所は、避難者の「必要最低限の生活」を支援する施設です。

必要最低限の生活を支援	災害時に避難所で支援できることには限界があります。避難者の要望全てに応じるのではなく、避難者の「必要最低限の生活」のために必要なことから優先して対応します。 また、できる限り日常の生活との落差を少なくする「配慮」（特に高齢の方や障がいのある方などへの配慮や、プライバシーの配慮）を適切に行います。
-------------	--

(4) 避難所運営のあり方

避難所運営にあたっては、自助・共助・公助のそれぞれの取り組みと相互の協力により、円滑な避難所運営を目指します。

①「自助」の取り組み	自分自身や家族の身の安全を守る行動や、そのための備蓄等が必要です。特に、避難所には必要なものが揃っているわけではありません。個人で必要なものは自ら準備しておくことが重要です。
------------	--

○日常からの備えを行う。	・自宅の耐震化や家具の転倒防止を行って被害の軽減に努めます。 ・食料や水（3日間程度）、簡易調理器などの備蓄を行い、食料不足やライフラインの停止に備えます。 ・常用の薬や乳幼児のおむつ・ミルクなど、普段の生活で欠かせない物も準備しておきます。 ・ラジオと電池、携帯電話の簡易充電器など、情報源と電源を準備しておきます。 ・市のホームページや防災アプリ、メール配信サービスへの登録、防災行政無線自動応答電話の使用方法の確認をし、情報収集ができるようにしておきます。 ・マスク、消毒液、体温計など感染症予防に必要な用品を準備しておきます。
○安全に避難する。	・災害時に自宅がどのような被害を受ける可能性があるのかをハザードマップなどで把握しておきます。 ・居住地域の指定緊急避難場所や指定避難所を事前に把握しておきます。 ・居住地域では避難時にどのように行動するのかを事前に把握しておきます。 ・災害時の安否の確認方法を家族で共有しておきます。

<ワンポイント>

- ・食料や水をすぐに持ち出せるよう準備しておき、避難の際には避難所へ持参します。

②「共助」の取り組み

住民の安全を共に守る地域活動や、そのための備えが必要です。

○地域で安全、迅速に避難し、住民の安否を確認する。	・指定緊急避難場所や指定避難所を事前に把握し、避難の方法などを決めておきます。 ・避難行動要支援者名簿等を活用し、避難の際に支援が必要となる方を把握し、避難支援の方法を決めておきます。 ・災害時の安否の確認方法を地域で決めておきます。 ・市のホームページや防災アプリ、メール配信サービスへの登録、防災行政無線自動応答電話の使用方法の確認をし、情報収集ができるようにしておきます。
○円滑な避難所運営と地域支援を行う。	・避難所運営の役割、運営方法を決めておきます。 ・避難が困難な方への支援について決めておきます。 ・地域の事業所との連携や協力について決めておきます。 ・避難所運営訓練、避難所の施設や資機材の事前確認などを行います。

③「公助」の取り組み

市民の安全を守るための各種活動や備えが必要です。

○円滑な避難所運営と迅速な避難所への支援を行う。	・市や県は、食料や資機材の備蓄、避難所との連絡手段の整備、物や情報の支援体制の整備を行います。 ・市は、避難所担当職員の派遣体制を構築します。 ・市は、自主防災組織等の地域団体や施設との事前協議や、避難所運営訓練などの実施により、避難者、自主防災組織等の地域団体関係者、市職員、施設職員（指定管理施設含む）等の協働による運営体制を整備します。
--------------------------	---

※避難所担当職員は、避難所ごとに配置しており、主に市災害対策本部の教育総務班及び社会教育班職員並びに避難所近隣在住等の職員です。

2 地域における避難所等の位置付け

(1) 指定避難所

指定避難所の位置付け	・市民等が発災直後から避難できる施設です。 ・原則として市災害対策本部からの指令により、避難所担当職員を派遣し開設します。 ・避難者、自主防災組織等の地域団体関係者、市職員、施設職員（指定管理施設含む）等が協働して運営します。 ・市の支援物資などが直接搬送されます。
○円滑な避難所運営のために	・指定避難所は、発災直後から避難できる施設として指定しており、避難の必要がある方は原則として指定避難所に避難します。 ・自主防災組織等の地域団体関係者、市職員、施設管理者（指定管理施設含む）等が事前に協議を行い、避難所運営に関する役割などをあらかじめ決めておきます。

(2) 福祉避難所

福祉避難所は、二次的な避難施設であり、指定避難所における要配慮者の避難の状況に応じて開設されるものです。（発災直後に避難はできません。）

福祉避難所の位置付け	・指定避難所などへの避難または避難所などでの生活が困難な高齢者や障がい者などの要配慮者を受入れる二次的な避難施設です。
○福祉避難所利用のための留意点	・福祉避難所は、社会福祉施設などを利用しますが、普段から利用されている方のいる施設ですので、市や運営法人等が災害後の被害状況や利用状況などを確認したうえで、受入れの支援を行います。したがって、原則として発災直後に直接の避難はできません。 ・福祉避難所の開設については、市災害対策本部福祉班が、社会福祉施設と協議して行います。

(3) 地域の集会所等の防災拠点について

地域の集会所等の防災拠点の位置付け	地域の被害状況や住民の安否確認のため、地域の集会所や寺社、小規模公園等を一時避難場所として、各自主防災組織や各自治会が指定した場所
○円滑な運営のために	各自主防災組織や各自治会において、定期的な防災訓練等を行い、災害時の情報伝達や参集方法等について、確認しておきます。

3 市の避難所運営体制

協働による避難所運営	避難所は、避難者、自主防災組織等の地域団体関係者、市職員（避難所担当職員）、施設職員（指定管理施設含む）等が協働して運営します。このことから、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めます。
○避難所運営本部の立ち上げ	- 避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うため、避難所では、避難者、自主防災組織等の地域団体関係者、市職員（避難所担当職員）、施設職員（指定管理施設含む）等から構成される「避難所運営本部」を立ち上げ、組織的な活動を実施します。 - 避難所では、そこにいる方全員が世代や性別に関係なくそれぞれの役割を果たすとともに、情報を共有しながら、相互に連携して各種活動を実施します。

4 避難所運営に関わる人

「避難者」の役割	・避難所に避難される方です。避難者は、おおむね避難所が設置されている地域の市民ですが、その他の方が避難される場合もあります。 ・避難者は、自主防災組織等の指示のもと、避難所の各種活動を積極的に行います。 ・また、避難所運営本部は、時間の経過とともに自主防災組織等の地域団体中心から避難者中心へと移行し、避難者による自主的な運営を行っていきます。
「自主防災組織等の地域団体関係者」の役割	・自主防災組織は、市内全ての自治会単位で組織されています。 ・特に避難所開設当初においては、円滑に運営を開始するために、自主防災組織等の地域団体関係者が中心となって運営の各種活動を行います。
「避難所担当職員」（市職員）の役割	・避難所担当職員は、避難所に派遣される市の職員です。市が避難指示等を発令した場合や、市内で災害が発生し避難所の開設指示があった場合に派遣されます。 ・避難所担当職員（市職員）は、開設すべき避難所の安全確認（施設面）、避難所の開設及び避難所運営本部の立ち上げに関わるとともに、避難所と市との情報連絡を行い、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。
「施設職員」の役割	・避難所となる施設の管理者や職員です。 ・避難所内の居住スペースや共有スペースを設置する際に調整や助言を行うなど、施設の活用に関することを中心に運営の支援を行います。

●避難所運営本部の立ち上げ「前は」・・・

避難所運営本部の立ち上げ前の活動	・避難所開設当初は、避難所運営本部の立ち上げが困難なことが予想されます。 ・避難所運営本部を立ち上げるまでには、避難スペースの割り振りや、避難者数の確認などの必要な活動を避難所担当職員（市職員）や自主防災組織等の地域団体関係者が中心に実施し、できるだけ早期に避難所運営本部が立ち上がる体制を整えます。
------------------	---

5 避難所運営に関する事前協議

避難所運営について、自主防災組織等の地域団体関係者、市職員（避難所担当職員）、施設職員（指定管理施設含む）等による事前協議を行います。

- 避難所の配置状況や避難所運営体制などは、避難所によって様々であり、指定避難所ごとに必要な協議を行います。
- 指定管理施設が管理している指定避難所については、開設手順、費用負担、利用範囲等について事前協議を行い、それぞれの役割を事前に確認し共有します。

事前協議事項	• 休日、夜間の鍵の管理体制について • 鍵の開錠方法や施設の安全確認方法について • 災害の状況により緊急に開設する必要が発生した場合の開設について（市職員以外が開設する場合） • 施設内の利用範囲、利用方法、ルールについて • 避難者の収容方法等の初期対応について など
--------	---

第2 避難所の開設

1 避難の流れ

災害の状況にもよりますが、原則的な避難の流れは以下のとおりです。

指定緊急避難場所への集合	・避難は、原則として徒歩で行います。 ・発災時には、まず近くの指定緊急避難場所に集まります。（市内には、公園や小中学校等の校庭など61か所の指定緊急避難場所があります。）
安否確認、救出等の必要な措置の実施	・指定緊急避難場所では、自主防災組織等の地域団体関係者を中心に、地区内の住民の安否確認、被害状況把握、避難行動要支援者の救出等必要な措置を実施します。
避難所への移動	・災害により家屋の倒壊等で自宅に帰ることができない住民は、指定された避難所に移動します。

（水害のおそれがある場合）

洪水など水害のおそれがある場合には、その状況に応じて小中学校等の建物を一時的な避難場所として利用します。

その後、家屋の倒壊、焼失、流出、浸水、ライフラインの途絶等により自宅に帰ることができない住民がいる場合は避難所を開設します。

2 避難所の開設

＜避難所開設の流れ＞

(1) 施設の開錠・開門

- ・ 市災害対策本部が避難所開設の可否を判断
- ・ 派遣された避難所担当職員（市職員）、または施設職員（指定管理施設含む）が開錠（施設ごとに定めておく）

(2) 避難所開設準備

- ・ 開設方針の確認
- ・ 開設準備への協力要請
- ・ 避難者の安全確保
- ・ 施設の安全確認
- ・ 避難所としての利用範囲等の確認
- ・ 機材・物資の確保
- ・ 避難所運営用設備・備品等の確認
- ・ 受付の設置、ルールの特示
- ・ 避難所看板の設置

(3) 避難者の受入れ

- ・ 受付
- ・ 避難所内の割り当て・誘導

(4) 市災害対策本部への報告

- ・ 開設報告（第一報）
- ・ 2～3時間ごとの報告

(1) 施設の開錠・開門

- ・避難所施設の開錠・開門は、原則として避難所担当職員（市職員）または施設職員（指定管理施設含む）が行います。

(2) 避難所開設準備の流れ

- ・避難所開設準備は、避難所担当職員（市職員）、施設職員（指定管理施設含む）及び避難者等が協力して開始します。

- ① 避難所の開設は、別紙「避難所施設の安全確認チェックリスト」に基づき施設の安全を確認したのちに開設します。

避難所開設の指令	・避難所の開設は原則として、市災害対策本部からの避難所開設の指令により、市職員が施設職員（指定管理施設含む）の協力を得て行います。 ・ただし、災害状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設に勤務する職員が開設します。
----------	---

※ 市地域防災計画では、避難所の開設は原則として市職員が行うことを定めています。

※ 休日・夜間においては、事前協議に基づき施設職員（指定管理施設含む）も同時に参集し、開錠します。

※ 避難所担当職員（市職員）は、避難所ごとに配置しており、主に市災害対策本部の教育総務班及び社会教育班職員並びに避難所近隣在住等の職員です。

- ② 避難者の建物内への立入は、避難所担当職員（市職員）または施設職員（指定管理施設含む）が施設の安全を確認してから行います。

ア 避難者が建物内に無秩序に立入ることは混乱のもとになるので、避難者は、とりあえず施設の敷地内（例：校庭）に留まり、市職員等の到着及び指示のもと建物内へ立入ることとします。

イ ただし、気候条件によっては、市職員の到着がなくても建物内（玄関ホールや体育館等）へ避難を開始し、その後市職員の指示を受けます。

- ③ 避難所の敷地内で待機する場合には、以下のことを心がけます。

ア 校庭等では、自主防災組織等の地域団体関係者の指示により、居住地区ごとにまとまって集まります。

イ 避難者が数十人集まったら、初期の避難所運営の組織作りを始めます。

ウ 指定避難所となっている施設が使用中の場合（例：授業中の学校など）には、混乱防止に努め、施設職員（指定管理施設含む）等の案内を待ちます。

＜避難所開設準備チェックリスト＞

項 目	内 容
1 開設方針の確認	☐ 市災害対策本部から開設指令が出たか。 ☐ 避難指示等が発令されているか。 ☐ 住民等が開設を求めているか。
2 開設準備への協力要請	☐ 避難者に対して初期の運営協力を呼びかける。
3 避難者及び被災者の安全確保	☐ 開設準備中は校庭等で待機を呼びかける。 (⇒資料編 3「避難者への呼びかけ文例」を参照) ☐ 自家用車は原則、乗り入れを禁止する。 ☐ 避難所周辺の被災状況に応じ、被災者の救出活動を支援する。
4 施設の安全確認	☐ 建物が危険でないか、目視により点検する。 (⇒資料編 4「避難所施設安全確認チェックリスト」を参照) ☐ 施設が危険であると判断できる場合は、市災害対策本部に連絡し、他の避難所へ移動するなど必要な対応を検討する。 ☐ 火災等の二次災害のおそれがないか、建物周囲の状況を確認し、防止措置を実施する。 ・落下、転倒しそうなものは撤去する。 ・ガス漏れがないか確認する。など ☐ 危険箇所には貼り紙をしたり、ロープを張る。 ☐ ライフラインの使用の可否を点検する。(非常用電源を含む)
5 避難所としての利用範囲等の確認	☐ 管理運営、救助活動、避難生活を送るスペースを屋内外で順次確保する。 ・避難所施設データベース*で示された場所を基本とする。 ☐ 避難所の利用範囲を確定し、使用禁止範囲には「使用禁止」の貼り紙を貼る。
6 機材・物資の確保	☐ 備蓄保管場所を確認する。 ☐ 水、食料を確保する。 ☐ 寝具、暖をとる器具等を確保する。
7 避難所運営用の設備・備品等の確認	☐ 設備(電話、放送、無線設備)等の使用の可否を確認する。
8 受付の設置、ルールの明示	☐ 受付の設置(避難所入口付近) ・机、いす、筆記具等を準備する。 ☐ 受付付近に避難所の利用心得等を明示する。 ・「避難所生活の心得」の貼付。 (⇒資料編 5「避難所生活の心得」参照)
9 避難所看板の設置	☐ 避難所入口に避難所看板(貼り紙)を設置する。

※避難所施設データベース

市の指定避難所となっている学校等の施設について、避難施設の面積及び避難者受入れ可能諸室の有効建物面積や収容人数、避難施設の運営に必要な諸室(避難者の受入れを抑制)の面積、保有設備等について、施設管理者に調査したもの。(平成27年9月実施)

（３）避難者の受入れ

- ・施設の安全が確認され、避難所開設準備が整ったときは、避難者を施設内へ誘導します。その際、要介護者、傷病者、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者を優先して誘導します。
- ・可能であれば「避難者カード（様式１）」を、校庭等待機場所で作成し、居住地域ごとなどにまとめて受付へ提出します。
- ・校庭等待機場所での作成が困難な場合には、避難後に、避難所受付などで記入し自治会・班ごとなどにまとめて提出します。

＜受付チェックリスト＞

項 目	内 容
1 受付	☐ 「避難者カード（様式編 様式１）」を自治会・班ごとなどにまとめて提出する。
2 避難所内の割り当て・誘導	☐ 居住場所の確保は早い者勝ちでないことを周知する。 ☐ 要介護者、傷病者、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者を優先する。 ☐ 避難所施設データベースを基本として使用範囲を有効に利用する。使用範囲をこえる場合は施設職員の承諾を得ることとする。 ☐ 原則として世帯を一つの単位とし、居住地域ごとにまとめるように誘導する。 ☐ 市内に居住していない避難者は、まとめて編成する。（帰宅困難者含む）

（４）避難所開設の報告

- ・避難所を開設したら、避難所開設状況報告書（様式編 様式２）により、避難所担当職員（市職員）は速やかに市災害対策本部へ報告します。
- ・以後、２～３時間ごとに報告を繰り返します。
- ・在宅避難や車中泊避難など避難所以外で避難生活を送る避難者（以下「避難所外避難者」という。）についても、避難所外避難者名簿を作成し把握に努める。

＜避難所外避難者の把握方法の例＞

- ・食料等の配布を求めて避難所に来所した際の名簿記載
- ・自治会、民生委員やボランティア等との連携による戸別訪問
- ・市のホームページ等に名簿のひな型を掲載した上で防災行政無線、SNS、回覧板、メール、防災アプリ等による提出の呼びかけ 等

1 避難所運営組織の編成

(1) 立ち上げ当初の避難所運営

本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、自主防災組織等の地域団体関係者が、住民の調整役として陣頭指揮をとり、避難所担当職員（市職員）、施設職員（指定管理施設含む）などと連携して避難所の運営にあたります。その際、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に心がけます。

(2) 居住グループの編成及び居住区画の設定

① 地区を基本単位に居住グループを編成

居住グループは、避難者が被災前に居住していた自治会の「班」を基本単位とし、避難者の中から選出されたリーダーは、班内の避難者数の確認などを中心となって行うとともに、居住グループ内の意見をまとめる代表者となります。

② 居住グループの目安は最大40人程度

リーダーの目の行き届く範囲を考慮すると、1つの居住グループの最大人数は40人程度と考えられます。必要に応じて居住グループを細かく分けます。

③ 居住グループ編成への配慮

世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住グループの中に編成します。従前、住んでいた地区を考慮し、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。

また、介護が必要な要配慮者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に特別に配慮した上、介護者とともに居住組を編成します。

加えて、盲導犬、介助犬等生活上必要不可欠な動物又は家族同様に生活の支えとなっている動物と寝食を共にする避難者については、居住空間の確保に特別に配慮した上、居住組を編成します。

④ 観光客や滞在者等（帰宅困難者）への対応

観光、仕事、買い物などで、地域住民以外も避難所に避難して来る可能性があります。これらの避難者は、長期にわたって避難所に留まらないと考えられるため、地域の避難者とは分けて、年齢や性別等を考慮して居住グループを編成します。

（３）部屋（区画）割り

① 避難者の居住空間を確保

避難者の居住する空間については、可能な限り屋内を使用します。（不足する場合には屋外にテントを設置し居住空間を確保することもあります。）

体育館や講堂、教室、会議室などの利用が考えられますが、本来の使用目的等の再開を考慮しながら居住する空間を設定します。

避難所施設データベースを基本として、施設職員、市職員の指示に従って利用することとします。

また、感染症予防のため、避難者どうしの適切な距離の確保などを行います。

② 避難行動要支援者を優先

発災直後は、多数の避難者による混乱が予想されますが、災害から身を守るため安全な場所に避難するなど、一連の避難行動をとる際に支援を要する人々（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、難病患者など）を優先して室内に避難させます。

車椅子利用者、視覚障がい者には、避難所入口付近を割り当てる配慮や、冷暖房設備がある部屋は、施設職員の指示のもと、一時的な避難行動要支援者のニーズに応じて割り当てるなどの配慮が必要になります。

市が別に福祉避難所を設置した場合は、避難行動要支援者の状態などに応じて優先順位をつけ移送します。

③ 女性への配慮

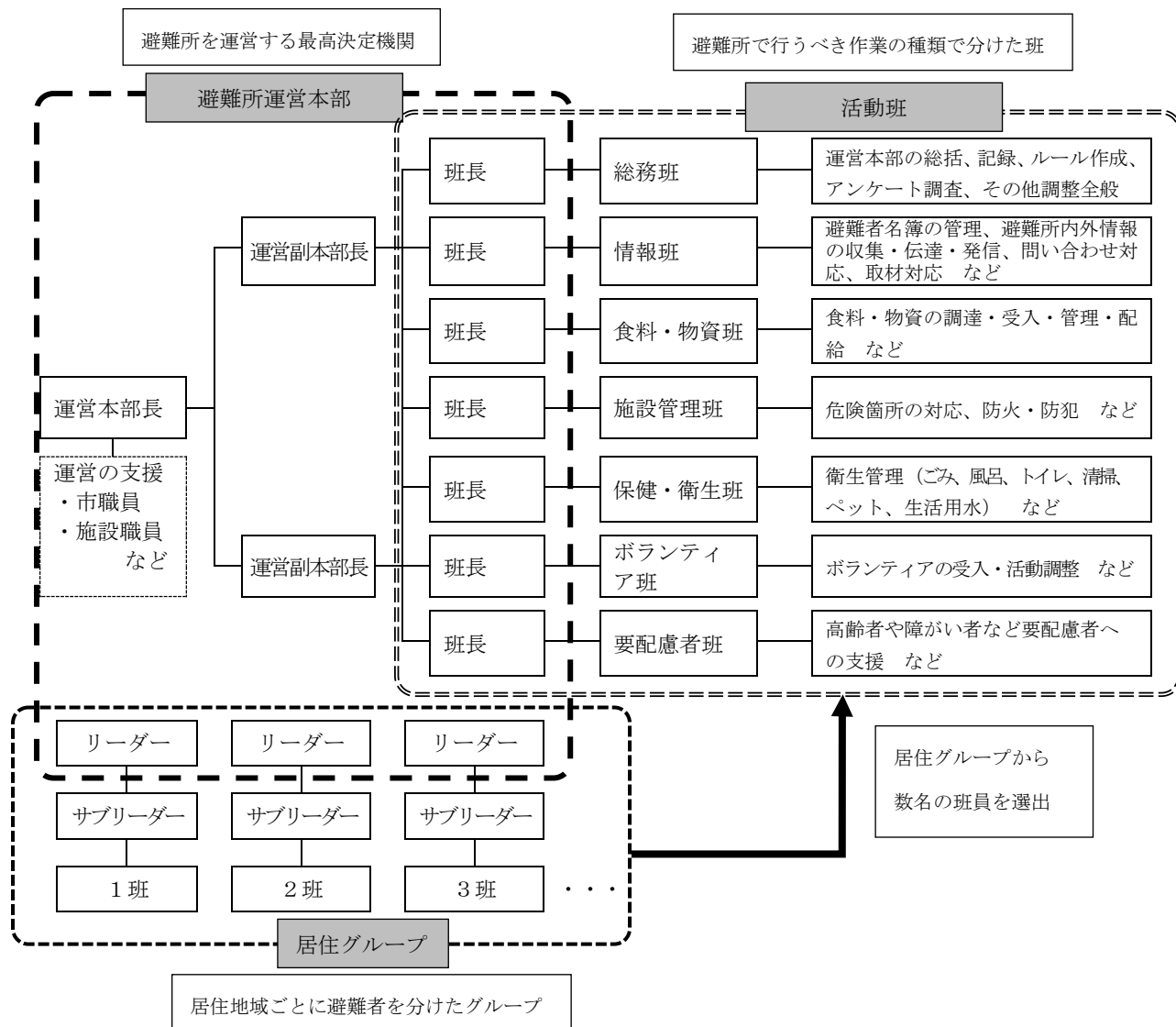
女性専用の着替えスペースや授乳スペース、物干し場等を設けるなど、女性に配慮した避難所スペースの確保を行います。また、女性のニーズに対応するために避難所運営本部や相談窓口に参加させます。

(4) 自主運営組織の編成

① 避難所の運営は避難者自身で

過去の災害時における教訓から、避難所の運営は、避難者が自ら行う方がスムーズで、立ち直りも早い傾向があるため、下図のような地域住民による自治を基本とします。

市職員や施設職員（指定管理施設含む）、ボランティアは、避難者が一日でも早く元の生活に戻ることができるよう、避難所運営のサポート役に徹します。



※活動班は作業の種類で分けた班であり、居住グループは居住地域で分けたグループであるため両方を兼ねて所属する方もあります。

② 運営本部を中心とした避難所運営

避難所の運営組織は、「避難所運営本部」、「活動班」、「居住グループ」で構成します。

ア 運営本部の構成

避難所運営本部は、運営本部長（1名）、運営副本部長（2名）のほか、市職員、施設職員（指定管理施設含む）、活動班の班長、居住グループのリーダーで構成します。

また、女性に配慮した避難所運営を行うために複数の女性を参加させます。

運営本部長の例：自主防災組織の会長、副会長や避難住民の意見で推薦された人

イ 運営本部の役割

避難所運営本部は、避難所を運営する最高決定機関として、避難所生活の運営全般に関わります。

ウ 運営本部の活動

避難所運営本部は、主に次のような活動を行います。

- ・ 避難所内のルールの決定及びその変更と徹底
- ・ 避難者の要望、意見のとりまとめ
- ・ 市や関係機関との連絡調整

③ 避難所運営のための活動班の設置

一部の特定の人に重い負担がかからないようにいくつかの活動班を編成し、協力して避難所運営を行います。ただし、避難所の規模や作業量によっては、活動班を統合するなど、弾力的な避難所運営を行います。

④ 居住グループのリーダー職の補佐（サブリーダー）の選任

避難生活が長期化してくると、居住グループのリーダー職に就いていた人が自宅や仮設住宅に移り、職を離れることが想定されます。その場合に備えて、リーダーを補佐する人（サブリーダー）を選任しておきます。

（５）避難所運営本部会議

① 定期的に避難所運営本部会議を開催

避難所生活を円滑に進めるために、定期的に避難所運営本部会議を開催します。

② 避難所運営本部会議の参加者

避難所運営本部会議には、随時、市職員や施設職員（指定管理施設含む）もオブザーバーとして参加します。また、ボランティアの中でも、一定の役割を担っている場合には、オブザーバーとして参加してもらいます。

③ 避難所運営本部会議の開催頻度

発災直後の避難所運営本部会議の開催頻度は、1日2回、朝食後及び夕食前に開催します。

朝の会議は前夜以降の伝達事項を主にし、問題点についての協議は夕食前に行います。

時間が経過し、避難所の状態が落ち着いている場合は、朝の会議は省略しても構いませんが、特に連絡事項がない場合でも、最低1日1回は会議を開催し、問題点の有無を確認します。

（６）避難所運営の役割分担

避難所における役割分担は、居住地域ごとで避難者をいくつかに分けた《居住グループ》と、避難所全体で行うべき作業をその種別で分けた《活動班》の２つに分類されます。

① 居住グループ

リーダー、リーダーを補佐するサブリーダー、活動班員を選出します。

リーダーは、居住グループの総括的な監督を行うとともに、グループ内の意見等を取りまとめて、避難所運営本部へ提出する役割を担います。

② 居住グループ単位で行う仕事

避難所全体の活動のなかで、居住グループを単位として、当番で行わなければならない仕事があります。

（例）

- ・トイレなど公共部分の清掃
- ・炊き出しの実施
- ・生活用水の確保 など

このほかにも、避難所運営本部会議で決定した当番作業などは、グループ単位で協力して行います。

③ 活動班の編成

居住グループから選出された数名の班員で構成し、それぞれの活動班に班長を置きます。避難所の規模や作業量によって、活動班は統合することも可能です。

２ 活動班の役割

（１）総務班の仕事

① 避難所運営本部の総括

ア 避難所運営本部会議の事務局

避難所運営本部会議の段取りや各活動班相互の調整を行います。

イ 市災害対策本部との調整

市災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握・整理を行います。

連絡調整事項については、避難所運営本部会議での決定を前提としますが、急を要する場合は、運営本部長や各活動班の班長と協議し、あとで避難所運営本部会議に報告するなど臨機応変な対応をします。

② 避難所運営の記録

ア 避難所の記録簿を作成

避難所内の情報を記録し、避難所での出来事を記録として残します。

＜記録する内容＞（⇒様式編 様式１１「避難所記録用紙」参照）

- ・日付（曜日）、天気
- ・居住グループ別の就寝者数

- ・居住グループ別食事数（朝・昼・晩）
- ・前日末入所者数、新規入所者数、退所者数、本日末入所者数
- ・避難所での主な出来事
- ・避難者からの意見、要望
- ・市災害対策本部からの伝達事項・市災害対策本部への要望
- ・避難所運営本部会議での内容 など

イ 写真等の保存

被害の状況を示す写真や生活の様子を示す写真を残すようにします。

パソコンなど電子データでの記録も、後々の整理を考えると有効です。ただし、データ等の管理には十分に注意します。（個人が特定されないように撮影したり、事前に許可をいただいたり配慮します。）

③ 避難所生活の心得の作成（⇒資料編 5「避難所生活の心得」参照）

避難所運営本部会議で決定された避難所生活で必要となる基本的な心得をとりまとめ、ルール化して避難者に周知します。

④ その他

避難所の今後の見通しなどを検討するうえでの資料とするため、避難者に対してアンケート調査を行います。

＜調査項目の例＞

- ア 自宅の被災状況
- イ 今後の住宅確保の見通し
- ウ 仮設住宅の応募状況 など

（２）情報班の仕事

① 避難者名簿の管理

避難者の状況（現在数・退所者数・入所者数）を把握し、常に最新の名簿に更新する。

② 入所者・退所者の管理

ア 入所者がいたら

- ・新しい入所者に避難者カードを渡し、記入してもらい、名簿に加える。
- ・空いているスペースを確認して、部屋割りを行う。
- ・避難所生活の心得について、新しい入所者に説明する。

イ 退所者がいたら

- ・退所者の退所日時、連絡先などを記録する。
- ・退所者の空きスペースを把握し、新しい入所者のために活用する。
- ・退所者の情報（避難者名簿に記載されている情報）は、そのまま残す。

③ 外泊者の管理（⇒様式編 様式4「外泊届用紙」参照）

- ・外泊届用紙を作成し、氏名、期間、連絡先等を記載してもらう。
- ・各居住グループのリーダー・サブリーダーを通じ、外泊届けを受理し、外泊者を把握する。

- ④ 関係機関からの情報収集
各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。
- ⑤ 他の避難所との情報交換
避難所の混雑を防ぐため、避難者の受け入れ状況について、地域内の避難所同士で情報交換する。
- ⑥ 市災害対策本部への情報伝達
 - ・避難所の状況を定期的に報告する。
 - ・避難所運営本部会議の要望を伝達する。
- ⑦ 避難所内への情報伝達
 - ・掲示板を作成する。
 - ・避難所内での情報伝達は、掲示板への記載または張り紙を用いることとし、併せて、館内放送や口頭で知らせる。
 - ・避難者へ定期的に掲示板を見るように呼びかける。
 - ・掲示板に掲載する情報には、掲示開始日時を記載する。
- ⑧ 問い合わせへの対応
 - ・安否確認に対応する。
 - ・避難者への伝言を掲示する。
- ⑨ 来客者への対応
避難者のプライバシーを確保するため、来客者には、居住空間には立ち入らせないで、入口近くに面会所を用意して対応する。
- ⑩ 取材への対応
 - ・取材に当たっての注意事項を伝える。（⇒様式編 「取材をされる方へ」を参照）
 - ・取材をする場合には、受付用紙に記載させる。
(⇒様式編 様式3「取材者用受付用紙」を参照)
 - ・避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は禁止する。
 - ・避難者のプライバシーを確保するため、取材には、必ず情報班の班員が立ち会う。
- ⑪ 郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ
 - ・郵便物及び宅配便の荷物は、郵便局員及び宅配業者から直接避難者へ手渡しさせる。
 - ・手渡しが困難な場合、郵便物及び宅配便の荷物は情報班で保管する。
- ⑫ 困りごと相談
生活の困りごとを相談する窓口を設置する。

(3) 食料・物資班の仕事

- ① 食料・物資の調達
 - ・必要な食料・物資を市災害対策本部に要請する。（⇒様式編 様式7「食料・物資依頼書」参照）
 - ・各避難者に持ち寄った食料の提供を呼びかける。
- ② 食料・物資の受入
 - ・食料・物資受入簿を作成する。（⇒様式編 様式5「食料・物資受入簿」参照）

- ・食料・物資の受入のための専用のスペースを設ける。
- ・食料・物資の受入・仕分に必要な人員を確保する。
- ③ 食料及び物資の管理・配給
 - ア 食料及び物資の管理
 - ・食料・物資管理簿を作成する。（⇒様式編 様式6「食料・物資管理簿」参照）
 - ・食料及び物資の種類と在庫数を常に把握しておく。
 - ・食料及び物資の保管には十分に注意を払う。
 - ・不要な食料及び物資は市災害対策本部に返却する。
 - イ 食料及び物資の配給
 - ・食料及び物資は世帯単位とし、代表者に配給する。
 - ・食料及び物資は、要配慮者に優先して配給する。

（４）施設管理班の仕事

- ① 危険箇所への対応
 - ・余震が発生した場合には、被災建築物応急危険度判定士等による施設の危険度判定を要請する。
 - ・危険箇所は「立ち入り禁止」を表示する。
 - ・危険箇所の補修を施設管理者に要請する。
- ② 防火・防犯
 - ・火気取扱場所及び喫煙場所を指定する。
 - ・火気取扱いに注意を呼びかける。
 - ・夜間の当直制度を設ける。
 - ・夜間の巡回を行い、外部者の出入りをチェックする。

（５）保健・衛生班の仕事

- ① 医療・介護
 - ・近隣の救護所の開設状況を把握する。
 - ・医療機関の開設状況を把握する。
 - ・健康相談を行う窓口を設ける。
 - ・医薬品の種類、数量について把握する。
 - ・傷病者について把握する。
 - ・発熱者や濃厚接触者を専用スペースに移動させ、医療機関へ連絡する。
 - ・避難所での生活が困難な者については、施設や病院への収容を要請する。
 - ・医師保健師等の巡回による診察が受けられるよう可能な限り診察スペースを設置する。
- ② トイレ
 - ・使用可能状況を調べる。
 - ・トイレ用水を確保する。例）防災井戸、プールの貯留水、貯水槽、河川の水など
 - ・仮設トイレを設置する。

- ・ 介助者同伴の方や LGBT にも配慮し、共同トイレを用意するよう努める。
- ・ 要配慮者用の多目的トイレの設置を検討する。
- ③ 衛生管理
 - ・ 「手洗い」を徹底させる。
 - ・ 食器の衛生管理を徹底させる。
 - ・ 感染予防に配慮し、消毒等を実施させる。
 - ・ 風邪など感染症の防止に努める。
- ④ 生活水の管理
 - ・ 生活水は用途に応じて分ける。
 - ・ 節水に努める。
- ⑤ 清掃
 - ア 共用部分の清掃
 - 居住グループを単位として当番制を作り、交代で清掃を実施させる。
 - イ 居室部分の清掃
 - 避難者による居室の清掃を実施させる。
- ⑥ ゴミ
 - ・ 避難所敷地内にゴミ集積場を設置する。
 - ・ ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場を清潔に保つ。
 - ・ ゴミが分別しやすいようにゴミの内容ごとに分別区分が表示された分別表を掲載する。
- ⑦ ペット
 - ・ ペット飼育者名簿を作成する。（⇒様式編 様式8「ペット飼育者名簿」）
 - ・ 敷地内の屋外にペットハウス（テントなど）を設け、飼育する。
 - ・ ペットの飼育は、飼い主に全責任をもって行わせる。
 - ・ 避難所閉鎖時にペットハウス等で使用した場所の消毒の手配

（６）ボランティア班の仕事

- ・ ボランティア受付簿を作成する。（⇒様式編 様式10「避難所ボランティア受付簿」）
- ・ ボランティアセンターの登録を確認する。
- ・ ボランティアの役割分担を決める。
- ・ ボランティアに名札や腕章を着用させる。

（７）要配慮者班の仕事

- ① 要配慮者用の相談窓口を設置
 - ・ 要配慮者からの相談に対応する相談窓口を設置する。
 - ・ 女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性も配置するなど配慮する。
 - ・ 外国人に対しては、通訳ボランティア等の協力を仰ぐ。
- ② 要配慮者等の避難状況を把握
 - 市がまとめた避難行動要支援者名簿と避難者名簿とを照合し、確認できない避難行動要

支援者がいる場合は、自治会長や自主防災組織の代表者、民生・児童委員と連携して所在を確認する。

③ 要配慮者等の状況・ニーズを把握

要配慮者は、支援を要する内容が一人ひとり異なることから、それぞれの状況やニーズを把握する。

避難所で対応できないニーズについては、必要な支援を市災害対策本部へ報告し対応を要請する。

④ 福祉避難所等への移送

市が福祉避難所を設置した場合は、要配慮者の状態などに応じて優先順位をつけ、受入を要請する。また、状態により病院への緊急入院の必要についても検討する。

第4 避難所の閉鎖

（１）避難所の閉鎖に向けて

地域にライフラインの復旧がもたらされた段階は、避難所の閉鎖を判断する目安となります。

また、各施設の本来の機能回復も求められるため、避難所の今後の利用見通しや閉鎖時期等について、市は避難所運営本部の関係者と、閉鎖に向けて調整します。

調整の結果、避難者が自立した生活を取り戻すことができると判断した場合は、内外に避難所の閉鎖予定日等を予告・周知した上で、避難所を閉鎖します。

（２）退所者と避難所の縮小・統廃合について

- ・退所者については、避難者カードに記録します。
- ・避難所を縮小・統廃合する場合には、避難所と使用している各施設の機能回復について考慮します。
- ・市と避難所運営本部は、避難所を縮小や統廃合により避難者の居住場所の移動が発生する場合には、避難者への理解と了承が得られるよう十分な説明を行います。

（３）避難所の閉鎖・避難所運営本部の解散

- ・避難所の撤収は、原則、避難所運営本部で行います。人手が不足するときには、市災害対策本部に職員の派遣を要請します。
- ・ゴミについては、分別して回収しやすいようにまとめておきます。
- ・避難所担当職員は、避難者情報など避難所の運営・管理に使用した情報や書類を集約し、市災害対策本部に提出します。
- ・避難所運営本部は、避難所の閉鎖に伴い解散します。

第5 避難生活での配慮

（１）プライバシーの配慮

- ・個人情報の取扱いについては、十分注意する。
- ・間仕切りを設置し、個人や世帯のプライバシーを保護する。
- ・プライバシーに関することは、直接本人に伝える。
- ・DV等の配慮が必要な避難者については、避難者名簿等の情報管理に留意する。

（２）要配慮者への配慮

- ・要介護者、傷病者、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児といった生活に特別な配慮を必要とする避難者には、一人ひとりの心身の状況に応じた生活ができるように配慮する。
- ・移動の不自由な高齢者や障がい者には、音声による情報提供を行う。
- ・視覚障がい者には、点字や音声等による情報提供を行う。
- ・聴覚障がい者には、文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報提供を行う。
- ・固形食の摂取が困難な高齢者や障がい者の食料に配慮する。
- ・高齢者や障がい者用に専用の洋式トイレを用意する。
- ・要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカード（ヘルプカード等）の作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

（３）女性・子供への配慮

- ・専用のトイレ、着替え・授乳場所、就寝スペース、キッズスペース等を確保する。
- ・女性用トイレには、生理用品や衛生用品を常備するよう努める。
- ・女性専用の相談窓口を設置する。

（４）外国人への配慮

- ・外国人には、使用する言語や生活習慣等に配慮する。
- ・外国語（ローマ字表示等）による周知にも努める。
- ・掲示板への記載及び案内表示については、イラストやピクトグラム（絵文字）、ふりがなや外国語表記（ローマ字表示等）のものを用意する。
- ・相談窓口には、翻訳機や通訳の方を配置するよう努める。

（５）性の多様性への配慮

- ・可能な限り性別に関わらず利用できるエリア（トイレ、更衣室など）を設け、その旨表示を行うよう努める。

例：性別区分のないトイレについて、「誰でもトイレ」や「どなたでもご自由にお使いください」などと表示する

※なお、性別に関わらず利用できるエリアの利用については、必ずしも全ての当事者が希望するものではないことに留意する。

- ・当事者のニーズに応じ個別対応が可能な検討する。
- ・性別に関わらず利用できるエリアを設けている場合は、その旨をホームページ等による周知、案内板等による表示を行う。

（６）避難所外避難者（自宅、自家用車、地域の集会所等への避難者）への配慮

ア 避難所外避難者への情報発信

避難所外避難者が受けることのできる支援等についても、避難所内の掲示板への記載、相談窓口の設置、防災行政無線・市のホームページ・防災アプリ・メール配信サービス・SNS等の活用や、自治会、民生委員やボランティア等との連携等により広く情報が行き届くよう避難所外避難者を図ること。

＜発信すべき情報の例＞

- ・食料及び物資の提供場所、時刻
- ・被災者生活再建支援法など生活に関する支援内容と相談窓口
- ・仮設住宅など住まいに関する支援内容と相談窓口
- ・災害廃棄物の処分方法
- ・車中泊避難については、エコノミークラス症候群や熱中症等に関する注意喚起（軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等）
- ・医療提供体制 等

イ 食料及び物資の提供

避難所外避難者にも避難所避難者と同等の食料及び物資の提供を行うことを原則とし、最寄りの避難所で提供する。

ただし、要配慮者など避難所に食料及び物資を受け取りに来ることが困難な者には、自治会、民生委員、ケアマネージャーやボランティア等との連携等により必要な食料及び物資の配布を検討する。

なお、地域の実情に応じて、車中泊避難者に円滑に食料及び弾性ストッキング等の物資を提供するための拠点場所（避難所でも可）を設置することも有効である。

ウ 避難所外避難者のニーズの把握

自治会、民生委員、ケアマネージャーやボランティア等との連携による聞き取り調査や、市のホームページや防災アプリ、メール配信サービス、SNS等の活用等により、要配慮者など避難所やボランティアセンター等に行くことが困難な避難所外避難者のニーズの把握に努める。

資料編

1 指定避難所一覧（開錠者、AED 設置の有無 有の場合○、備蓄保管場所の有無 有の場合○）

No.	施設名	所在地	電話番号	収容人員		収容地域	開錠者	AED	備蓄保管場所
				地震	洪水				
1	羽生北小学校	北2-1-1	561-0058	645 人	88 人	羽生		○	○
2	羽生南小学校	南6-5-1	562-1901	494 人	104 人	羽生		○	○
3	西中学校	羽生120	561-0161	816 人	280 人	羽生		○	○
4	中央地域活動センター	中央2-8-10	562-1558	148 人	85 人	羽生		○	○
5	羽生市体育館	東9-1-1	563-0150	1,025 人	—	羽生		○	○
6	市民プラザ	中央3-7-5	560-3111	889 人	372 人	羽生		○	○
7	ワークヒルズ羽生	下羽生1014-1	563-5111	213 人	35 人	羽生・須影		○	○
8	水質浄化センター	大沼2-63	565-1551	30 人	30 人	手子林・井泉		○	○
9	羽生実業高等学校	羽生323	561-0341	1,097 人	328 人	羽生・川俣		○	市役所・ 消防本部 等に一括 保管
10	羽生高等学校	加羽ヶ崎303	561-0718	567 人	149 人	羽生・須影		○	
11	羽生第一高等学校	下岩瀬153	561-6511	962 人	308 人	羽生・岩瀬		○	
12	羽生ふじ高等学園	下羽生320-1	560-2020	675 人	94 人	羽生・須影		○	
13	誠和福祉高等学校	神戸706	561-6651	815 人	815 人	手子林・須影・ 南羽生		○	
14	新郷第一小学校	上新郷5716	561-0409	369 人	109 人	新郷		○	○
15	新郷第二小学校	下新郷1099	561-0778	229 人	87 人	新郷・須影		○	○
16	新郷地域活動センター ※	上新郷5630-4	561-1013	40 人	—	新郷		○	○
17	須影小学校	須影672	561-0666	399 人	89 人	須影・南羽生		○	○
18	須影地域活動センター	須影714	561-0667	41 人	30 人	須影・南羽生		○	○
19	南中学校	中岩瀬226	563-0253	686 人	245 人	岩瀬・須影・ 羽生・南羽生		○	○
20	岩瀬小学校	上岩瀬1756	561-0803	374 人	91 人	岩瀬		○	○
21	岩瀬地域活動センター	上岩瀬2367	561-5070	40 人	19 人	岩瀬		○	○
22	川俣小学校	本川俣629	561-1006	317 人	—	川俣		○	○
23	川俣地域活動センター	本川俣630	562-0321	57 人	—	川俣		○	○
24	羽生東小学校	藤井上組270	565-2320	421 人	255 人	井泉		○	○
25	井泉地域活動センター	藤井上組275	565-1009	42 人	4 人	井泉		○	○
26	東中学校	今泉1448	565-3741	657 人	187 人	井泉・手子林・ 三田ヶ谷		○	○
27	手子林小学校	下手子林555	565-1069	429 人	194 人	手子林		○	○
28	手子林地域活動センター	下手子林805	565-2668	42 人	4 人	手子林		○	○
29	旧三田ヶ谷小学校	弥勒87	—	289 人	68 人	三田ヶ谷		—	○

No.	施設名	所在地	電話番号	収容人員		収容地域	開設者	AED	備蓄保管場所
				地震	洪水				
30	三田ヶ谷地域活動センター	弥勒634-1	565-0040	58人	19人	三田ヶ谷		○	○
31	旧村君小学校	堤107	-	235人	-	村君		-	○
32	村君地域活動センター	下村君2227	565-3538	40人	-	村君		○	○
計 32カ所				13,141人	4,089人				

令和7年11月1日現在

※ 収容可能人員は、収容可能有効面積÷4㎡（避難者占有面積×2）である。なお、収容可能有効面積は、建築基準法上の面積ではなく、階段や柱、固定された棚など居住スペースとして利用できない面積を差し引いた面積であり、各施設管理者により調査して把握したもので、避難者動線確保スペースを含む面積である。避難者占有面積は就寝可能な面積（2㎡）とした。

※ 収容人員（洪水時）は、想定最大規模降雨による浸水想定に基づき、各施設の使用可能な階の収容人員を記載した。水害の程度や降雨量等の状況に合わせて開設を判断する。収容人数が「-」となっている避難所は、家屋倒壊等はん濫想定区域内にある、または想定浸水深よりも居住スペース等の位置が低い使用不可。

※ 浸水被害が想定されないその他の災害時の収容人員は地震欄を参照する。

2 指定緊急避難場所一覧

No.	名称	所在地	面積 (ha)
1	羽生中央公園	東9丁目地内・藤井上組地内	10.69
2	羽生西公園	小須賀110	2.53
3	栄町公園	西2-12	0.27
4	小松道上公園	西3-16	0.41
5	大和町公園	北3-7	0.45
6	羽生平和公園	東6-2	0.43
7	旭町公園	南5-13	0.50
8	小松道下公園	南2-27	0.15
9	元町公園	南2-12	0.23
10	上新郷公園	上新郷1822・1823-1	0.23
11	大道公園	西5-8	0.18
12	新田公園	西5-17	0.46
13	新田前公園	西4-8	0.48
14	宮田1号公園	南7-15-1	0.49
15	宮田2号公園	南7-20-1	0.22
16	宮田3号公園	南8-5-1	0.17
17	前谷公園	南6-4-1	0.29
18	城沼公園	東7-8-5	0.29
19	稲子前公園	東3-45	0.18
20	栃木東公園	東3-19	0.19
21	栃木西公園	東3-13	0.47
22	大天白公園	北2-9	0.89
23	羽生水郷公園	三田ヶ谷地内	53.60
24	羽生スカイスポーツ公園	常木1175	15.27
25	大沼公園	大沼2-75	1.82

No.	名称	所在地	面積 (ha)
26	相生町緑地公園	中央 1-1537-3	0.02
27	小松公園	小松 280	0.25
28	小松東公園	小松台 2-705-9	0.96
29	小松南公園	小松台 1-603-39	0.82
30	小松北公園	小松台 1-516-9	0.42
31	葛西親水公園	本川俣 1013-1	0.25
32	風の公園	南羽生 4-12-3	0.30
33	山の公園	南羽生 2-31-13	0.34
34	空の公園	南羽生 1-20-1	0.82
35	光の公園	南羽生 3-18	0.31
36	上新郷阿並公園	上新郷 5988-1	0.14
37	太陽の公園	南羽生 2-24-1	0.15
38	上川崎公園	川崎 2-267-1	0.40
39	下川崎公園	川崎 2-281-30	1.17
40	岩瀬第8公園	中岩瀬220 (岩瀬土地区画整理事業129街区)	0.24
41	本川俣公園	本川俣 540-2	0.45
42	上岩瀬産業団地公園	上岩瀬 737-3	0.22
43	羽生北小学校	北 2-1-1	0.91
44	羽生南小学校	南 6-5-1	1.46
45	西中学校	羽生 120	1.71
46	羽生実業高等学校	羽生 323	2.19
47	羽生高等学校	加羽ヶ崎 303	2.14
48	羽生第一高等学校	下岩瀬 153	2.73
49	羽生ふじ高等学園	下羽生 320-1	0.47
50	誠和福祉高等学校	神戸 706	1.97
51	新郷第一小学校	上新郷 5716	0.91
52	新郷第二小学校	下新郷 1099	0.93
53	須影小学校	須影 672	0.96
54	南中学校	中岩瀬 226	1.55
55	岩瀬小学校	上岩瀬 1756	1.42
56	川俣小学校	本川俣 629	1.21
57	羽生東小学校	藤井上組 270	1.02
58	東中学校	今泉 1448	1.66
59	手子林小学校	下手子林 555	1.01
60	旧三田ヶ谷小学校	弥勒 87	0.97
61	旧村君小学校	堤 107	0.66

令和7年11月1日現在

※収容人数は、面積÷2㎡で計算している。

※指定避難所となっている学校も指定緊急避難場所として位置付けており、面積は屋外運動場部分の面積を記載している。

※No.1 (羽生中央公園)、23 (羽生水郷公園)、24 (羽生スカイスポーツ公園) は広域避難場所としても位置付けられている。

※水害の程度や降雨量等の状況により浸水するおそれがある。

3 避難者への呼びかけ文例

① 開設準備中の呼びかけ文例

- ただいま避難所の開設準備を進めております。施設の安全が確認され次第、みなさんを施設内に案内しますので、しばらく校庭で待機してください。
- 現在わかっている情報は、市内で震度__の揺れが観測されたということだけです。
- 市内の被害状況はまだはっきりとはわかっていません。
- 市では、災害対策本部が設置され、関係機関と共に対策が進められていますので、落ち着いて行動してください。
- 皆さんの中で避難所の開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、__のところまでお越しください。
- 負傷された方、体調がすぐれない方がいらっしゃいましたら、__のところまでお越しください。 以上です。

② 受付時の呼びかけ文例

- ただいま、施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。
- 避難者カードをもらってから入室してください。
- 避難者カードは、早急に記入し、提出してください。
- 避難所における居住場所は、自治会を中心に集まってもらいます。
- 居住場所の確保は、早い者勝ちではありません。最初に座った位置が、最終的な居住位置ではありません。施設内に入った後も、必要に応じ、随時、居住位置を変更させていただきます。全員の皆様のご理解ご協力をお願いします。
- お年寄りや障がいのある方、乳幼児等を優先しますが、必ず皆さんに安全に避難させていただきます。
- まず、身体に障がいがある世帯、介護が必要な方の世帯、負傷した方がいる世帯から受付に来てください。次に、乳幼児がいる世帯の方が受付してください。
- その後最初に、__自治会の世帯の皆様から受付に来てください。（以下、自治会・班の順に誘導・案内する）

4 避難所施設安全確認チェックリスト

避難所名	
点検実施日時	月 日 時 分
点検実施者名	

点検項目		判断結果
建物 周囲 や 建物 全体	1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性はないか。	A：危険性はない B：傾いている感じがする C：倒れ込みそうである
	2 建物周辺に地すべり、地割れ、噴砂・液状化などの問題は生じていないか。	A：問題はない B：わずかだが生じている C：ひどく生じている
	3 建物が沈下したか、または、建物周囲の地面が沈下するという問題は生じていないか。	A：問題はない B：わずかだが生じている C：ひどく生じている
	4 建物は傾斜していないか。	A：傾斜していない B：傾斜しているような感じがする C：明らかに傾斜している
	5 外部の柱や壁にひび割れはないか。	A：ひび割れはない、または、髪の毛程度のひび割れがある B：比較的大きなひび割れがある C：大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
	6 外壁タイルやモルタルなどが落下していないか。	A：落下していない B：落下しかけている、または、落下している
建物 内部	7 床が壊れていないか。	A：壊れていない B：少し傾いている、下がっている C：大きく傾斜している、下がっている
	8 内部のコンクリートの柱や壁にひび割れはないか。	A：ひび割れはない、または、髪の毛程度のひび割れがある B：比較的大きなひび割れがある C：大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
	9 窓ガラスや窓枠は落下していないか。	A：落下していない B：落下しかけている C：落下している
	10 建具やドアは壊れていないか。	A：壊れていない B：建具・ドアが動かない C：建具・ドアが壊れている
	11 天井や照明器具は落下していないか。	A：落下していない B：落下しかけている C：落下している
12 その他、目についた被害を記入してください。 (例：塀が傾いている。水漏れがある。家具が倒れているなど。)		

＜判断結果の集計＞

A	B	C

＜判断結果の判断基準＞

判定	集計結果	対応
○	Aのみの場合	危険箇所に注意し、施設を使用します。
△	Bが一つでもある場合	「要注意」です。施設内へは立ち入らず、市へ連絡。 市は、被災建築物応急危険度判定士による判定を行い、判定結果に基づき、応急的な補強を行うなど必要な措置を講じます。
×	Cが一つでもある場合	「危険」です。施設内へは立ち入らず、市へ連絡。 避難者は、他の避難所に移動するなど、必要な対応をとってください。

＜留意事項＞

- (1) 2人以上で目視により点検してください。
- (2) 点検項目の1～6までは建物外部の状況です。点検実施者の安全を第一とし、一つでもBまたはCと判断された場合は建物に入る必要はありません。点検項目の7～11の建物内部の状況の点検も不要です。
- (3) 危険と認められる場所には貼り紙などをして立入禁止としてください。
- (4) 余震等により損傷の程度が進行したと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を確認してください。
- (5) このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものです。避難所を開設した後であっても、市へ連絡してできるだけ早く被災建築物応急危険度判定士による判定を受けてください。

5 避難所生活の心得

避難所生活の心得（例示）

この避難所の生活ルールは次のとおりです。ルールを守って皆さんで助け合いましょう。

〔避難者名簿〕

- ・避難者は、世帯単位で避難者カードに記入してください。
- ・避難所を退所するときは、情報班に転出先等を連絡してください。

〔生活時間〕

- ・起床時間： 6：30
- ・消灯時間： 21：30
- ・食事時間： 朝食8：00 昼食12：00 夕食18：00

〔食料・物資〕

- ・原則として全員に提供できるまでは、配布しません。不足する場合は、避難所運営本部で配布基準を決定します。
- ・配布は、居住グループ単位で行います。
- ・ミルク・おむつなどは、必要な方に配布します。
- ・在宅の被災者にも配布します。

〔生活空間の利用方法〕

- ・居住空間は、世帯単位で区切って使用し、世帯のスペースとして使用します。
- ・居住空間は、土足厳禁とし、脱いだ靴は各自が保管します。
- ・共有空間は、使用する用途によって屋内外に確保します。
- ・来訪者の面会は、共有空間や屋外とします。
- ・職員室・事務室、保健室、調理室など個人情報や危険物がある部屋は、使用を禁止します。
- ・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示には必ず従ってください。
- ・避難所では、利用する部屋を移動していただくことがあります。
- ・犬、猫などの動物類を居室に入れることは禁止です。指定の飼育場所に移動してください。

〔プライバシーの確保〕

- ・世帯の居住空間は、その世帯の占有する場所と考え、みだりに立ち入らないようにします。
- ・居住空間でのテレビやラジオは周囲の迷惑になる可能性があるため、使用する場合は、イヤホンを使用します。

〔清掃〕

- ・世帯の居住空間は、各世帯で清掃を行います。
- ・共通の通路などは、居住グループ内で話し合い、協力して清掃します。

- 避難者全員で使用する共用部分については、全員が協力して清掃します。
- トイレは、毎日、9時と15時の2回、避難者が交替で清掃します。

[洗濯]

- 洗濯は世帯や個人で行います。
- 洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、独占せず公平に使用します。

[ゴミ処理]

- 世帯ごとに発生したゴミは、それぞれの世帯の責任で、共有のごみ置き場に捨てます。
- 共同作業で発生したゴミは、その作業を担当した人が責任をもって捨てます。
- ゴミは、必ず分別して捨てます。

[火災防止]

- 屋内での喫煙は、厳禁とします。
- 喫煙は、定められたスペースでのみ可能とします。
- 屋内でストーブなどを使用する場合は、使用箇所と時間などを定め、責任者を決めて火元管理を行います。
- たき火等裸火の使用は、禁止します。

[携帯電話の使用]

- 居住空間での携帯電話の通話は、禁止します。
- 通話は、屋外や定められたスペースのみで可能とします。
- 居住空間ではマナーモードに設定し、他者への迷惑にならないようにします。

[避難所運営組織]

- この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者、自主防災組織等の地域団体関係者、避難所担当者（市職員）、施設職員（指定管理施設含む）などからなる避難所運営本部を組織します。
- 避難所運営本部会議を、毎日、10時と16時に開催します。
- 避難所運営本部に、総務班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、ボランティア班、要配慮者班の活動班を設置します。

[避難所閉鎖]

- 避難所は、電気、水道などのライフラインが復旧し、仮設住宅等が整備された段階で閉鎖されます。（状況により、規模の縮小や統合もあります。）

★その他、新しい生活ルールが必要となった場合や、ルールの変更が必要となった場合は、適宜、運営本部会議で検討を行います。

様式編

情報班

1 避難者カード（様式1）

避難者カード

※同居家族全員の情報をご記入ください。

避難所名		受付者	
自宅住所		電話番号	
自宅の状況	全壊・半壊・一部損壊・被害なし	自治会名	
避難日時		退所日時	
退所後住所		退所後電話	
緊急連絡先	①氏名 電話	②氏名 電話	

氏名（年齢）	性別	避難の状況	健康等	備考
ふりがな 世帯主 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している （場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	
ふりがな 世帯主 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している （場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	
ふりがな 世帯主 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している （場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	
ふりがな 世帯主 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している （場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	

避難物資の受取方法 （避難所外避難の 場合記入）	・避難所で受け取ることができる ・自宅での受け取りを希望する（理由： ） ・駐車場所での受け取りを希望する（理由： ） ・その他（ ）
--------------------------------	--

① このカードは、親族、友人、知人などからの安否確認の問い合わせや避難者名簿の作成に使用します。
ただし、プライバシー保護の観点からご本人が閲覧を認めている場合に限りです。

② このカードの閲覧希望の可否を下記に記入してください。（どちらかに○印）

1 閲覧してもよい	2 閲覧してほしくない
-----------	-------------

③ なお、市役所（市災害対策本部）へは閲覧の可否にかかわらず災害応急対策上必要となるため、情報を提供します。

④ 備考欄には、持病、障がい、服用薬、担当ケアマネ名や緊急を要する場合の病院・施設への搬送希望などを記入してください。

健康管理チェックシート（廃止）

埼玉県が令和6年4月1日（月）に新型コロナウイルス感染症に対応したガイドラインを廃止したため、本様式も廃止。

避難所開設状況報告書（第1報）～開設後すぐ

※ 避難所を開設したら、市災害対策本部（〇〇〇－〇〇〇〇）までファックスしてください。
ファックスが使えない場合には、下記通信欄の内容を（〇〇〇－△△△△）まで電話で連絡してください。

※ 第1報です。わかる範囲で報告してかまいませんから、速やかに報告してください。

避難所名	
開設日時	月 日 時 分
避難理由	緊急安全確保・避難指示・ 高齢者等避難・ 自主避難

市災害対策本部受信者

報告日時	月 日 時 分	報告者名	
避難所 連絡手段	FAX — — ・ 電話番号 — — その他 _____		
避難 所 の 状 況 等	避難者数・避難世帯数	人（男性 人・女性 人）	
		世帯	
	避難所の応急危険度判定	未実施・安全・要注意・危険	
	ライフラインの状況	断水・停電・ガス停・電話不通・携帯電話不通	

緊急を要する事項（負傷者等の状況を中心に具体的に箇条書きで記入してください）

参集した避難所担当職員（市職員）

参集した施設職員（指定管理施設含む）

3 取材者用受付用紙（様式3）

情報班

取 材 者 用 受 付 用 紙

〈お帰りの際にも必ず受付へお立ち寄りください〉

受付日時		退所日時	
年 月 日 時 分		年 月 日 時 分	
取材班の代表者	氏名		
	所属		
	連絡先（住所・TEL）		
同行者	氏 名	所 属	
取材目的	※放送、記事発表などの予定：		
避難所側付添者		〈名刺添付場所〉	
氏名			
特記事項			

取材をされる方へ

当避難所内にて取材を行う場合には以下の点に留意くださるようお願いいたします。

◆避難所内では身分を明らかにしてください。

・避難所内では、胸などの見えやすい位置に必ず「取材者証」を携帯してください。

◆避難者のプライバシーの保護にご協力ください。

・避難所内の見学の際には、係員の指示に従ってください。

・見学できる部分は、避難所の共有空間のみです。居住空間や避難所の施設として使用していない部分については立入禁止とします。

・避難所内の撮影や避難者へインタビューする場合には必ず、係員の許可をとってください。勝手に避難者へ話かけたり、カメラを向けたりすることはくれぐれも慎んでください。

◆取材に関する問い合わせは、避難所運営本部総務班へお願いします。

・取材が終わった旨、受付へ届け出をしてください。

本日の取材内容に関する放送や記事発表の予定に変更が生じた場合には下記連絡先まで連絡をお願いします。

また、本日の取材に関する不明な点などにつきましても同様に下記連絡先へお問い合わせください。

〇〇小学校避難所

〒348-△△△△ 羽生市〇〇町△丁目△-△

電話 — — FAX — —

4 外泊届用紙（様式4）

情報班

外 泊 届 用 紙

(ふりがな)		居住グループ
氏 名		班
外 泊 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日（計 日間）	
同 行 者		
緊急の場合の連絡先（希望者のみ）		

5 食料・物資受入簿（様式5）

食料・物資班

食料・物資受入簿

避難所名（ ）

月 日	受入時刻	品 名	数量(単位)	送 付 元	受入担当者
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				
/	:				

食料・物資班

避難所名 ()

資-120

7 食料・物資依頼書（様式7）

食料・物資班

食 料 ・ 物 資 依 頼 書

作成日時 月 日 午前・午後 時 分

作成者（ ）

避難所名		担当者名		担当者連絡先
優先 順位	品目	仕様(サイズなど)	数量	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

8 ペット飼育者名簿（様式8）

保健衛生班

ペット飼育者名簿

	飼育者 (住所・氏名)	動物の種類	ペットの名前	性別	体格	毛色	その他 (退所日等)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① ペットは、必ず、指定された場所で、つないで飼うか、檻の中で飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットの苦情や危害の防止に努めてください。
- ④ 必ず、屋外の指定された場所で排便させ、後始末を行ってください。
- ⑤ 餌は時間を決めて与え、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧ 飼育が困難な場合は、一時預かり可能なペットホテルや犬猫病院などに相談するか、保健・衛生班を通じ、市役所に相談してください。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、保健・衛生班を通じ、避難所運営本部まで届け出てください。

10 避難所ボランティア受付簿（様式10）

ボランティア班

避難所ボランティア受付簿

避難所名		受付年月日	年 月 日 時 分
------	--	-------	-----------

NO	氏名	住所	電話番号	性別	活動内容	活動終了時刻
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

1 1 避難所記録用紙（様式 1 1）

総務班

避難所記録用紙

月 日 ()					天 気		
居住 グループ	就寝者数	食事数			前日未入所者数		
		朝	昼	晩	新規入所者数		
1 班					退所者数		
2 班					本日未入所者数		
3 班					献 立	朝	
4 班							
5 班							
6 班						昼	
7 班							
8 班							
9 班						晩	
10 班							
合計							
避難所運営本部会議（連絡事項）		避難所での主な出来事					
		避難者からの意見・要望					
（検討事項）		市災害対策本部からの伝達事項					
		市災害対策本部への要望					

避難所の運営に関する指針

(新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン)

令和2年6月

令和6年4月1日に埼玉県において、本ガイドラインを廃止したため、本市においても廃止

(資-127～136)

資料6 羽生市受援計画

第1章 総則

第1節 計画の目的と位置づけ

1 計画の目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、外部からの応援を迅速かつ的確に受け入れて対応することが必要不可欠である。そのため、本市における応援職員や必要な物資等を迅速かつ的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにした「羽生市受援計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2 計画の位置づけ

羽生市地域防災計画や、内閣府が作成した市町村のための人的応援受入れに関する受援計画作成の手引き、埼玉県が作成した市町村受援計画作成の手引、他県で作成した市町村受援計画作成モデル等に基づき策定し、本計画は羽生市地域防災計画の下位計画として位置づけるとともに、羽生市業務継続計画を補完するものとする。

第2節 受援体制整備の必要性

災害時、被災市では、短期間に膨大な災害対応業務が発生し多くの人的資源や物的資源が必要となるが、行政機能が低下している被災市では、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制（以下「受援体制」という。）を整備することが不可欠となる。

被災市では、国や他の地方公共団体、民間企業、ボランティアなど応援団体が多種多様に渡るため、全体像が把握しきれず混乱が生じる場合もあり、また、応援職員等の力を十分に活かすことができなかった事例が見られ、早急な受援体制の整備が求められている。

第3節 応援を受入れる上での心構えやポイント

災害時の短期応援における要請や受入れに係る心構えやポイントは次のとおりである。

○ 躊躇ない応援要請

近年の災害時における応援職員等の派遣申請の実態としては、被害状況が見通せず要請する業務内容とその必要人員数や必要物資数が定まらないために積極的に要請を行わないあるいは要請に遅れが生じるといった事例がみられる。災害対応に必要な職員や物資等を早期に確保することを重視し、空振りを恐れることなく「躊躇ない応援の要請」を行うことが重要である。

○ 災害マネジメントの重要性

災害対応業務には、将来を見通した予測・計画、業務の実施体制の整備、指揮命令系統の確立、調整の実施、業務の統制・管理などのマネジメント業務が不可欠であるが、災害対応の経験や知見が無い職員のみでこれらを行うことは困難である。災害対応ノウハウのある都道府県職員や総括支援チームの派遣をいち早く要請し、助言・指導を受けながら対応することが重要である。

○ 応援職員等の受入れと管理・配置調整

応援職員等が行う業務を明確化しておき、応援職員等が到着後速やかに各業務に配置できるようにする。

また、時間の経過や災害状況の変化などに伴い、適宜配置の調整を行っていくことが重要である。

○ 業務を任せきりにしない（自らの判断による災害対応の実施）

受援対象業務は応援職員等の意見・助言を尊重しつつ取り組むが、応援終了後は被災市職員が主体となって取り組まなければならないため、応援職員等に業務を任せきりにしないことが重要である。

業務の意思決定者は原則、被災市である。応援職員等が撤収するまでに、業務の引継ぎによって知見の継承をしておくことが重要である。

○ 応援には終わりがあ

短期応援の職員等にいつまでも頼ることなく、被災地の行政職員や事業者等で対応できるよう体制を整えていく努力も求められる。応援期間の終了時期を見据えて業務の見通しを立てていくことが重要である。

第2章 人的応援の受入れ

第1節 応援の種類

災害時における人的支援については、国、地方公共団体、民間企業、ボランティアなど各種団体等から、様々な制度・枠組みに基づいて行われる。

1 国等による支援

国の職員等により、各省庁の所管事務に応じたリエゾン派遣のほか、下表のとおりあらかじめ定められたルール等に基づく支援がある。

応援部隊と活動内容

No	名 称	活動内容	関係機関
1	自衛隊（災害派遣部隊）	・ 行方不明者の捜索及び負傷者の救助 ・ 人員や物資の輸送 ・ 給水	防衛省
2	警察災害派遣隊	・ 検視、死体見分及び身元確認の支援 ・ 緊急交通路の確保	警察庁
3	緊急消防援助隊	・ 大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 ・ 高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動	消防庁
4	緊急災害対策派遣隊 （TEC-FORCE）	・ 被災状況の迅速な把握 ・ 被害の発生及び拡大の防止 ・ 被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援 ・ 気象解説による市の防災対応を支援 （気象庁防災対応支援チーム（JETT））	国土交通省

5	全国被災建築物応急危険度判定協議会	・被災建築物の応急危険度判定	国土交通省
6	被災宅地危険度判定連絡協議会	・被災宅地の危険度判定 ・擁壁等の宅地の危険度判定	国土交通省
7	災害派遣医療チーム (DMAT)	・急性期（概ね4～8時間以内）から医療活動を実施 ・病院の医療行為を支援 ・被災地の外に搬送する広域医療搬送	厚生労働省
8	災害派遣精神医療チーム (DPAT)	・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント ・既存の精神医療システムの支援 ・被災地での精神保健活動への専門的支援 ・被災した医療機関への専門的支援	厚生労働省
9	災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)	・一次仮設置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援 ・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援	環境省

2 地方公共団体等による支援

地方公共団体による支援については、埼玉県内、友好都市間、地域ブロック内、全国知事会等において事前に締結している災害時相互応援協定等（下表）に基づく支援のほか、応急給水、被災水道施設や被災下水道施設の応急復旧に係る支援、保健所等による健康危機管理に関する支援等、あらかじめ定められたルール等に基づく支援がある。

また、民間企業等との応援協定に基づく支援【羽生市地域防災計画 資料編 資2-13 協定書一覧（2）～（8） 参照】については、自治体では手の届かないサービスや資機材等を有しており、発災時には民間企業等に対する応援要請が不可欠となる。本市は、民間事業者との間で様々な種類の協定を、下表のとおり締結しており、災害時の応急対策を円滑に遂行するため、市は協定書に基づき、協力要請をする。

なお、協力要請等は、第4節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ（P7～P9）を準用し行う。

相互応援に関する自治体間協定

No	相互応援協定名	協定締結先	協定内容
1	災害時相互応援協定	鴻巣市 福島県金山町	支援物資の提供等、車両等の提供、職員の派遣等、避難施設の提供、被災者の一時受入
2	災害時相互応援協定	行田市 加須市	支援物資の提供等、車両等の提供、職員の派遣等、避難施設の提供
3	大規模災害時の相互応援協定	春日部市、富士見市、群馬県藤岡市、群馬県富岡市、神奈川県藤沢市、静岡県藤枝市、愛知県江南市、愛知県津島市	支援物資の提供等、職員の派遣等

4	大規模災害時の相互応援協定	山梨県富士河口湖町	支援物資の提供等、ホームページの代理掲載、その他災害時の情報発信協力、職員の派遣等、避難施設の提供
5	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	茨城県水戸市	原子力災害時の水戸市民の県外広域避難の受入。当市被災時の水戸市からの支援
6	災害時における利根川両岸3市3町相互応援に関する協定	行田市、加須市、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町	支援物資の提供等、車両等の提供、職員の派遣等、避難施設の提供、被災者の一時受入

3 その他協議会等による支援

過去に災害により被災した自治体への本市の職員派遣実績をもとに、本市が被災した際の協議会等からの支援については、下表のとおりとする。

その他協議会等による支援

No	応援業務	機 関
1	応急給水	日本水道協会
2	災害廃棄物受入れ支援	埼玉県清掃行政研究協議会

第2節 受援体制の整備

本市における各受援担当者及び埼玉県の連絡窓口、国等の応援部隊の要請方法等については、それぞれ下表のとおりとする。

羽生市の各受援担当者

分類	(班名) 業務名	区分	担当部署・役職	連絡先(内線)
受援担当者 庁内全体の	(渉外情報班) 総合受援窓口	責任者	企画課 課長	381
		受援担当者	企画課 企画政策係 係長	382
			企画課 情報政策係 係長	384
各業務の受援担当者	(統括班) 災害マネジメント	責任者	地域振興課 課長	221
		受援担当者	地域振興課 地域振興係 係長	224
			地域振興課 地域振興係	223
	(教育総務班) 避難所運営	責任者	教育総務課 課長	302
		受援担当者	教育総務課 総務係 係長	304
			教育総務課 総務係	303
	(社会教育班) 避難所運営	責任者	生涯学習課 課長	311
		受援担当者	生涯学習課 生涯学習係 係長	314
			生涯学習課 生涯学習係	313

	(建築班) 応急危険度判定業務	責任者	まちづくり政策課 課長	260
		受援 担当者	まちづくり政策課 建築係 係長	262
			まちづくり政策課 建築係	261
	(建築班) 被災宅地危険度判定業務	責任者	まちづくり政策課 課長	260
		受援 担当者	まちづくり政策課 開発指導係 係長	263
			まちづくり政策課 開発指導係	264
	(物資調達班) 支援物資に係る業務	責任者	商工課 課長	556
		受援 担当者	商工課 商工振興係 係長	556
			商工課 商工振興係	556
	(衛生班) 災害廃棄物対策	責任者	環境課 課長	291
		受援 担当者	環境課 清掃係 係長	293
			環境課 清掃係	292
	(調査班) 被災家屋調査	責任者	税務課 課長	110
		受援 担当者	税務課 資産税係 係長	122
			税務課 資産税係	121
	(水道班) 応急給水業務	責任者	水道課 課長	553
		受援 担当者	水道課 工務係 係長	553
			水道課 工務係	553
	(福祉班) 要配慮者等への支援	責任者	社会福祉課 課長	151
		受援 担当者	社会福祉課 地域福祉係 係長	157
			社会福祉課 地域福祉係	179
	(総務班) 被派遣職員の人事	責任者	総務課 課長	230
		受援 担当者	総務課 職員係 係長	233
			総務課 職員係	324
	(社会福祉協議会) ボランティアセンターの運営	責任者	社会福祉協議会 事務局長	540
		受援 担当者	社会福祉協議会 企画総務係 係長	541
			社会福祉協議会 企画総務係	541

埼玉県の連絡窓口

分類	担当部署	連絡先
埼玉県	統括部 市町村班	048-830-8181
	行田支部 利根地域振興センター	048-555-1110

国等の応援部隊の要請方法一覧

No	名 称	関係機関	派遣要請先
1	自衛隊（災害派遣部隊）	防衛省	市から県へ派遣要請を依頼する。
2	警察災害派遣隊	警察庁	市から県及び羽生警察署へ派遣要請を依頼する。
3	緊急消防援助隊	消防庁	市から県へ派遣要請を依頼する。
4	緊急災害対策派遣隊 （TEC-FORCE）	国土交通省	市から県へ派遣要請を行う。
5	気象庁防災対応支援チーム （JETT）	国土交通省	市から熊谷地方気象台へ派遣要請を行う。
6	全国被災建築物応急危険度判定 協議会	国土交通省	市から県へ派遣要請を行う。
7	被災宅地危険度判定連絡協議会	国土交通省	市から県へ派遣要請を行う。
8	災害派遣医療チーム （DMAT）	厚生労働省	県が派遣要請を行うため、市から派遣要請は行わない。
9	災害派遣精神医療チーム （DPAT）	厚生労働省	県が派遣要請を行うため、市から派遣要請は行わない。
10	災害廃棄物処理支援ネットワー ク （D. Waste-Net）	環境省	市から県へ派遣要請を行う。

活動拠点の想定施設

国・県の活動拠点	・ 自衛隊	羽生中央公園・羽生市体育館 羽生市消防本部
	・ 緊急消防援助隊	羽生市消防本部
	・ 埼玉 SMART	羽生市消防本部
地方公共団体	・ 応援協定団体	羽生市産業文化ホール
公共的団体及びボランティア		羽生市民プラザ

第3節 受援担当者の役割

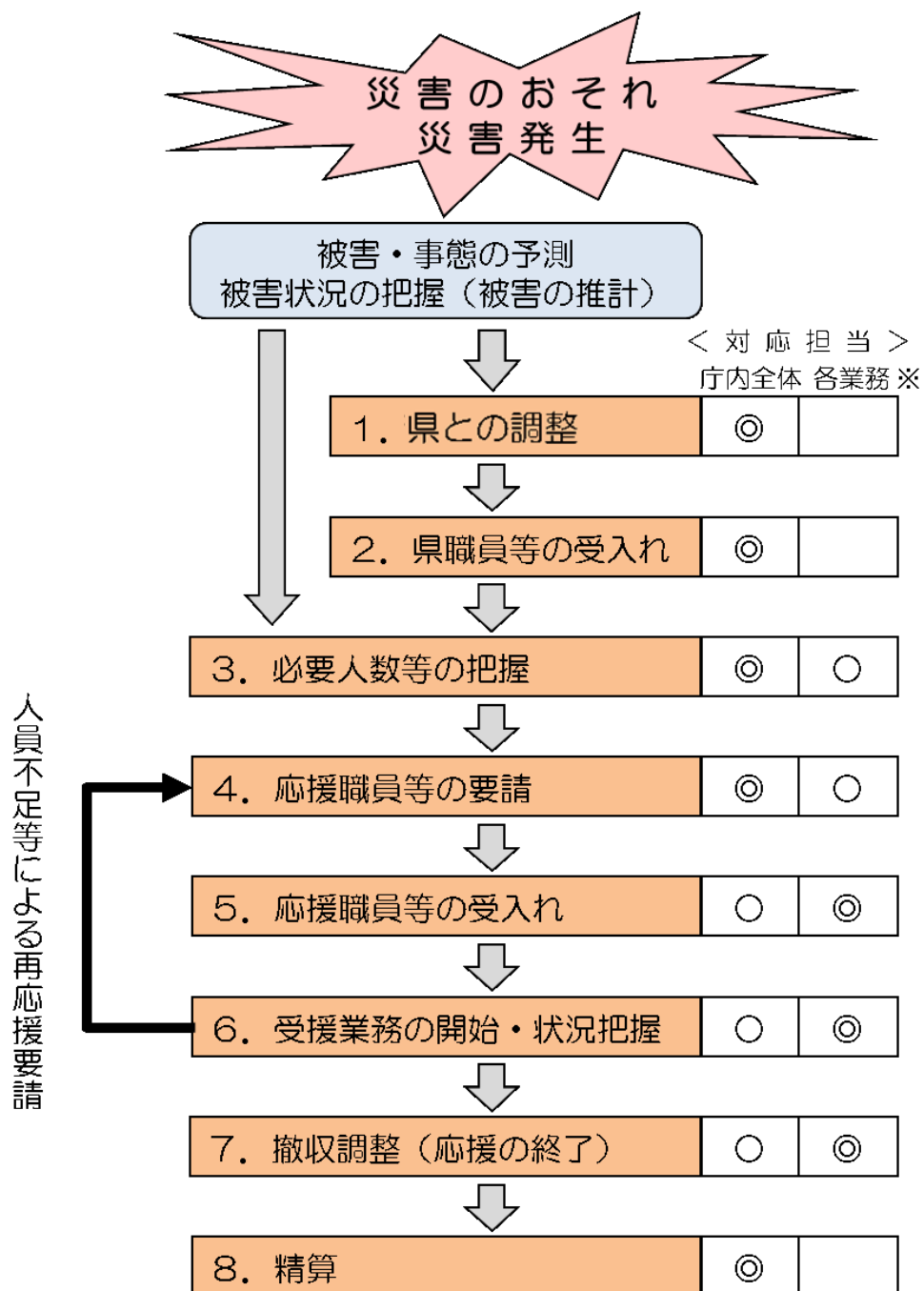
庁内全体の受援担当者及び各業務の受援担当者それぞれの主な役割は、下表のとおりとする。

各受援担当者の主な役割

	主な役割
庁内全体の 受援担当者 （渉外情報班）	・ 埼玉県や応援職員等派遣機関、相互応援協定に関する自治体等へ応援職員等の受入れの調整 ・ 各業務の受援担当者と応援職員等の受入れ調整 ・ 各業務の人的応援のとりまとめ ・ 受援に関する庁内全体の調整会議の運営
各業務の 受援担当者	・ 渉外情報班との応援職員等の受入れの調整 ・ 各業務における応援職員等の受入れ状況の把握及びサポート等

第4節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ

本市における、災害時の応援職員等の受入れの基本的な流れは、下記のとおりとする。また、各業務の主な内容を次ページ以降に示すものとする。



※ 庁内全体：庁内全体の受援担当者、各業務：各業務の受援担当者

1. 県との調整【庁内全体】

- 庁内全体の受援担当者は、災害発生のおそれ段階における被害・事態の予測や、災害発生時における被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、埼玉県（派遣されているリエゾンも含む）に対し、応援の必要性を伝え、必要となる応援の内容と応援規模等を相談する。
- 応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、都道府県と調整の上、それらに関して知見のある埼玉県職員や応急対策職員派遣制度による総括支援チームの派遣を要請する。

※県は、受援ニーズの把握や災害マネジメント支援のため、以下のとおり県職員等を派遣する。

①市町村情報連絡員（係）

市町村情報連絡員（係）は、震度6弱以上の地震が起きた場合等に、被災市町村に派遣され、被害状況や受援ニーズに関する情報収集を行う。

休日・夜間は、市町村庁舎の近隣に居住するあらかじめ指定された職員が市町村情報連絡員として派遣される。平日勤務時間内は県支部職員が市町村情報連絡係として派遣される。

②彩の国災害派遣チーム先遣隊

「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」に基づき派遣される「彩の国災害派遣チーム」の第一隊。
（彩の国災害派遣チームの詳細については第4章第1節「彩の国災害派遣チームの概要」を参照）
先遣隊は被災状況や受援ニーズの把握を行う。

③彩の国災害マネジメント支援員

災害マネジメント支援員は、被災市町村の要請に基づき派遣され、首長への助言や幹部職員との調整等を通じて、災害対応のノウハウの助言や推進体制の整備などの管理マネジメントに関する助言、関係機関との連絡調整などにより災害マネジメントを支援する。

候補者は、県地域振興センター地域防災幹や、市町村に役付きで派遣された経験を有する者など。

2. 県職員等の受入れ【庁内全体】

- 庁内全体の受援担当者は、県職員等の受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し、受入れ環境を準備する。

3. 必要人数等の把握【庁内全体（各業務）】

- 庁内全体の受援担当者は、必要に応じて県職員等の助言等を受けながら、各業務の受援担当者に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数（正確な値を求めることが困難な場合は、その時点で必要と考えられる大まかな人数）を整理するよう依頼する。
- 各業務の受援担当者は、庁内で動員できる職員等も考慮して必要な応援人数を見積もる。

4. 応援職員等の要請【庁内全体（各業務）】

- 庁内全体の受援担当者は、各業務の受援担当者に応援が必要な業務内容と人数等を確認する。
- 庁内全体の受援担当者は、応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ、市長の承認のもと、埼玉県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。なお、あらかじめ定められたルール等に基づき各業務の受援担当者が要請を行う場合には、庁内全体の受援担当者と情報共有する。

5. 応援職員等の受入れ【各業務（庁内全体）】

- 各業務の受援担当者は、応援職員等が円滑に活動できるよう執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。
- 各業務の受援担当者は、応援職員等を受け入れる際には庁内全体の受援担当者と情報共有する。
- 応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を説明（※）する。

※ 説明事項の例

①現在の状況 ②関係者のリストや連絡先 ③執務場所、休憩場所 ④必要な資源の確保方法
⑤働く期間・一日のスケジュール ⑥想定される危険や安全確保方法 ⑦業務の「内容」（何をするのか）、「目的」（なぜ、それをするのか）、「ゴール」（業務終了時、どのようになっているか）等

6. 受援業務の開始・状況把握【各業務（庁内全体）】

- 各業務の受援担当者は、応援職員等と業務を始めるにあたり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設けるなど状況認識の統一を図るよう努める。
- 各業務の受援担当者は、応援職員等と定期的に打合せを行い、市災害対策本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。
- 庁内全体の受援担当者は、応援職員等の代表者等が市の災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を依頼する。

7. 撤収調整（応援の終了）【各業務（庁内全体）】

- 各業務の受援担当者は、受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。応援の終了を決定する場合は、庁内全体の受援担当者と情報共有する。

8. 精算【庁内全体】

- 埼玉県や応援職員等派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う。

第5節 彩の国災害派遣チームの概要

被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」及び「埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱」に基づき、埼玉県及び県内市町村が人的相互応援を実施する。

応援の際には、県・市町村合同で「彩の国災害派遣チーム」が編成される。

※国や関係機関によりルールのある職種の派遣や、3か月程度以上の中・長期間の派遣は彩の国災害派遣チームの対象外とする。

項 目		職種、業務内容	災害派遣チーム
短期派遣	国や関係団体による ルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道・下水道施設要員、保健師、看護師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、農地・農業用施設復旧要員、土木技術職員など	原則、 対象としない
	その他の職種	災害対策本部事務局運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援など	<u>対象とする</u>
中・長期派遣		—	原則、 対象としない

彩の国災害派遣チームの役割分担は、下表のとおりとする。

No	隊 名	1隊人数	主な活動場所	業務内容
①	リーダー	1人	市町村庁舎	派遣チームの統括
②	サブリーダー	1人	市町村庁舎	リーダーの補佐、不在時の代理
③	現地受援隊 ※④から⑪のニーズが不明な段階は、「先遣隊」の名称とする。	4人	市町村庁舎	市町村災害対策本部がある庁舎で、受援市町村や県受援支部との連絡調整を行う。また、リーダーを補佐し各隊の統括や後方支援を行う。現地受援連絡所や現地受援本部を設置した場合は、その運営員となる。
④	災対本部支援隊	4人	市町村庁舎	市町村災害対策本部事務局や防災部局で、災害対策の助言や災害情報の収集、対応等の支援を行う。
⑤	避難所支援隊	4人	避難所	避難所や一時滞在施設等で運営支援を行う。
⑥	物資搬出入支援隊	4人	物資拠点	救援物資の搬出入、仕分、管理、保管等の支援を行う。
⑦	住家被害認定支援隊	4人	被災住家	住家の被害認定の支援を行う。
⑧	罹災証明支援隊	4人	市町村庁舎	罹災証明交付の支援を行う。
⑨	窓口業務支援隊	4人	市町村庁舎	各種相談、被災者生活再建支援金や県・市町村被災者生活再建支援金等の受付の支援を行う。
⑩	ボランティア支援隊	4人	ボランティアセンター	社会福祉協議会が行う災害ボランティアセンター運営の支援を行う。
⑪	その他必要な隊	4人	その他	その他の必要な支援を行う。

※ 人数は目安であり、業務内容に応じて増減又は第1物資搬出入支援隊、第2物資搬入支援隊のように同一隊を増強して対応する。

1 次要請（県支部へ応援要請）

想定：局地災害

- ① 被災市町村（受援市町村）は所管の県支部（県受援支部）へ人的要請する。ただし、東京湾北部地震等の大規模地震や被災により市町村機能が低下した場合は、市町村の要請によらず、県統括部の指示で被害状況を踏まえたプッシュ型支援を行う。
- ② 県受援支部は県統括部へ報告する。県統括部は職員派遣の可否を総合的に判断し、県受援支部へ指示する。
- ③ 県受援支部は管内市町村（応援市町村）、県地域機関（県応援地域機関）へ人的要請する。
- ④ 応援市町村、県応援地域機関は受援市町村へ職員を派遣する。

2 次要請（県統括部へ応援要請）

想定：広域災害

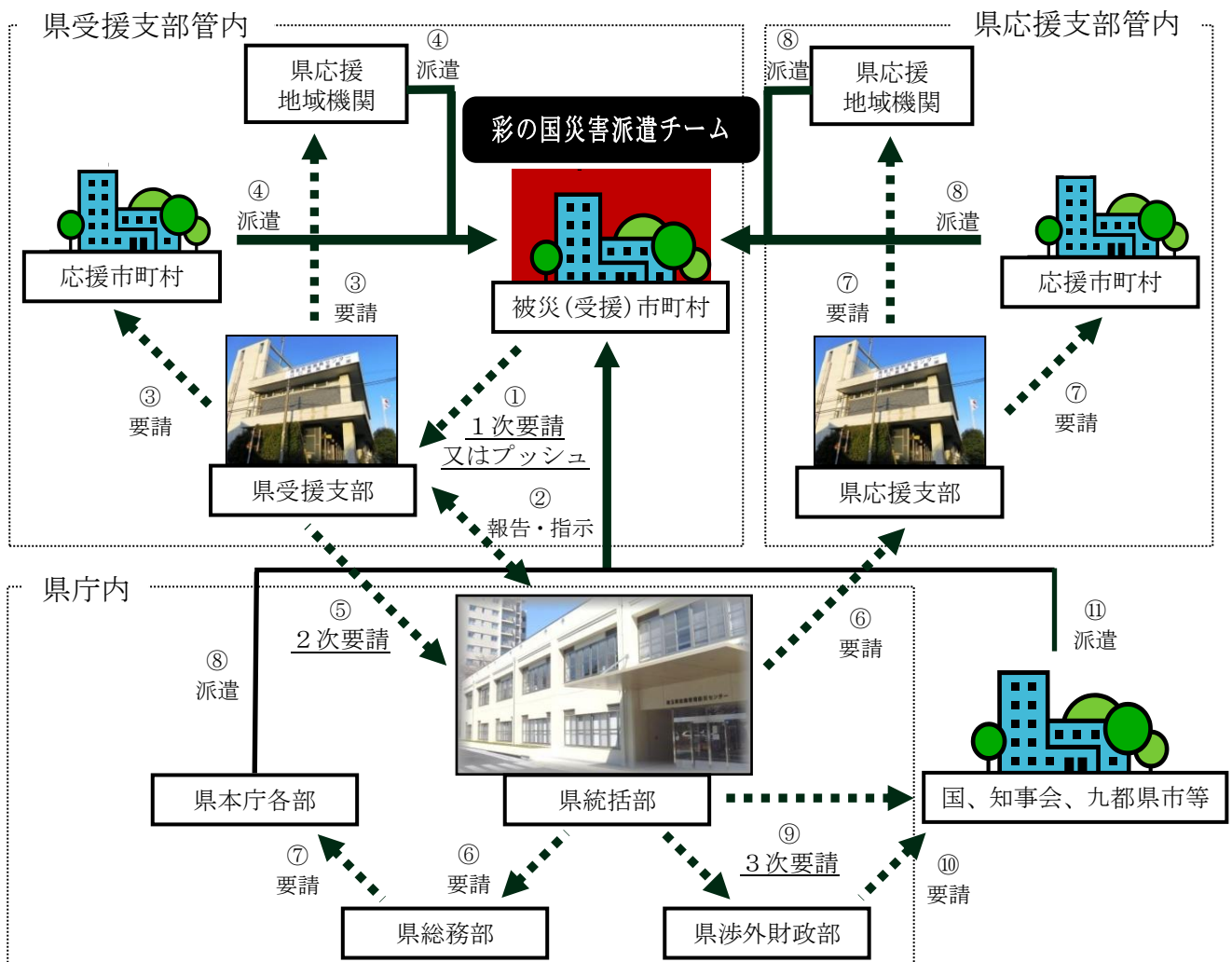
- ⑤ ④の職員派遣で不足すると県統括部が認める場合、県受援支部は県統括部へ人的要請する。
- ⑥ 県統括部は県受援支部以外の県支部（県応援支部）、県総務部へ人的要請する。
- ⑦ 県応援支部は管内市町村（応援市町村）、県地域機関（県応援地域機関）へ、県総務部は県本庁各部へ人的要請する。
- ⑧ 応援市町村、県応援地域機関、県本庁各部は受援市町村へ職員を派遣する。

3 次要請（県外へ応援要請）

想定：甚大な広域災害

- ⑨ ⑧の職員派遣で不足すると県統括部が認める場合、県統括部は県渉外財政部又は国へ人的要請する。
- ⑩ 県渉外財政部は知事会、九都県市等へ人的要請する。
- ⑪ 国、知事会、九都県市等は受援市町村へ職員を派遣する。

※ 被災で県支部機能が低下等した場合は、県統括部が県支部の全部又は一部の事務を行う。



第6節 埼玉県への職員派遣要請の流れ

十分かつ迅速に応急対策等を実施することが困難な場合、渉外情報班は県行田支部へ職員派遣を要請する。

要請にあたり、

- ・埼玉県・市町村人的相互応援マニュアル様式（以下、様式）1「職員派遣要請リスト」
- ・埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱「埼玉県・市町村人的相互応援派遣要請依頼書」を作成する。

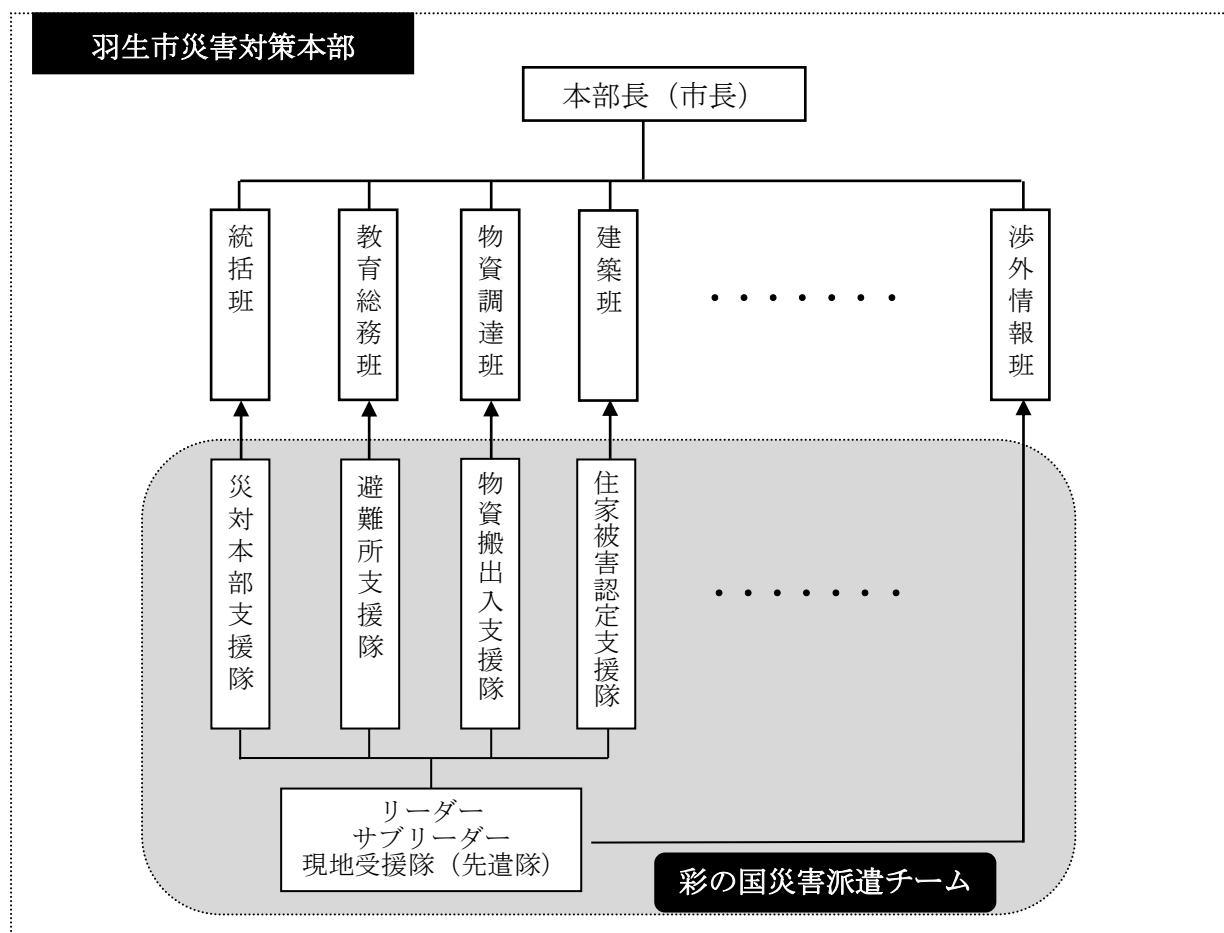
〔※被災により市町村機能が低下した場合は、県は市町村の要請によらず、被害状況を踏まえたプッシュ型支援を行う。その場合、職員派遣要請リストは県が作成する。〕

彩の国災害派遣チームの編成が決定されると、県行田支部から、

- ・「職員派遣配分リスト」
- ・「彩の国災害派遣チーム編成表」
- ・「派遣指示書」

が送付されるので、隊の構成、人数を把握し、執務スペースの確保等受け入れの準備を行う。

派遣チーム各隊は、活動場所への到着後、羽生市の各業務を担当する班の指揮下に入り支援する。リーダー、サブリーダー、現地受援隊は羽生市の渉外情報班の指揮下に入りつつ、各隊と派遣元団体との後方支援等の連絡調整の間に入る。



第7節 行動計画適用による県のプッシュ型支援について

県被害想定である次の震度6弱以上の地震が発生した場合は、県は人的相互応援実施マニュアルに定めている行動計画を適用し、プッシュ型支援として派遣の実施を開始する。

㊦東京湾北部地震、㊧茨城県南部地震、㊨元禄型関東地震、㊩立川断層帯地震
羽生市における被害が少なく職員派遣が不要な場合、埼玉県へその旨連絡する。

行動計画が適用される場合、県により彩の国災害派遣チームの編成が決定される。
以降の流れは「第6節 埼玉県への職員派遣要請の流れ」と同様とする。

第8節 応急対策職員派遣制度について

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

応援職員の派遣は、目的により以下の2チームに分けられる。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（対口支援チーム）

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。
- ・第1段階支援においては、被災地域ブロック（関東ブロックは東京都、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）内の都道府県（管内市町村含む）、又は指定都市が対口支援団体となり応援職員を派遣する。
- ・第1段階支援だけでは対応が困難な場合、第2段階支援として全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（総括支援チーム）

- ・総務省の名簿に登録された「災害マネジメント総括支援員」及びその補助である「災害マネジメント支援員」等で構成する「総括支援チーム」を被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整を行う。
- ・被災市区町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

羽生市から県へ人的応援を要請し、県が県内自治体だけでは応援を実施することが困難と判断した際には、県から関係機関へ応援対策職員派遣制度に基づく応援を要請する。

第3章 物的応援の受入れ

第1節 物的応援の基本的な考え方

1 物的応援の考え方及び枠組み

災害発生後3日目までは、1.5日分を本市が、1.5日分を県が備蓄するという埼玉県「地域防災計画」に基づき、それぞれが備蓄している物資を被災者へ供給することで対応することとする。

一方、それぞれが保有している備蓄物資が不足する場合においては、必要な物資を調達し、被災者へ供給するものとする。

主な供給の枠組みは、

- ①協定企業等からの提供による供給
- ②相互応援協定による他の自治体等からの提供による供給
- ③県への要請による供給

のとおり分類する。

なお、原則として本市が①、②の枠組みで供給を試み、それでは対応できない場合は③の枠組みで県へ要請するものとする。

また、政府の緊急災害対策本部（以下「国緊対本部」という。）により、必要不可欠と見込まれる物資を被災自治体からの要請を待たずに緊急輸送するプッシュ型支援（以下「政府のプッシュ型支援」という。）が、県を通じて調整された上で行われる可能性もある。

第2節 物的応援受入れに関する体制

本市における物的応援受入れ関係部署は、下表のとおりとする。

物的応援受入れ関係部署

(班名) 業務名	担当部署	連絡先(内線)
(物資調達班) 物資の調達に関すること	商工課	556
	観光プロモーション課	559
(財政班) 燃料の供給要請	財政課	375
(土木班) 緊急物資輸送路の確保	建設課	255

第3節 地域内輸送拠点の開設・運営

1 基本的事項

発災時に外部から輸送される物資等の円滑な受入れ及び適切な管理を行うため、物資集積拠点を定め、物資調達班が現地で開設・運営を行う。選定の際には、候補となる施設や施設周辺の被害状況の情報収集を行う。

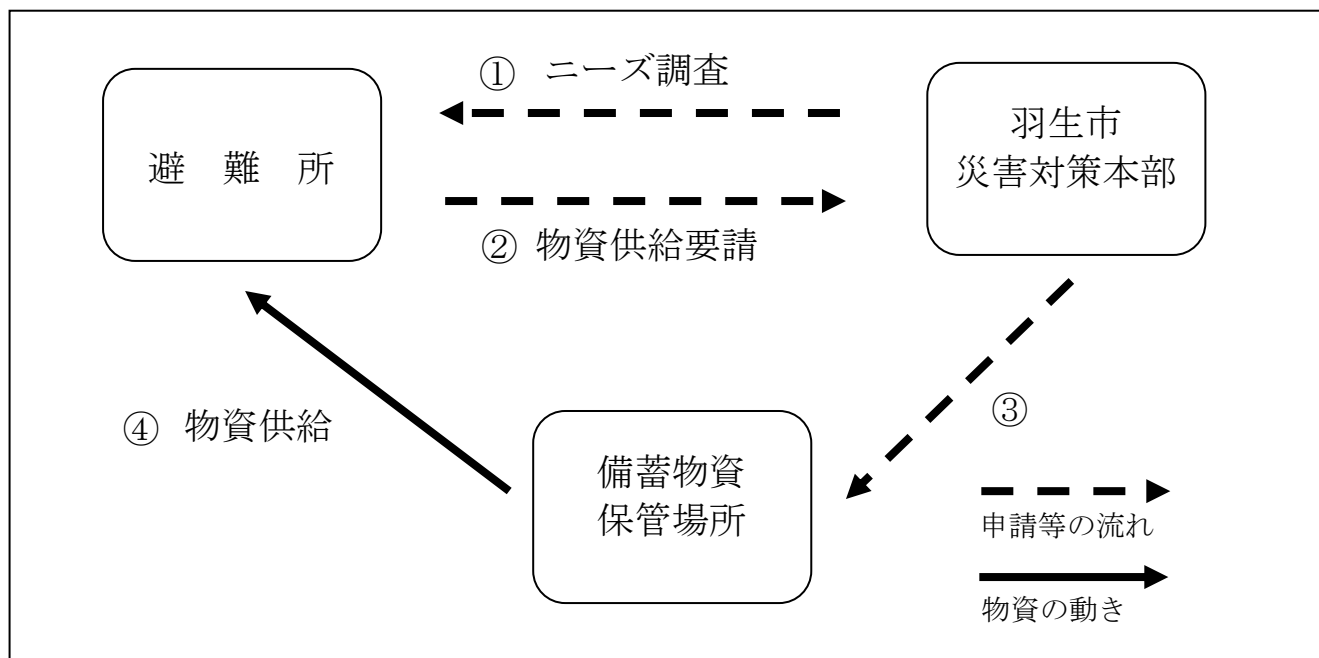
2 物資の受入れ概要図

①本市が所有する備蓄物資の供給（備蓄物資の供給フロー図）

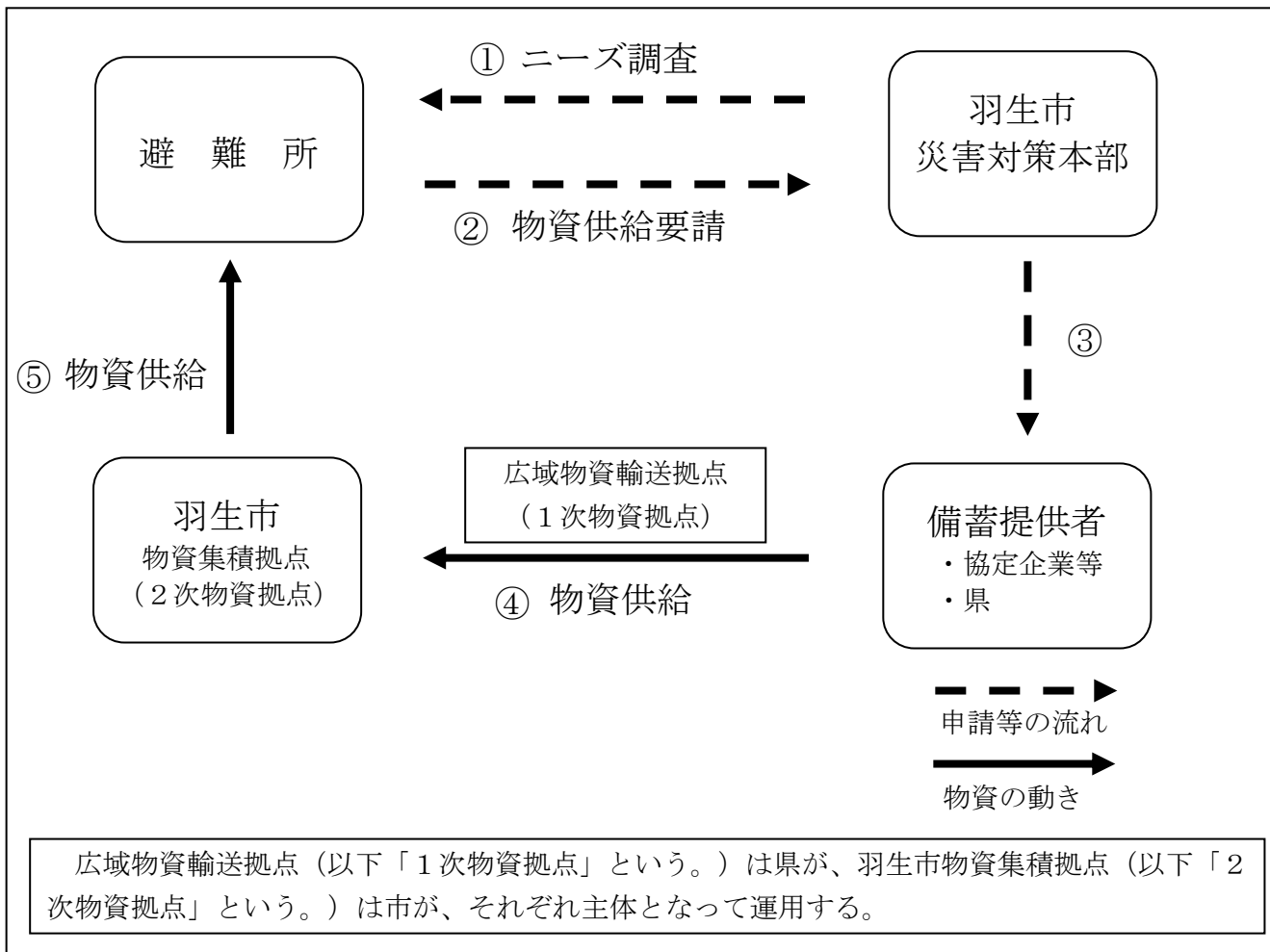
②本市から他機関への要請に基づく供給（備蓄物資以外の物資供給フロー図）

なお、本計画においては、「②本市から他機関への要請に基づく供給」について主に整理することとする。

備蓄物資の供給フロー



備蓄物資以外の物資供給フロー



3 2次物資集積拠点の選定

2次物資集積拠点は、2次集積場所として、広域物資拠点（1次集積場所）から割り振られた物資のほか、協定を結んだ自治体や事業者からの物資が集められる。2次物資集積拠点は、下表のとおりとし、所在地、経路等について県に報告する。

2次物資集積拠点 候補施設

施設名	所在地	区 分	備 考
羽生市産業文化ホール	下羽生876	公共施設	
羽生市体育館	東9-1-1	公共施設	
佐川急便(株)羽生営業所	川崎1-371-8	民間施設	協定に基づくもの

※候補地は、随時増やすことを検討する。

※候補施設は、施設の被災状況等により開設されない場合がある。

4 2次物資集積拠点の運営

2次物資集積拠点の運営は、**物資調達班**が行う。また、本市では、物流事業者と物資の輸送のほか、2次物資集積拠点の運営について協定を締結している。事業者の被災状況を確認の上、可能な限り要請を行い、効率的な拠点の運営を行う。拠点での役割分担は、下表のとおりとする。

拠点での役割分担

担 当	業務内容
拠点総括	・ 2次物資集積拠点の運営総括 ・ 対応方針の決定
情報管理	・ 市災害対策本部との連絡調整
物資等の出入管理	・ 物資等の受入れ ・ 受入れた物資等の振り分け ・ 在庫の把握、管理
警備	・ 拠点の警備 ・ 車両誘導

第4節 物資の輸送体制

1 基本的事項

物資調達班は、要請を受けた避難所等に迅速かつ的確に物資を輸送するため、輸送手段の確保や適切な輸送ルートを選定する。

1) 輸送手段の確保

本市と協定を締結している下記の物流事業者に協力を要請する。

また、発災直後のほか、小口等の個別で対応可能な案件は、機動性の高い公用車での輸送を実施する。

本市と協定を締結している物流事業者

- | |
|----------------------------------|
| ・ (社)埼玉県トラック協会北埼玉支部
・ 佐川急便(株) |
|----------------------------------|

2) 輸送ルートの選定

災害時に道路や橋は、被害を受け、通行止めとなることや、障害物除去、応急復旧、交通規制等が行われ、渋滞が発生することを念頭に入れ、選定を行う。

また、道路状況等をできる限り把握し、輸送車に情報提供を行う。

3) 良好な輸送環境の確保

迅速・的確に物資輸送を行うため、以下の点に留意する。

ア) 燃料

財政班は、燃料需要を取りまとめ、市の契約している燃料事業者に対し、物資輸送車両及び緊急通行車両に対する燃料の優先供給を要請する。

イ) 道路

道路状況が渋滞等により輸送に著しく支障を来す場合、**土木班**は、羽生警察署に協力要請し、必要な交通規制及び警察車両による先導を要請し、輸送ルートを確保する。

ウ) その他

道路状況を記した輸送先の地図を用意する。

2 物資の受入れ・仕分け

物資調達班は、2次物資集積拠点に物資の到着を連絡し、受入れを要請する。また、2次物資集積拠点に配置された人員は、避難所の収容人数や収容者のニーズを可能な限り考慮し、物資を仕分ける。仕分けの際は、梱包の外部に分かりやすいよう下表の梱包への記載事項を記入する。

梱包への記載事項

- | |
|-------------------|
| 1. 中身の内容 |
| 2. 数量 |
| 3. 賞味期限（消費期限） |
| 4. 提供を受けた団体名及び連絡先 |
| 5. 確認した日付 |
| 6. その他必要と判断した情報 |

3 物資の輸送実行

物資配分、輸送手段や輸送ルートの決定に基づき、関係機関へ要請し輸送を実行する。実行後、**物資調達班**は、輸送状況の管理等を行う。

4 輸送車両

物資輸送に使用可能な車両は、下表のとおりとする。

物資輸送に使用可能な車両一覧

車 種	ナンバー	所有課	備 考
トヨタ ノア	1229	財政課	
マツダ ビアンテ	5083	財政課	
三菱 ミニキャブEV	3756	財政課	軽バン・電気自動車
トヨタ（プロボックス）	5387	商工課	
トヨタ ハイエース	4024	観光プロモーション課	貨物

三菱（ミニキャブバン）	1321	観光プロモーション課	軽バン
スズキ（キャリートラック）	2498	観光プロモーション課	軽トラ
トヨタ ハイエース	5687	観光プロモーション課	乗用車

第5節 物資供給の手順

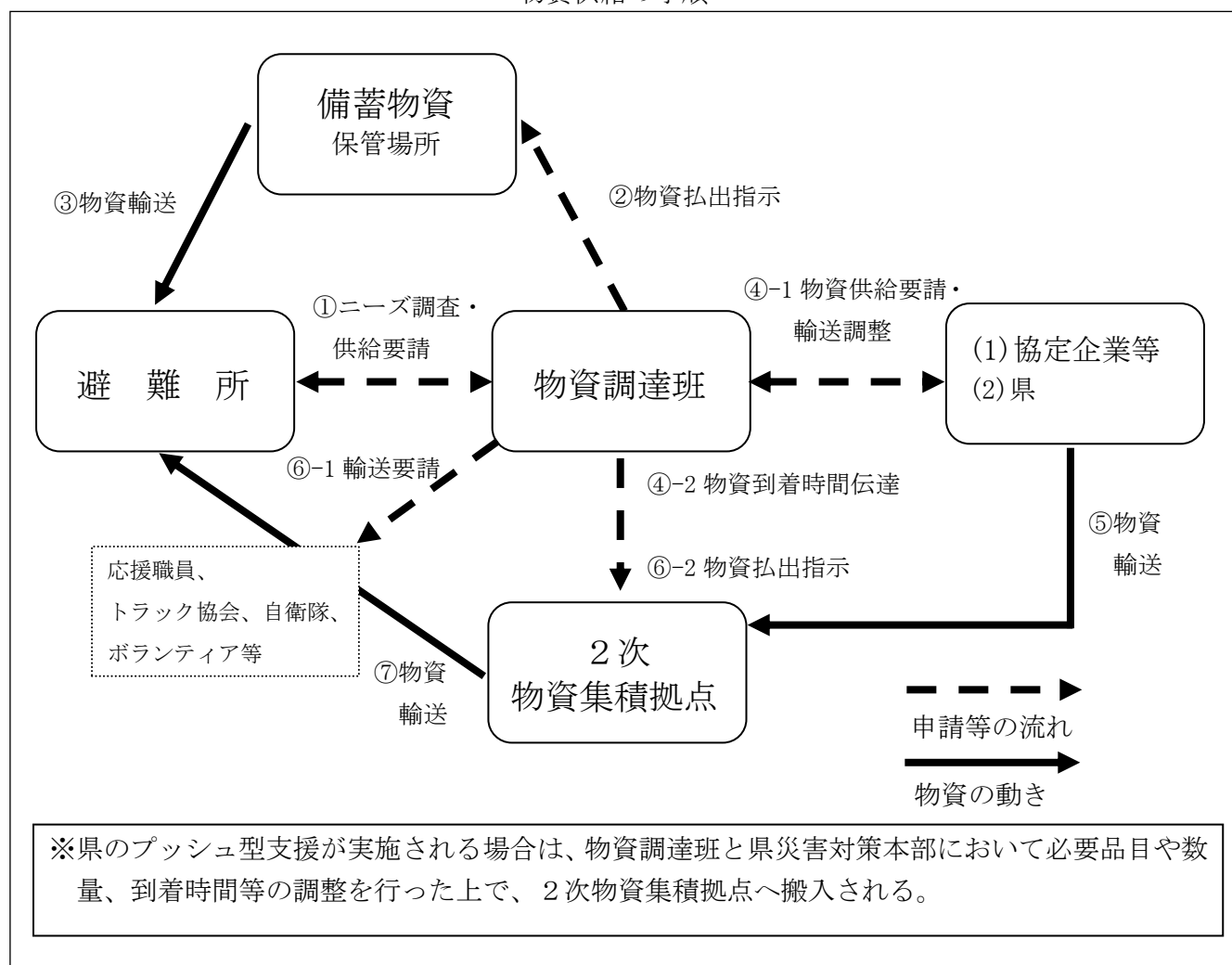
物資供給の手順は、下記のとおりである。

避難所から物資調達班への要請や物資調達班から県への要請、備蓄物資保管場所への物資払出指示や2次物資拠点への物資搬入時間及び払出指示は、原則として内閣府が整備している物資調達・輸送調整等支援システム（以下「国システム」という。）を用いて行うこととする。

なお、協定企業等やトラック協会への要請など、国システムによる管理が及ばない業務は市単独で行う。

また、国システムが使用不能となった場合には、物資供給業務を個別に実施することとする。

物資供給の手順



第6節 物資の取扱い

1 義援物資の取扱い

個人から提供される義援物資は、受入れや仕分け等に膨大な労力や時間を要し、救援物資供給効率の低下の一因となるため、原則として受け入れないものとする。

なお、そのことは全庁的な統一事項とし、積極的に外部へ広報することとする。

一方、企業や団体から提供される義援物資は、ロット数や品目を確認の上、救援物資供給効率を低下させることがないよう、必要性が高い場合に限定して受け入れるものとする。

2 2次物資拠点での救援物資の取扱い

2次物資拠点において円滑に物資を仕分けし、払出しを行うためには適切な物資の保管が重要であるため、物資拠点管理係は受け入れた救援物資を種類、品目毎に固めて保管し、拠点内は常に整理された状態に保つことに留意するものとする。

また、物資の配置図を作成し、拠点内に貼り出し、拠点内で作業する者全員が必要な物資の保管場所を常に把握できる体制を整えるものとする。

第4章 ボランティアの応援受入れ

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことは限界があるため、民間の団体あるいは個人によるボランティアの支援を得ることが必要である。このため、市は羽生市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に係るコーディネート業務を一元化して行う拠点施設を設置するなど、災害時のボランティア活動の円滑化を図るものとする。

1 災害支援ボランティア活動内容

○ボランティア活動の種類

区分	活動内容
一般 ボランティア	① 救援物資の運搬、整理、仕分け、配分
	② 避難所の運営補助（炊き出し等）
	③ 清掃、防疫
	④ 要配慮者等の介護、生活支援
	⑤ 広報資料の作成
	⑥ その他危険のない軽作業
専門 ボランティア	① 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） …救急救護、心のケア、乳幼児保育
	② 福祉（障がい別の専門ボランティア（手話通訳等）、介護士等）
	③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
	④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
	⑤ 通訳（外国語通訳）
	⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動）
	⑦ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士）

	⑧ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
	⑨ ボランティアコーディネート業務

○砂防ボランティア

- ① 地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
- ② 土砂災害に関する知識の普及活動
- ③ 土砂災害時の被災者の援助活動
- ④ 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

2 災害ボランティアセンターの設置と運営

○災害ボランティアセンターの設置

羽生市社会福祉協議会は、市の決定に基づき、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点施設や資機材等を提供する。

○災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターは、羽生市社会福祉協議会、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり運営する。

災害ボランティアセンターの主な業務は、以下のとおりとする。

- ① 被災者ニーズの把握
- ② ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ ボランティアの受入・受付
- ⑤ ボランティア活動情報の集約・管理
- ⑥ 市災害対策本部との連絡調整
- ⑦ その他ボランティア活動に関すること。

○災害ボランティアセンターとの調整

市は、災害ボランティアセンターが設置された場合、職員（福祉班）を配置し、市災害対策本部とボランティアセンターとの連絡調整、情報収集、提供活動等を行う。

また、羽生市災害対策本部規程に基づき、必要に応じてボランティアセンター関係者を本部付として委嘱する。

3 ボランティア関係機関とのネットワーク化

ボランティアを円滑に受け入れるため日頃からボランティア関係機関とのネットワーク化の促進に努める。

また、市民に対し、県の災害ボランティア登録制度について、ポスター、広報誌等により周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

第5章 受援計画の実行性の確保

受援計画の実行性を確保するためには、作成した計画をもとに職員に対する研修等を定期的に実施し、計画の検証と改善を行うものとする。

資料 7 各種様式集

7-1 発生速報

発生速報

支部
羽生市

年 月 日 発信 時 分		発信者			受信者		
1	被害発生	自	年	月	日	時	分
		至	年	月	日	時	分
2	被害場所						
3	被害程度						
4	被害に対する措置						
5	その他必要事項						

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

7-2 経過速報

○経過速報

支部
羽生市

				発信者				受信者					
被害の種別						発生地域							
被害日時		自		月		日		至		月		日	
報告区分													
区 分				被 害		区 分				被 害			
人的被害	負傷者	死 者		人		田畑被害	田	流出・埋没		ha			
		行方不明者		人				畑	冠 水		ha		
		重傷		人					流出・埋没		ha		
		軽傷		人					冠 水		ha		
住家被害	全 壊 (焼) (流失)	棟			道路被害	決 壊			箇所				
		世帯				冠 水		箇所					
		人				その他被害	文教施設		箇所				
		半 壊 (焼)		棟				病 院		箇所			
		世帯					橋りょう		箇所				
		人					河 川		箇所				
	一部破壊		棟				砂 防		箇所				
	世帯			清掃施設			箇所						
	人			崖くずれ			箇所						
	床上浸水		棟				鉄道不通		箇所				
	世帯			被害船舶			隻						
	人			水 道			戸						
	床下浸水		棟				電 話		回線				
	世帯			電 気			戸						
	人			ガ ス			戸						
	ブロック塀等		箇所										
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)			棟		罹災世帯数		世帯			
			半壊(焼)			棟		罹災者数		人			
		その他	全壊(焼)			棟		火災発生	建物		件		
			半壊(焼)			棟			危険物		件		
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部の設置状況 (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況 (3) 応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難指示の状況 市町村数 地区数 人 人 (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 イ 主な活動状況(使用した機材を含む)													

7-3 被害状況調

○被害状況調（確定報告）

羽生市

被害の種別		発生地域	
被害日時	月 日 至 月 日		
報告区分	確定		

区 分			被 害	区 分			被 害
人的被害	死 者		人	田畑被害	田	流出・埋没	ha
	行方不明者		人			冠 水	ha
	負傷者	重傷	人		畑	流出・埋没	ha
		軽傷	人			冠 水	ha
				道路被害	決 壊		箇所
住家被害	全 壊		棟		冠 水		箇所
			世帯	その他被害	文教施設		箇所
			人		病 院		箇所
	半 壊		棟		橋りょう		箇所
			世帯		河 川		箇所
			人		砂 防		箇所
	一部破壊		棟		清掃施設		箇所
			世帯		崖くずれ		箇所
			人		鉄道不通		箇所
	床上浸水		棟		被害船舶		隻
			世帯		水 道		戸
			人		電 話		回線
	床下浸水		棟		電 気		戸
			世帯		ガ ス		戸
			人		ブロック塀等		箇所
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	罹災世帯数		世帯	
		半壊(焼)	棟	罹災者数		人	
	その他	全壊(焼)	棟	火災発生	建 物		件
		半壊(焼)	棟		危険物		件
					その他		件

区 分		被 害	災害対策本部 市町村	名称							
公立文教施設	千円			設置	月	日	時				
農林水産業施設	千円										
公共土木施設	千円										
その他の公共施設	千円										
小 計	千円			解散	月	日	時				
公共施設被害 市町村数		団体									
その他	農業被害	千円						設置 災害対策本部 市町村数	計 団体		
	林業被害	千円									
	畜産被害	千円									
	水産被害	千円									
	商工被害	千円		適用 災害救助法 市町村名	計 団体						
その他	千円		消防職員出動延人数		人						
被害総額		千円		消防団員出動延人数		人					
備考	その他（避難の指示・自主避難等の状況）										

7-4 緊急消防援助隊の応援要請のための連絡事項（要請要綱）

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

応援等要請のための連絡事項

第	報
年	月 日 時 分

（消防庁長官又は都道府県知事）殿

（市町村長）

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道 市区 府県 町村
応 援 等 要 請 日 時	年 月 日 時 分
出動を希望する区域・活動内容	
災 害 の 状 況	
	原子力施設等 被 害
	石油コンビナート等 被 害

・必要な応援都道府県大隊 ※必要な隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊	
指揮隊	後方支援小隊
消火小隊	通信支援小隊
救助小隊	毒劇物等対応小隊
救急小隊	大規模危険物火災対応小隊
水上小隊	密閉空間火災等対応小隊
特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊
	消防活動二輪小隊
	震災対応特殊車両小隊
	水難救助小隊
	その他（ ）
その他参考となるべき事項(必要資機材等)	

・必要な応援部隊 ※必要な隊(部隊)に○を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指揮支援部隊	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊
	指揮支援隊	NBC災害即応部隊
	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
その他参考となるべき事項(必要資機材等)		

＜連絡責任者＞

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

7-5 自衛隊派遣要請依頼書

- 自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行う。
- 市長が知事に対して依頼するときは、以下の文書をもって行う。
- 提出（連絡先）県危機管理防災部危機管理課

○自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

羽生市長

㊟

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣要請を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項
- 5 連絡担当者
災害対策本部 職 氏名
(電話番号)
被災現場 職 氏名
(携帯電話番号)

7-6 避難者カード

避難者カード

※同居家族全員の情報をご記入ください。

避難所名		受付者	
自宅住所		電話番号	
自宅の状況	全壊・半壊・一部損壊・被害なし	自治会名	
避難日時		退所日時	
退所後住所		退所後電話	
緊急連絡先	①氏名 電話	②氏名 電話	

氏名（年齢）	性別	避難の状況	健康等	備考
ふりがな 世帯主 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している （場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	
ふりがな 世帯員 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している （場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	
ふりがな 世帯員 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している （場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	
ふりがな 世帯員 年 月 日生（ 歳） 外国籍（ ）	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している （場所 ） ☐ 連絡がとれていない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要介護等 ☐ 死亡	

① このカードは、親族、友人、知人などからの安否確認の問い合わせや避難者名簿の作成に使用します。
ただし、プライバシー保護の観点からご本人が閲覧を認めている場合に限りです。

② このカードの閲覧希望の可否を下記に記入してください。（どちらかに○印）

1 閲覧してもよい	2 閲覧してほしくない
-----------	-------------

③ なお、市役所（市災害対策本部）へは閲覧の可否にかかわらず災害応急対策上必要となるため、情報を提供します。

④ 備考欄には、持病、障がい、服用薬、担当ケアマネ名や緊急を要する場合の病院・施設への搬送希望などを記入してください。

7-7 罹災証明書申請書

り災証明申請書

年 月 日

羽生市長 様

下記のとおり、り災証明書の発行を申請します。

申 請 者	住 所
	氏 名
	印
事 業 所	住 所
	事業所名

証 明 の 種 類	り災証明書			
証明書の提出先				
申 請 通 数	個 人	通	事 業 所	通

※この欄には申請者は記入しないで下さい。

主管部課名	部 課 係				担当名				
摘要									
備考									
供覧	課 長	係 長	担 当	担 当	関係部課				

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
罹災原因	
被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部破損)
浸水区分・被害状況	建物外壁の破損

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

証第 号

令和 年 月 日

羽生市長 河田 晃明 ㊞

7-9 ペット同行避難状況調査票

同行避難状況調査票

令和 年 月 日

市町村	
所属課	
担当者名	
電話	

避難所にペット同行避難者がいる場合にご提出をお願いします。

1 ペット同行避難者のいる避難所の状況(現時点でわかる範囲で構いません)

	避難所名称	所在地	世帯数 (同行避難)	ペットの種類と数	支援が必要な資材
1				小・中型犬 頭 大型犬 頭 猫 頭 その他() 頭	☐ ケージ ☐ フード ☐ ペットシート ☐ 首輪・リード ☐ 猫砂 ☐ その他 ()
2				小・中型犬 頭 大型犬 頭 猫 頭 その他() 頭	☐ ケージ ☐ フード ☐ ペットシート ☐ 首輪・リード ☐ 猫砂 ☐ その他 ()
3				小・中型犬 頭 大型犬 頭 猫 頭 その他() 頭	☐ ケージ ☐ フード ☐ ペットシート ☐ 首輪・リード ☐ 猫砂 ☐ その他 ()

2 備考欄(特記すべき事項又は要望等ありましたら御記入ください)

備考	
----	--

提出及び問い合わせ先 埼玉県保健医療部生活衛生課

(提出先) a3600-02@pref.saitama.lg.jp

(問合せ) 048-830-3612(繋がらない場合、上のメールアドレスまで)

7-10 市町村行政機能チェックリスト

市町村行政機能即報 (チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか はい□ いいえ□

①市町村長の安否は確認できたか はい□ いいえ□

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)

②災害対策本部会議を定期的に開催しているか はい□ いいえ□

③災害応急対策業務等(例:避難所運営、物資供給)(以下「業務等」という)
の役割分担を行い、責任者が明確になっているか はい□ いいえ□

④広報・報道対応を円滑に行えているか(プレスリリースの定例化等) はい□ いいえ□

⑤特記事項

2. 業務実施体制(人的体制)は整っているか はい□ いいえ□

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか はい□ いいえ□

(職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))

②職員(一般行政)の応援派遣要請は行ったか はい□ いいえ□

③特記事項

3. 業務実施環境(物的環境)は整っているか はい□ いいえ□

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような
損壊が生じているか はい□ いいえ□

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか はい□ いいえ□

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか
(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など) はい□ いいえ□

④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く(原則として発災後12時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。